

令和7年第3回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（9月9日）（火曜日）		
1. 開会	5
1. 開議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 一般質問	7
広田 勉議員	7
生活保護政策について		
工事期間・受注金額について		
代理返済制度の促進を		
（福田介護福祉課長、吉田健康増進課長、 作城建設課長、高岡町長）		
富田 良一議員	26
混岸住宅について		
狭い道路の拡幅について		
（作城建設課長、村上総務課長）		
福岡 兵八郎議員	32
特殊病害対策について		
アマミノクロウサギによる被害について		
生活環境整備について		
（廣農林水産課長、高岡町長、中島企画課長、 大山住民生活課長）		
徳田 進議員	46
物価高騰対策について		
所得向上対策		
（村上総務課長、吉田おもてなし観光課長、 廣農林水産課長、福田介護福祉課長、新田税務課長、 高岡町長）		

宮之原 剛 議員	57
住民サービスについて		
防犯対策について		
期日前投票について		
物価高対策について		
(大山住民生活課長、村上総務課長、高岡町長、 中島企画課長、藤選挙管理委員会事務局長、 吉田おもてなし観光課長)		
1. 散 会	70
第2号（9月10日）（水曜日）		
1. 開 議	73
1. 日程第 1 一般質問	73
政 田 正 武 議員	73
「離島甲子園」について		
「夏季休暇中の給食の提供」について		
「全国町村会副会長・鹿児島県町村会会长」について		
(中島企画課長、太学校教育課長、福教育長、 高岡町長、村上総務課長)		
木 原 良 治 議員	82
不納欠損について		
町有財産について		
地域医療について		
(村上総務課長、新田税務課長、吉田健康増進課長、 福田介護福祉課長、奥村水道課長、作城建設課長、 高岡町長)		
是 枝 孝太郎 議員	93
マイナンバーカードの方向性について		
福祉振興について		
地域振興について		
(村上総務課長、吉田健康増進課長、高岡町長、 福田介護福祉課長、中島企画課長)		
竹 山 成 浩 議員	106

離島甲子園について
防災関連について
水道スマートメーターについて
直行便誘致に向けて、今後の取組は
(中島企画課長、福教育長、福田介護福祉課長、
太学校教育課長、作城建設課長、村上総務課長、
奥村水道課長、高岡町長)

内 博 行 議員 118

さとうきび振興について
畜産振興について
文化遺産について
害虫被害について
(廣農林水産課長、高岡町長、吉田おもてなし観光課長)

1. 散会 131

第3号（9月11日）（木曜日）

1. 開議 135

植木厚吉議員 135
家庭での体験活動について
町内の墓地事情について
(太学校教育課長、高岡町長、福教育長、
大山住民生活課長)

勇元勝雄議員 145

子供医療費について
副町長の選任について
入札について
行財政改革大綱について
美農里館について
水道行政について
町長交際費について
職員のモラルについて
(高岡町長、福田介護福祉課長、太学校教育課長、
村上総務課長、作城建設課長、水野耕地課長、

廣農林水産課長、奥村水道課長、安田社会教育課長、
清瀬地域営業課長)

松 田 太 志 議員 168

徳之島町における地域防災計画について

パーキング・パークミット制度について

病害虫（ヨコバイ科）について

（村上総務課長、高岡町長、廣農林水産課長）

1. 散 会 174

第4号（9月12日）（金曜日）

1. 開 議	178
1. 日程第 1 議案第 36 号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について	178
1. 日程第 2 議案第 37 号 徳之島町下水道条例の一部を改正する条例について	178
1. 日程第 3 議案第 38 号 物品購入契約の締結について（公立学校情報機器整備事業）	179
1. 日程第 4 議案第 39 号 物品購入契約の締結について（給食配送車購入事業）	181
1. 日程第 5 議案第 40 号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）について	182
1. 日程第 6 議案第 41 号 令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	186
1. 日程第 7 議案第 42 号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	187
1. 日程第 8 議案第 43 号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	188
1. 日程第 9 議案第 44 号 令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）について	189
1. 日程第 10 議案第 45 号 令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）について	190
1. 日程第 11 議案第 46 号 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について	191

1. 日程第 1 2	議案第 4 7 号	令和 6 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	191
1. 日程第 1 3	議案第 4 8 号	令和 6 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	191
1. 日程第 1 4	議案第 4 9 号	令和 6 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	191
1. 日程第 1 5	議案第 5 0 号	令和 6 年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について	191
1. 日程第 1 6	議案第 5 1 号	令和 6 年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定について	191
1. 日程第 1 7	報告第 4 号	令和 6 年度健全化判断比率について	194
1. 日程第 1 8	報告第 5 号	令和 6 年度資金不足比率について	195
1. 日程第 1 9	報告第 6 号	継続費精算報告書について	195
1. 日程第 2 0	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	196
1. 散 会			196

第 5 号（9月19日）（金曜日）

1. 開 議	199		
1. 日程第 1	議案第 4 6 号	令和 6 年度一般会計歳入歳出決算の認定について	199
1. 日程第 2	議案第 4 7 号	令和 6 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	199
1. 日程第 3	議案第 4 8 号	令和 6 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	199
1. 日程第 4	議案第 4 9 号	令和 6 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	199
1. 日程第 5	議案第 5 0 号	令和 6 年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について	199
1. 日程第 6	議案第 5 1 号	令和 6 年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定について	199
1. 日程第 7	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	203	
1. 閉 会			203

令和7年第3回徳之島町議会定例会

会期日程

令和 7 年第 3 回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和 7 年 9 月 9 日開会～令和 7 年 9 月 19 日閉会 会期11日間

月	日	曜日	会議別	日程
9	9	火	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（広田・富田・福岡・徳田・宮之原）5名
	10	水	本会議	○一般質問（政田・木原・是枝・竹山・内）5名
	11	木	本会議	○一般質問（植木・勇元・松田）3名
	12	金	本会議	○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○令和 6 年度決算上程（特別委員会設置、付託） ○報告
	13	土	休会	
	14	日	休会	
	15	月	休会	
	16	火	委員会	○決算審査特別委員会
	17	水	委員会	○決算審査特別委員会
	18	木	委員会	○決算審査特別委員会
	19	金	本会議	○委員長報告 ○閉会

令和 7 年第 3 回徳之島町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 9 月 9 日

令和7年第3回徳之島町議会定例会会議録

令和7年9月9日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

　　広田 勉 議員

　　富田 良一 議員

　　福岡兵八郎 議員

　　徳田 進 議員

　　宮之原 剛 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	内 博 行 君	2番	政 田 正 武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植 木 厚 吉 君
5番	竹 山 成 浩 君	7番	富 田 良 一 君
8番	勇 元 勝 雄 君	9番	徳 田 進 君
10番	池 山 富 良 君	11番	是 枝 孝 太 郎 君
12番	広 田 勉 君	13番	木 原 良 治 君
14番	福 岡 兵 八 郎 君	15番	大 沢 章 宏 君
16番	行 沢 弘 宗 君		

1. 欠席議員（1名）

6番 松 田 太 志 君

1. 出席事務局職員

事 務 局 長 清 原 美 保 子 君 主 査 中 野 愛 香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 な おみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農 林 水 産 課 長	廣 智 和 君	耕 地 課 長	水 野 育 君
地 域 営 業 課 長	清 潑 博 之 君	農 委 事 務 局 長	白 坂 貴 仁 君
学 校 教 育 課 長	太 稔 君	社 会 教 育 課 長	安 田 誠 君
介 護 福 祉 課 長	福 田 博 文 君	健 康 増 進 課 長	吉 田 忍 君
お も て な し 観 光 課 長	吉 田 広 和 君	税 务 課 長	新 田 良 二 君
住 民 生 活 課 長	大 山 寛 樹 君	選 管 事 務 局 長	藤 康 裕 君
会 計 管 理 者・会 計 課 長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	奥 村 和 生 君

△ 開 会 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

ただいまから、令和7年第3回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番富田良一議員、15番大沢章宏議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの11日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付しておりますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和7年度の例月現金出納検査6月分、7月分、8月分の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備しておりますので、御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元の資料にございますので、主なものを申し上げたいと思います。

まず、6月14日、森山裕自民党幹事長並びに県選出国会議員を囲む昼食懇談会に出席。自由民主党の定期大会にて出席しながら、要望活動も行っております。

6月17、18日、町村の振興を考える会意見交換会の懇談会で要望活動をしております。九州地区町村長大会、会長・事務局長の懇親会に出席。全国町村会正副会長会出席。一般財団法人全国自治協会理事会出席。全国町村会政務調査会・理事会、都道府県町村会長会に出席。

6月27日、日本赤十字社第106回代議員大会において、私のほうから血液製剤についての要望をしました。

6月29日から7月1日、鹿児島県町村会の役員の県外視察に行ってまいりました。

7月6日から7月10日、慶良間諸島の国立公園を視察しております。環境文化教育プログラム開校式にウェブで挨拶をしております。NPO法人メッシュ・サポートとの意見交換会においては、民間機による急患搬送並びに一度急患搬送された方の家族を帰郷するためのサポートを飛行機等で搬送するための維持管理について、12市町村で支援ができないかとの意見交換会をしております。

7月15日、鹿児島県浄化槽推進市町村協議会令和7年度の通常総会に出席。鹿児島県港湾協会理事会、総会、懇談会に出席。

7月24日、全国町村会正副会長会出席。全国町村会理事会、都道府県町村会長会に出席しております。

7月30日、大島郡の町村会要望活動及び意見交換会に出席しております。奄振の要望等を行っております。そして午前中につきましては、鹿児島県の開発促進協議会、これは町村会の会長としての出席でしたが、今後の減税による地方財政への影響がないよう強く求めたところであります。

8月7日、令和7年度の市町村政の研修会に出席。

8月25日から8月26日、町村振興の諸施策に対する国等への要望活動を行っておりまして、これは1議題に対して30分程度、関係省庁の幹部とのテーブル協議を行っております。私のほうから、デジタル庁の地方公共団体情報システムの標準化に関する財政措置支援について意見を述べました。

さらには有人国境離島法における航路・航空路運賃低廉化事業の支援の拡充、有人国境離島

法による輸送コスト支援事業の拡充について意見交換をしております。

さらには総務省において、ふるさと納税における募集適正基準の遠隔地送料等について要望したところあります。そして、総務省につきましては、奄美群島における民放の中継局について要望を行いました。これにつきましては、民放のテレビ局が今後のアンテナについての補修がなかなか予算的に厳しいということから、十島村の中之島にあるアンテナを廃止をして、ブロードバンドによる奄美との連携でできないかということで、それがある程度、総務省としても適用されるよう努力したいということでありましたので、今後は中之島からの電波ではなくて、奄美群島内にはブロードバンドで電波が来て、そこから無線等々での配信になろうかというふうに思います。

文部科学省につきましては、高校授業料無償化における他地域への流出対策について、また、学校施設環境改善交付金事業の補助対象経費の引上げ及び拡充について、そして休日の部活動の地域連携、地域展開における国の補助金の継続についてを強く要望しております。

厚生労働省につきましては、ドクターヘリ、消防防災ヘリの夜間運航について、さらには無医村に対する医療の充実について、また、保育所における公定価格の新単価表の見直しについては、こども家庭庁となりまして、しっかりと要望活動をいたしました。

農林水産省につきましては、第1次産業における担い手不足の対策についてをしっかりと要望してまいりました。

そして9月4日には、町村の振興を考える会朝食の懇談会に出席。全国町村会正副会長会に出席。一般財団法人全国自治協会理事会出席。全国町村会理事会、都道府県町村会長会に出席しております。

以上でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、一般質問を行います。

広田勉議員の一般質問を許可します。

○12番（広田 勉君）

おはようございます。

12番広田が、提出してある3項目についてお尋ねいたします。時間もないですので、早速参ります。

第1項めの生活保護政策についてですが、2012年（平成24年）の年末の衆議院議員選挙で生

活保護世帯への給付水準10%引上げを公約の一つとして掲げ、自民党とともに公明党が政権を奪還したときでございます。その後の国の動きは早かった。翌年というか、その選挙が終わった次の月ですね、平成25年1月に厚生労働省の専門部会は、生活保護世帯の生活支給額の基準見直しに関する報告書を提出し、当時の田村厚生労働大臣は、選挙後の次の1月に減額を決定し、さらに半年後には、生活保護費の引下げが行われ始めました。

平成27年度の3年間に、生活保護費のうち食費や光熱費に充てる生活扶助費を平均6.5%下げて支給をいたしました。これに反発する受給者側も翌年、平成26年2月に佐賀地裁に提訴。そしてその後、鹿児島県を含む各地で訴訟が相次ぎ、計29都道府県で訴訟が起こされました。11年間に及ぶ裁判を行い、2025年（令和7年）今年ですね、6月27日に最高裁が国の生活扶助費の引下げは違法との判決を下され、決着を見ました。

この件に対する対象者は、本町には何名ぐらいおられるのか。

○介護福祉課長（福田博文君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、徳之島町は、生活保護法第19条第1項に規定する福祉事務所を設置しておりません。今回の答弁につきましては、生活保護費の実施機関である鹿児島県大島支庁徳之島事務所福祉課に御協力をいただきており、質問内容によっては、答弁できないものもございますので、御了承いただきたいと思います。

御質問の本町では何名の関係者がおられるかについてですが、当時の被保護人員数は、平成25年度が521人、平成26年度が499人、平成27年度が485人となっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

最大の争点は何だったでしょうか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決について、厚生労働省の公表によれば、平成25年から平成27年にかけての生活扶助基準の改定が最大の争点であったと考えられます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

当時の受給者は、全国で大体何万人ぐらいで、減額は大体幾らぐらいだったかは聞いていません。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

国の被保護者調査によれば、平成25年度が216万1,612人、平成26年度が216万5,895人、平成

27年度が216万3,685人となっています。総減額数につきましては、現在のところは把握されていないということでございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体、これだけの数の人たちの分を減額してありますので、私が見たところでは大体670億ぐらい減額されているんですよね。これは物すごい額と私は思うんですよ、670億というのはね。

もう一つは、減額されて11年以上になるわけですよ。当時の受給者の高齢者が結構いらっしゃるわけです。大体、生活保護は高齢者が多いんですけども。この時点で約2割超の、裁判している間で大体200人ぐらい亡くなっているらしい。亡くなった場合はどうなるのかと。裁判勝ちはしたもの、それは、課長、聞いていない。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

対象者が亡くなられた場合の対応につきましては、現在把握をしていないところでございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

この生活保護者いらっしゃいますよね。前は財産持つとったら入れないとか、どうのこうのとかいうふうなお話も聞いたんだけど、最近は、ある程度不動産あっても、じゃあすぐ処分しないさいと言われたって処分できるものでもないし、生活保護に当たる場合があるんですけども。もし亡くなった場合、その財産はどうするのかはお聞きしていない。

○介護福祉課長（福田博文君）

すみません、実施機関じゃないため、どういった対応になるかというの把握はしていないところです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

このように、生活保護費の人の減額に対して、物すごく早いわけよね。選挙終わって、12月に選挙して政権取って、1月にすぐ始まって、半年後6か月後には減額やり出したと。結構早いんですよ。

しかし、この裁判がこの6月に終わったわけですよ、今年の。7月に厚生労働大臣は専門家の会合開くと、答申をして。先月の8月13日によく専門委員会が開催されたらしい。その会合の第1回目の会合ですので、大体中身は判決の内容とか、質疑が多少あったと。恐らく中身はほとんどないと思うんですけども。とにかく削減された生活扶助費を補填するかしないか

等の対策も早く考えんといかんわけですよね。裁判負けたんだから。そういうのも全然進んでいないと思うんですよ。次回は今月末に開かれる予定だったらしいんですけども、自民党の総理総裁の辞任で、また新しい大臣が決まるまでは、恐らく棚上げじゃないかなと。また先延ばしになると。やっぱり削減分を早めにどうするかを、これはまだ決まっていないと思うんですよ。670億円ぐらい引いて返してないから、やっぱりそれは返さないといけないんじゃないかなと私は思うんじゃけど。やっぱり高齢者が多いということで、死亡を待っているんじゃないかなとさえ思うんですけども、そういうことはないよね。

○介護福祉課長（福田博文君）

その件に関しても国の対応ですので、答弁は差し控えさせていただきます。

○1 2番（広田 勉君）

生活保護に関しては、ほとんど権限というのは町にはないんですけども。しかし、町としての窓口で、ある程度の権限もないこともないので、私が質問することによって大分勉強されたんじゃないかなと思いますので、私自身もあんまり知らないもんだからいろいろ調べたりしたんですけども。

去年の正月に発生した能登半島地震。被害を受けた輪島市で、義援金を理由に、生活保護を30件も打ち切られたらしいが、義援金はそもそも生活再生のための資金であって、生活用資金とは別物と考えられますけども、こういうものはどう考えられるのかな。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

義援金等の生活保護制度上の取扱いにつきましては、生活保護による保護の実施要領に基づき、当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定することとされています。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

こういった物すごく細かい要件があるのは知ってはいるんですけども、大体、今5月現在で165万世帯が生活保護を受けられて、約199万人が受給されていると。本町はどういうふうな状況であるのか、受給。

○介護福祉課長（福田博文君）

義援金等については、被災を受けた場合に被災時の収入認定除外の取扱いを福祉事務所が承認する必要がありますので、あらかじめ自立更生計画書を作成し、自立更生の内容を報告する必要があると考えております。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

徳之島は何世帯ぐらいで何人ぐらいおられるとか、そういう数は出ない。

○介護福祉課長（福田博文君）

災害を受けている人数ということですか、現在の。現在の状況は、総世帯数が266世帯、総人員数が323人となっています。

○12番（広田 勉君）

この間9月1日、1週間前の南日本新聞にこのような記事があったんですよね。三重県鈴鹿市が生活保護申請の際、財布にある現金を箱に出させ、1円単位で確認をしていることが31日までに関係者への取材で分かった。申請者から惨めな気持ちになったという声が上がり、専門家は、必要性がなく、申請をためらわせるおそれがある行為だと批判している。市によると、窓口に用意した箱に、当日記帳した貯金預金帳や身元を示す書類とともに、財布内にある硬貨を含む現金を全て出すように、あれを出すらしいんですけども徳之島でも大体、あなた方は知っているか知らんか分かりませんけど、大体これは調べるらしいんですよね、1年に1回とか、何年に1回かずっと。本当にあるかと。そのときに財布も出しなさいというふうなこともあるらしいんだけども、とにかく申請するときにこれはないんじゃないかなと、さすがにね。

ずっと以前、北九州市などは、この申請用紙をもらいに来ても、出さないという話があったんですよね。それで、餓死して亡くなった家族があるというふうな記事も1回見たことがあるんですけども。北九州市というのは、これは特別な市であって、反社会勢力の申請が多いと、これもまた言われているところで、出し済ったあれも分かりはしますんですけども。この話を申請用紙まであげないとなると私は徳洲会病院におった頃に医師会と大分もめておって、優生保護法というのは、医師会が窓口になっていて、徳洲会には出さないと言ったもんだから、京都の医師会に出向いて、なぜ出さないのかというふうに大分問い合わせたことがあるんですけども。今、本町はそういった出し済り、そういうのはないですよね、申請者に。

○介護福祉課長（福田博文君）

本町は先ほども申しましたように、実施機関ではございませんので、本町では生活保護の申請、変更申請のみ受け付けておりまして、調査・決定等は県が行っております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

最近はプライバシーがどうのこうのということで、大分緩和されてきていて、今まで民生委員の書面が要るとかあったけども、今はそれも要らないと。というのは、あの民生委員のところに行ってお願いするの嫌だとかいうふうな声も聞いたことあるんですよね。そういったあれもあったけど、今はそういうあれがなくなって、ただ申請すればいいということで。

というのは、本当に必要な人がおるんですよ。ちょうど去年の今頃、運動会のときに伊仙の方から頼まれて、生活どうしようもないというふうなことで、そしたら、担当に相談しましょ

うかといって、慌てて伊仙の役場に行ったことあるんですけども。なぜかというと、がんでステージ4だったんですよ。しかし、医療費がないから、金がないから病院へ行けないと。これは何とかせんといかんと、兄弟からもいろいろ相談を受けて、それで、これは生活保護受けたほうがいいですよということで、伊仙の担当にお願いしたこともあるんですけども。そしたら、一月から入院したもんだから、すぐ生活保護が下りてきて、しかし、やっぱり一月後には亡くなつたですよ。だから、もっと早く医療費を心配せずにかかるんやつたら、もう少し長生きできたんじやないかなというふうなこともあったもんだから。

だから、厳しくするのもいいんだけども、やっぱり必要であるかないかの判断というのは、非常に、専門的にぱっと決めて、それは県のほうが決めることだから、町はどうもないんだけど。しかし、町としても、ある程度、早めにお願いしますとか、そういったことなんかもして、働けないというのは分かっていたら、早めにそういう手を差し伸べるようなことをお願いしたいと思います。

また次、保護の種類としては、どういう扶助があるものか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

保護の種類につきましては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類でございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

いろんな扶助があるんですけども、また詳しく聞きますけども、次の国で定めた最低生活費とは、東京、大阪などの都会と比べると、島とか離島とかいうところがちょっと低いと思うんですけども、鹿児島県は支給額も少ないと思うんだけども、大体基準は幾らなのか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

広田議員がおっしゃられたように、保護費につきましては級地基準があり、都市部やその他の地域または個々の世帯状況等に応じて算定されるため、最低生活費が幾らかということは言えないと考えております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体、高齢者の独身でどれぐらいというような話を聞いていない。幾らぐらい支払いされているか、額が。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

例といたしましては、60歳単身世帯の方の場合、生活扶助が6万6,740円、持ち家の場合は、6万6,740円これにまた加算とかがつくというふうになっております。
以上です。

○12番（広田 勉君）

恐らくこの計算式は、あなたも分かりづらいと。もらっている人たちも、どういうふうな計算式でこれだけの額になっているか分からんらしいんですよ。

先ほど言った家賃なんかも扶助の中に入るけど、家賃の最大どれぐらい。これは後で聞きますけども、その算定、どうしてそういう算定になるのか。計算式が物すごく複雑で分かりづらいんだけど。私の知っている人も生活保護として二、三千円頂いている。それは年金が入るから、年金が入った後の額を引いてもらえるということで、二、三千円らしいんですけども。その二、三千円もらうんだけども、やっぱり報告書とかいろいろな義務がいっぱいあるんですけどね。

町としては、町の家賃としては、生活保護世帯から亀津、亀徳は一緒なのか、花徳なんかも違うのか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

住宅扶助費に関しましては、世帯人員別に限度額が設定されております。本町は、保護の基準の3級地の2となりますので、1人世帯の場合、最大家賃支給額は2万4,200円となります。また、亀津地区は家賃が高い場合多いため、特例として、1人世帯の場合、最大家賃支給額は3万1,500円となっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

民間のところを借りたら3万2,000円が限度額と。それ以上は出せないということですね。大体、生活保護、さっきも言ったんだけど、受けとると権利と義務が生じるんですよね。大まかに権利と義務どういうものがあるものか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

生活保護法に定められておりますが、保護を受けたときの権利といたしましては、不利益変更の禁止、公課の禁止、差押えの禁止、譲渡の禁止などあります。また、義務といたしましては、生活上の義務、届出の義務、指示等に従う義務、費用返還義務などあります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体、生活に変化があったときは届け出るとか、島外に出かけるときも報告してくれと。働く

ける人は能力に応じて働いてくださいとか、パチンコやギャンブルは慎み、常に支出の節約に努めて、公共料金の滞納はしないでくださいとか、いろいろあるみたいですがも。

義務の中に、子供からできるだけ仕送りをしてもらい、親、兄弟姉妹などには相談をして、援助を受けるように努力してくださいというふうにあるんですけど、もし援助を受けたら、収入とみなされるんじゃないかと言ったんだけども、その辺どういうふうに聞いていますか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者がいる場合は、その扶養保護に優先されることとされています。ほかからの仕送り、贈与等による金銭であって、社会通念上、収入認定することを適當としないもののほかは、全て収入認定されることとなります。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

そうすると、やっぱりお父さん、お母さんが生活保護を受けておったら、少しでも節約して子供たちがあげようとするわね。そして、あげたら、もらった人は、その分また生活保護から引かれるわけですよ、収入とみなされて。それだったら、あげる人いないんですよ。自分も身を削ってあげるんだけど、あげたもん親はまたその分引かれるから、収入とみなされてね。そしたら、応援する人いないですよ。だから、これも何とか考えないといけないんじゃないかなと。病気見舞いなんかも、収入になるんかな。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

社会通念上収入として認定すべきか否かは、事例ごとの個別的判断になると思いますので、福祉事務所が判断を行うと考えております。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

もう一つ、本町のほうで行われているプレミアム商品券ね、あれなんか買うと、今回は5,000円だったかな、上回るのは。それは収入となるのか、ならないのか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

令和7年度徳之島町商工会プレミアム付き商品券につきましては、生活保護法による保護の実施要領により、プレミアム部分の金額について、1世帯につき8,000円以内の額を収入認定しないと取扱いとなっております。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

今年の夏は異常に暑いと連日放送されていますが、保護世帯も暑いからクーラーを買おうと。しかし、生活ぎりぎりに頂いているあれだから、クーラー買う余裕はないから、金を借りて買わざるを得ないんですよね。金借りた金額も収入とみなされるのかどうか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

冷房器具の購入のために、社会福祉協議会が貸付けを行う生活福祉資金による貸付資金については、収入として認定しない取扱いが可能であると考えられます。その他の借入れにつきましては、収入認定されることとなると思います。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

もう一つ、生活保護を受けている間は、自動車の所有や運転は認められませんと。これは本当ですか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

通勤用自動車及び障害者が通院等のために自動車を必要としている場合等は、条件を満たした場合に、例外的に自動車保有が認められる場合がありますが、生活用品としての自動車については、原則的に保有は認められておりません。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

一応島では車がないと、もともと生活ができないし、身動き取れないと。仕事をするにも、やっぱり仕事場まで移動したりする必要があるんだけども、これは何もするなというのと一緒にじゃないかなと思うんですよね。厳格にこれを守っていくとすればですね。

もう一つは、電気代がかさんだりするもんだから、クーラーなんか使わないというふうなことなんかもありますので、よく俺の知っているある若い男の子だけど、パチンコ屋にずっと行くんですね。パチンコしているのと言ったら、パチンコはしていないと。涼みに行っていると、パチンコ屋に。後、聞いたら、大丸の宝くじ売場なんかでも、涼んでいる方がいらっしゃると。それだったら、役場の1階の多目的広場も涼しいから、ここを開放して、暑ければどうぞいらしてくださいというふうなことなんかもしていいんじゃないかなというふうに思うんだけど。でないと、とにかく暑くておれない分は、この夏はあったわけですよね。だから、ついついパチンコ屋行って涼みに行ったら、打ちくなったりする可能性もあるから。やっぱり役場の下のほうをちょっと開放したらどんなもんかと思うけど、どうでしょう。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

現在、徳之島町役場 1 階と町内の全部で 7 施設ですね、猛暑の避難場所として、クーリングシェルターという形で指定しております、施設の開放時間内につきまして開放しているところでございます。こちらのほうは、広報紙とか防災無線とかで呼びかけているところでございます。

○1 2番（広田 勉君）

今パチンコ屋に涼みに行っている人たちは、どうぞ役場もいらしてくださいというふうに案内していいんですよね。ありがとうございます。

もう一つ、高齢者の元気度アップ・ポイント事業の商品券があるんですけども、これは収入になるのか。子供のポイントもあるんだけどね。こういうのはどんなもんでしょう。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

高齢者元気度アップのポイント事業につきましては、高齢者の健康づくりやボランティア等の社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取組を図るという趣旨、目的であれば、生活保護法による保護の実施要領により、支給対象 1 人につき 8,000 円以内の額を収入認定しないと取扱いされているようです。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

物すごく収入に対して厳しいもんだからね。だから、いろんなことを想定しておかないと、後でみんな、支給はされるんだけど、全部引かれる可能性があるわけですよ。だから聞くんだけど。

あと、病院の外来、病院は大体ほとんど無料になっているんだけど、受診するときに診療依頼書をもらって病院に行くらしいんですけども、どこそこの病院に行くという、行き先ももらうときに決めるのかどうか。

○介護福祉課長（福田博文君）

診療依頼書の発行時に受診先の設定が必要ですので、あらかじめ決めていただく必要があります。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

先生が不在とか、ここはできないとか言われたときには、相談員にもう一回相談して行くことになるわけですか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

島内の医療機関で治療等ができない場合は、相談員に相談を行うと考えております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

緊急のときの救急車など呼ぶ場合は、普通でいいんかな。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

急病で診療依頼書の交付を受けることができないときは、大島支庁徳之島事務所福祉課へ電話連絡後に医療機関を受診することになります。土日などの閉庁日の場合には、事後に速やかに、大島支庁徳之島事務所福祉課に連絡をすることで対応しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

町営住宅なんか、集合住宅の共益費も扶助に含む必要があると思うんだけども、これ今は含まれていないですよね。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

生活保護法において、共益費は住宅扶助の対象とはなっていないため、食費、被服費、光熱水費等の対象である生活扶助費から支払うこととされています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

やっぱり共益費も全部、家賃と変わらんと思うんですけどね。それは入らないとなると、少しは苦しくなるわね。だから、やっぱりその辺も一応検討するようなお願いをしておいてもらえたんかなと思うんですけどね。

以前、私、保護司しているもんだから、全郡の保護世帯のデータをずっと見たことがあるんですけども、たしか瀬戸内町が受給率が奄美の中では当時トップじゃなかったかなと。私はずっと名瀬のほうがトップとばっかり思っていたら、瀬戸内のほうがトップだったんですよね。今はどのような状況なのか。本町は全郡でどの位置で、受給率は保護世帯でどのような推移なのかを聞いておられます。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

奄美群島の令和5年度の保護率は、高い順に申し上げますと、奄美市60.6パーセント、これは千分比となります。瀬戸内町58.3パーセント、大和村40.5パーセント、徳之島町は35.1パーセントとなっております。

また、本町の生活保護世帯数につきましては、直近3年間で申し上げますと、令和3年度が297世帯375人、保護率は37.46パーセント、令和4年度が294世帯367人、保護率は37.21パーセント、

令和5年度が279世帯339人、保護率は35.1パーセントと推移となっております。推移としては、減少しているものと考えられます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

これは死亡減でしょうか、社会減でしょうか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

内容については把握はしておりませんが、人口減も考えられるのではないかと、自然減も考えられるのではないかと考えております。

○12番（広田 勉君）

徳之島町は、買物とか、非常に近くで生活がしやすいと。亀津なんかはね。そういったことで、ほかの町から本町への生活保護世帯の入り込みが増えていると私は思っているんですよ。恐らくそういった理由じゃないかなと思うんだけども、他町村から伊仙、天城から移動して来るあれも結構あるんじゃないかなと思うけど、どうでしょう。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

被保護者につきましては、転入を含め、過去の経歴に関して統計を取っていないため、他町村からの入り込み数等については、特段把握はしていないということでございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

私は、聞いた範囲内しか分かりませんけども、大体、生活保護になるとそんな動きなくなるから、やっぱり生活がしやすいところに移ってくるということで、天城、伊仙から移ってくる人たちは結構いらっしゃるというふうな話を聞いたことがあるもんだからね。

あと、生活保護とは別だけど、特別障害手当とは、これとは別に別途支給されるんですよね。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

特別障害者手当につきましては、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方の生活を向上させるために支給される手当であります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体額がどれぐらい。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

特別障害者手当は、二十歳以上の方につきまして、月額2万9,590円となっております。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

要介護が必要ですよね。幾つから。

○介護福祉課長（福田博文君）

調査決定等は、県のほうが実施機関であるため、町のほうでは把握していないということでございます。

○1 2番（広田 勉君）

普通、特老入るのは大体3以上とかいうふうに言われておるんですけども、これも一応3以上だと認定される可能性あるということで。本町には対象者は大体何名ぐらいいらっしゃるもんか。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

現在の対象者は26名です。

以上です。

○1 2番（広田 勉君）

先ほども課長のあれで、日常生活が常時特別な介護が必要な二十歳以上の人に対する支給されると。これは障害手帳も要らないということでしたので、あれでもやっぱり、まだ何名かいいらっしゃるんじゃないかなと思うんだけども、こういう方がいらっしゃるかどうか。まだいろいろ対象者がおられたら、この制度を手当を頂けるようにすると非常に助かるんですよね。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1 2番（広田 勉君）

次に、2番目の工事期間、発注金額についてであります。最近、全般的に発注期間の工期の期間とか受注金額の変更が、具体的に私も分かりはしないけど、ちょっと目に余ると。原因が何で何件ぐらいあるのか。具体的にちょっとお願ひします。

○建設課長（作城なおみ君）

広田議員の質問にお答えいたします。

令和6年度建設課の発注工事は43件あります。このうち工期延期が16件、受注金額の変更は26件です。

工期延期につきましては、主に繰越承認がされていないため、議会にて繰越承認後の変更や材料の納期遅れが原因となっています。

金額の変更につきましては、特に土木工事のほうですけど、地下を掘削するため不確定要素が多く、水道管の切り回しや構造物の撤去、仮設の矢板が安全な位置まで入らない等の理由で変更となっています。

○12番（広田 勉君）

これは、大体設計の段階で分かるんじゃないある程度。今言った撤去とかそういったものに関しては。

○建設課長（作城なおみ君）

地下掘削等は、まず地質調査を実施するのですが、全箇所を掘るわけにはいかないので、ピンポイントで見た地質を基に設計は行っています。されていない部分で大きな石の塊だったり、水道管が思わぬところに入っていたりするという形も出てきますので、そういった変更を行っています。

○12番（広田 勉君）

どういう理由か分かりませんけど、今、火葬場へ行く道なんかも、もう1年以上やっているわね、あの工事。予算がなかったのか。あんなかかるような工事じゃないと思うんですけどね、工事自体は。我々素人から考えるとよ。それ関係ないんだけど。ああいうふうにして、いろんなところで、あまりにも工事期間が長かったり。最近は、金額の変更は、今言った石が出てきたり何が出てきたりとか、そういったものはある程度はしようがないとしても、そのほかにはないよね。金額の変更なんかは。

○建設課長（作城なおみ君）

地下埋設以外の変更ですと、道路舗装をしていて、ちょっと先ももっときれいにしたほうがいい場合とかは、ちょっと追加して変更増を行っています。

○12番（広田 勉君）

追加工事ね。そういうのは別にいいんじゃないかと思ははするんだけども。

大分前になるんだけど、入札が不調になったわけよね。全部会社失格になったわけよ。再度入札して、今度は額を上げて再度入額したら通ったんだけど、もう一回同じ組で入札させているわけよね。1回不調になったのは、もう一回組替えはされているのかどうか。入札の組替え。

○建設課長（作城なおみ君）

入札のやり直しの例としましては、設計金額、内容等を変更した場合は、同じ業者で入札を行える形になっています。

○1 2番（広田 勉君）

それと大分前になるんですけども、仮設住宅の入札で不調になって、もう一回値を上げて取った経緯があるんですよね。あれなんかも、我々素人目から見ても、値上げるために不作為したんじゃないかなというふうな感じもしたんだけども。

今、次の亀津19号線、交通止め期間が13回も変更になったし、この工事の時系列にちょっと説明をお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、回数は13回じゃなくて、3回と書いていますけど、3回。3回変更になったと質問には書いているんですけど、13回と言っていますけど、3回。

○1 2番（広田 勉君）

3回、3回。

○議長（行沢弘栄君）

3回ね。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀津19号線の工事発注につきましては、令和6年8月23日に1工区と2工区を令和7年3月28日工期で発注しました。1工区は矢板打ち込み工事、2工区を橋部分のボックスカルバートで発注。1工区は矢板工事の打合せで、電線が邪魔で打ち込みができないため矢板を3分割に変更して施工することになり、福岡の工場での加工に2か月要したことと、地盤が途中から固く、当初の機械では既定の根入れまで打ち込めなかつたことから、急遽、島外からの機械の変更で、1工区の施工に大幅な遅れが生じ、矢板打ち込み工事後の施工となる2工区の工期を令和7年7月31日まで延長することになりました。また、2工区は河川の工事のため潮の満ち引きがあり、施工時間が限られてしまうための遅れもありました。

○1 2番（広田 勉君）

その潮の満ち引きなんか、計算できるでしょう。

○建設課長（作城なおみ君）

2工区の工事は、1工区の矢板の打ち込みが完了した後の施工となりましたので、7月31日までの延長としたのが主な理由です。

○1 2番（広田 勉君）

発注に細心の努力をしないと、ただ計算して、はいどうぞ、お願いしますじゃあ、駄目じゃないんじゃないの。潮の満ち引きなんか、釣りする人に聞いてごらん。潮満ちが潮引きがいつあってというの、みんな分かるよ。そういったものも厳選せんといかんし。やっぱりちょっと長過ぎるのよ。専門的なことは分かりませんよ。工事が物すごく長いという感じ受けるわけ。

しかも、変更もしたよね、工期変更。設計の段階から見込みがあったんですか。変更するかも分からんというような。

○建設課長（作城なおみ君）

1工区のほうは3月28日工期で、矢板を打ち込むのに、余裕を持って工期があつたんですが、電線が邪魔で打ち込めなかつたことから、矢板を加工する必要があつて、それに2か月かかりました。その後も岩が出てきて、そこで打ち込めない部分があつたので、ちょっと強い機械に変更する必要があつて、それもちょっと時間を要して、何とか3月末に完了することができたんですけど。当初、早く終われば橋の工事がうまく絡むような設計で、どちらも3月末に完了する予定だったんですけど、1工区の遅れから2工区のほうの施工が後になつてしまつたので、ちょっとやむを得ない理由で工期延長となつております。

○12番（広田 勉君）

とにかく変更ということは、金額も変わつてくるわけよね。高くなつてくるわね。

○建設課長（作城なおみ君）

1工区のほうの金額は、当初が3,316万5,000円だったのが、矢板の影響等で4,055万2,000円に変更になつています。2工区のほうは、これは仮舗装等の追加で、金額的には4,301万円が4,452万円の金額変更になつています。

○12番（広田 勉君）

これは簡単に変えられるもんね、工事というのは。家造るときもそうよ。大体これぐらいの予算でこういう家造るとするんだけど、ちょっと上がりますと言わされたら、はいはいって言えるかどうかのもんよ。大体限度額で家も考えるはずなんよ。自分の返せる限度額とかね。そういうもので、最初に大体どれぐらいって決めたら、その値段の中で収めるときに、収めなくていいのかどうか。簡単に上げていいもんかどうか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

道路工事のほうは、どうしても地下埋設とかそういう変更が多々ありますので、ある程度余裕を持った予算を見ておりまして、道路の補助金のほうも、そういう変更には対応していただける状況です。

○12番（広田 勉君）

そうだと思いますよ。余裕ある期間、余裕ある予算でもつてするんだけど、特にこの場所というのは、普通の場所だったらええですよ。物すごく混む場所なんよね。だから、工事の仕方とか発注の仕方で、やっぱりここは特別な地域とか、そういうふうに指定すべきじゃないのと思うのよ。普通の道路と違うよと。

○建設課長（作城なおみ君）

もちろん中学校も小学校もありますし、大事な道路だと考えております。工事のほうももちろんスムーズにいくように設計して発注しておりますが、やむを得ない理由で延期という形になってしまったことをおわびいたします。

○12番（広田 勉君）

専門的なことがよう分かりませんけれども、ちょっとやっぱり簡単にしすぎじゃないかなと思うのよね。その変更。

8月18日に電柱移設工事。電柱が1本立ったんですけども、まだ電柱立てただけで、あと何もしていないんですよね。だから、そういうふうな段取りを、電柱は工事とは関係ないはずなんよ。場所さえ、ここですと指定しさえすれば。だから、この発注の仕方とか、やっぱりちょっと真剣に。あの道路がどういうふうな使われ方しているかというのは、やっぱり知つとってもらいたいんですよね。だから、それぞれの会社も、それは分かるんですよ。向こうだけが現場じゃないから、いろんな現場を持っていらっしゃるから、そこだけ集中するわけにいかないんだけど。しかし、特殊な現場ですので集中してくださいとか、発注するときにそういう条件をつけられないもんかということなんよね。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀津19号線を工事するに当たり、矢板工事をするときに電線が邪魔になりそうなので、工事を発注する前に九電とNTTと協議を行いました。この電柱はスーパーいけやま側にもつながっており、T字になっているため、どこに移設しても邪魔になってしまうことから、今回の亀津19号線2工区の工事の完了に合わせて電柱移転を依頼しましたので、発注の仕方には問題はなかったと思っております。

○12番（広田 勉君）

技術的なことはよう分からんんですけど、やっぱり素人的にはね。1工区、2工区も分けずに、ああいうところは。緊急だから、させるとか、そういった発注の仕方があるんじゃないかなというふうに。

そしてもう一つは、分けてしまうとそれぞれの会社の都合でやってしまうもんだから、工期が長くなるのは、それは当たり前の話やからね。やっぱり2つに分けたほうが、分けないとできないような工事だったのか。

○建設課長（作城なおみ君）

工区分けは、業者さんに仕事が行き渡るように工区分けを実施するんですけど、今回は矢板工事と矢板以外の道路と橋の工事として、工区分けを実施したところです。

○12番（広田 勉君）

だから、多くの業者に割り当てるという気持ちは分かるのよ。別にするなということじゃな

いんだけど。こういうところは、私はあしたも立哨するんだけども、立っているとすごい車の量があるわけよね。大体どれぐらい向こう車が通っていると予想しておりました。通っておったか。車の台数なんか。通つてない。通つとるよ、絶対。

○建設課長（作城なおみ君）

すみません、台数は把握しておりませんので、後ほど確認してお答えしたいと思います。

○12番（広田 勉君）

大体7時から8時まで、大体300台と俺聞いている。あの道を通った車がね。だから、普通の道路と違うのよ。さらに小学生、中学生の通学路でもあると。だから、そういうものを考慮して、その工事を2つに分けたい気持ちは分かるけれど、分けたら工期が長くなるというのは必然よね。1工事が終わらないと2工事ができないとかそうなってくるから、工期が長くなるんですよ。そうじゃなくて、もうちょっと分けずに工期を短くするとか、そういう努力を必要としませんかと言うただけなんよ。町長、どう思います。

○町長（高岡秀規君）

今議員の質問にお答えしますが、今建設課長のほうからもございましたが、予期せぬことは起こり得ると私は思います。そして、また予期せぬことが起きた場合には、安全、そしてまたしっかりと対策をしなければいけないということで、今回このような結果になっただろうというふうに思いますので。発注の仕方については、今後もしっかりと建設課のほうで、効率的、そしてまた安全を確保、そしてまた地域経済等も総合的に判断して進めるべきかなというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

だから、ああいう場所は、少しでも工期を短くすると。そういう努力をしたり、子供の通学路ですので子供たちを最優先すべきで、しかも、夏休みに当てるとか、冬休みに当てる、休みに当てるとかね。休み明けたら工事も終わっているというふうな状況をつくらないと、いまだに……。

やっぱりもう少し発注の仕方、今後検討してもらいたい。工事が長いと予算も上がる。騒音、振動の苦情もあったと思うけど、そういうのなかったかどうか。

○建設課長（作城なおみ君）

苦情についてお答えします。

騒音、振動等は特に主立った苦情はなかったですが、舗装の砂利だった状態のときにはこりの苦情が入っています。現場から離れたところの方から振動があるという苦情は、1件把握しております。

○12番（広田 勉君）

ですので、こういう場所はこういう場所なりの発注の仕方というのはやっぱりあると思うん

ですよね。普通のところと同じようにしちゃいけないと。

だから、もう一つは、何があるか分からんというのは、リフォームもそうだけど、開けてみないと分かんというのが結構あるんだけど、あまりにも工期とか変更し過ぎると、これ慣れになつていつて、ある程度して値段を上げようやと。今、中国がやっている工事と一緒にでね、最初安くで受けていて、次々と高くしていくと。そういうふうな風潮になっていきますので、これはこれ、これはあれと、きっちと設計どおりしていただくと。そのためには設計をきっちとするというふうなことをお願いしたいと思います。恐らく、県ではこんなことやらないと思うんですけどね。崖なんかやっているときに石が出てくるのはあり得る話だけれどね。とにかく発注の仕方、もう少し検討してもらいたいと。

あと、入札の問題もあるんだけど、それはまた勇元議員が出ているもんだから、詳しく聞くと思うんだけども。俺知っている花徳の業者なんかね、あれを出していないわけよ。入札願いを。なぜと言ったら、あんまり入らんからどうのこうのというふうなこともあったりしてね。やっぱり入札はみんな入れてもらうようにしたほうがいいと思いますので、今後よろしくお願ひいたします。

次に、代理返済制度の促進をということで、日本の人口減の一因と私は思っております。れいわ新選組の山本太郎代表は、奨学資金のことを国のサラ金事業というふうに言っているんですけども。我が家のはうも次男坊がこの間1つだけ奨学資金が終わったというふうなこと連絡がありましたけども、残りあと一つあって、あと40歳ぐらいまでかかるんじゃないかな。とにかく大学4年間楽してきたツケが、今重くのしかかっているんじゃないかなと思っています。

しかし、外国留学生に関しては、国費留学生として、日本国が約300億円ぐらい予算を組んで優遇しておるんですよね。こういった奨学資金を救うというか、代理返済制度というのが令和3年4月から施行されておって、日本学生支援機構に採用した企業が直接奨学資金返済を行い、企業は支払ったその金額は、福利厚生の一環として扱い、経費として認められると。法人税も下がってくると。さらに一定の条件を満たせば、貸上げ促進税のほうの対象になり、法人税額を減らすこともできるというふうな、非常にいいらしいんですけども。従業員もその負担額が税金の対象とならず、所得税や住民税にかかわらず、従業員の手取りとして全部もらえると。そして、企業も優秀な人材が確保でき、従業員も奨学資金返済が不要になり、安心して働くと。ぜひ多くの地元企業に進めてもらいたいなと思うんだけども、特に公共事業を受注している企業には進めてもらいたいですけども、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

この制度が広く周知されているかということについては少し疑問が残りますので、この制度の利活用、そしてまた制度の中身については、広報ないし企業の皆様にも知らせる必要があるかなというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

奨学資金返すのに四苦八苦している子供いっぱいおるわけよね。だから、企業がこの制度を入れてくれると、その人たちも返さなくていいし、安心して働けるというのがありますので、ぜひ、このメリットとしては、企業は奨学資金返済の手当として支給すると税金の対象外となり、そのまま奨学資金の返済に充てられると。社会保険料が要らないと。金もらって奨学資金を返すと、もらった分の社会保険料が加わってくるわけよね。それも要らないと。会社としても経費として計上が可能だよ。

兵庫県などは、従業員、企業の双方に年間最大6万円ずつの補助があるらしい。こうすると若者の採用の定着率のアップにもなるということで、離職率も低くなるはずなんですよ。ぜひこれを宣伝して、その制度を進めてもらえたならというふうに思っております。というのは、いろいろあるんですけど、ぜひこれを進めてもらいたいなと、宣伝してもらいたいなと思いまして、これで私の質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、富田良一議員の一般質問を許可します。

○7番（富田良一君）

きゅうがめら、こんにちは。

私は今朝もラジオ体操を頑張ってきましたが、最近は毎朝ラジオ体操だけでなく、リズムダンスをする方が増えてきました。女性の方が多いようですが、高齢者では85歳以上の方が数名頑張っています。朝ドラののぶさんではありませんが、たまるかです。朝からびっくりしています。皆さんもその方々に負けないように、毎朝楽しい音楽を聴きながら心身を鍛えたらいかがでしょうか。

議席番号7番富田良一が、通告の2項目について伺います。

まず、混岸住宅について伺います。

混岸住宅は大変古い住宅で、前々から、立ち退きをさせて解体し、行く行くは公園化も考えていると聞きましたが、現況を伺います。

○建設課長（作城なおみ君）

富田議員の御質問にお答えします。

混岸住宅の現況につきましては、昭和41年建設、築59年の1棟4戸の住宅が4棟あります。そのうちの8世帯が入居している状況です。

○7番（富田良一君）

一応入居者が8世帯ということで、話では、今後解体するので入居させないとことを聞きましたが、最近入居された方もいらっしゃるのか伺います。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

住宅の長寿命化計画のほうで、大分以前の計画からなんですが、用途廃止となっていますので、新しく入った方はおりません。

○7番（富田良一君）

一番新しい方で何年ぐらいに入居されましたか。

○建設課長（作城なおみ君）

一番新しい方で、平成22年10月1日の入居になっています。

○7番（富田良一君）

今後も入居させる予定があるのか伺います。

○建設課長（作城なおみ君）

今後、入居させる予定はありません。

○7番（富田良一君）

入居させないということで、今後の計画について伺いたいと思います。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えいたします。

今後の計画としましては、公営住宅等長寿命化計画で用途廃止としており、建て替えの予定はありません。また、政策空き家としており、入居募集も行っておりません。

跡地活用としましては、ほかの公共的な利用への転換を図る必要があると考えております。活用イメージとしては、公園緑地、共同菜園、駐車場などがあります。

○7番（富田良一君）

今、公園とかいう話が出ましたが、大分前から解体して公園にするという話を聞いていますが、なかなか進んでいないのはなぜでしょう。

○建設課長（作城なおみ君）

なかなか進んでいない理由としましては、住宅の入居者がいらっしゃる棟は解体ができないため、いらっしゃらなくなつた時点ですぐ借り上げのほうで解体費を組んで解体している状況ですので、まだまだ住宅敷地という形になっているため、今後の整備等の検討が進んでいない理由になります。

○7番（富田良一君）

現在住まわれている方々が出ていかれたら話は早いんですよね。現在住まわれている方々をほかの場所に移住させることはできないのか伺います。

○建設課長（作城なおみ君）

以前、白久団地のほうを整備したときに、アンケートを取っております。そのときに希望があったのは1件だけでした。

用途廃止予定住宅は、希望すればほかの大船住宅とか、どこの住宅にでも優先して移転できますので、希望があればすぐに対応したいと思います。

また、ちょっと家賃が月額3,600円で安いので、一生ここにいますという方もいらっしゃるもの事実です。

○7番（富田良一君）

そこにいたいという方は、家賃が安いから、居心地がいいんじゃなくて、家賃が安いからですか。

○建設課長（作城なおみ君）

一番は家賃が安いということ。居心地がいいというのは、ちょっとあんまり声を聞いたことがない状況です。

○7番（富田良一君）

もし、建て替えをしないときさっき言わましたが、現地建て替えをした場合、今住まわれている方々は、優先的にそこに移せることは可能なんですかね。

○建設課長（作城なおみ君）

建て替えは、もちろん最近では尾母住宅を建て替えをしたんですが、住まわれていた方は最優先で戻りができます。

○7番（富田良一君）

やっぱり現地建て替え、同じ敷地内に建て替えをして、移住させたほうが早く進むと思われますが、どうですか。

○建設課長（作城なおみ君）

混岸住宅につきましては、長寿命化計画の政策的判断としましては、土地が低いこと、あと地盤が脆弱なため、排水であったり基礎等の改良に多額の費用を要することから、用途廃止として指定しておりますので、建て替える計画は現在のところありません。

○7番（富田良一君）

じゃあ、なるべくどこかの場所に移す方法を考えて、なるべく早く少しでも進めていただきたいと思います。

次に、混岸浜、フウダグチ浜といいますが、亀津唯一の自然を残した浜だと思っていますが、保全についてどのように考えておられるのかお聞きします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えいたします。

混岸浜は亀津唯一の自然の浜でありますので、保全していくかなければなりません。南区自治会のほうで毎年7月に海岸清掃をしていただき、ありがとうございます。浜を保全していくには、皆様に利用していただくことが一番でありますので、例えば海辺の散歩、海遊び、浜踊り

などの利用頻度が上がりますように、アクセスしやすく舗装したり、駐車場の整備などを行うことが必要だと考えております。

○7番（富田良一君）

南区会館の落成祝賀会が平成13年の5月4日に行われました。その前夜祭で混岸浜、フウダグチ浜で前夜祭が最大に行われましたが、そのときは関西亀津会、神戸亀津会、関係者、地域住民の皆さんが多い数集まり、浜遊びは、午後から月が上がるまで続きました。このように大勢で浜遊びができる場所は、亀津には混岸浜以外ありません。ぜひ先ほど課長が言ったように、いろいろ皆さんのが活用しておりますので、また、育成会の皆さんも海の日の清掃も頑張っておりますので、ぜひ守っていただきたいと思います。

私が小さい頃、祖母に連れられてよく混岸浜、フウダグチ浜に遊びに行きました。そのときは浜も大変きれいでした。今は皆さんがあまり利用していないので、昔みたいにきれいとは言えませんが、近場で遊べる浜があれば、小さいお子さんのいる御家庭は大変喜ばれると思います。

そこで、先ほど課長の言った話にちょっとつながるんですが、混岸浜と住宅を一体と考えて整備できないか伺います。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えいたします。

混岸住宅用途廃止後の用地につきましては、今後どのように活用するのか。混岸浜と一緒にになって整備ができないかも含めて、関係各課と協議していきたいと考えております。

まずは、混岸住宅内解体跡地2か所を住宅駐車場として整備し、墓地や浜の利用者も利用できるように検討したいと考えております。

○7番（富田良一君）

ぜひお願いしたいと思います。児童公園のように近場で遊べる場所も増え、子連れの家族も安心して浜遊びができます。また、わざわざ遠出してほかの場所に行かなくても済むと思いますので。

また、混岸浜の周辺には多くのお墓があり、送り盆のときは駐車場が少なく大変混雑します。

また、そのときは路上駐車も多く、警察の皆さんも大変困っていますが、それは御存じですか。

○建設課長（作城なおみ君）

先日のお盆のときに、警察車両からの注意が結構頻繁に呼ばれたということで聞いております。

○7番（富田良一君）

それで、土地の有効活用として、ぜひ混岸住宅を公園にして、駐車場を確保していただきたいたいと。そうすれば駐車違反も軽減でき、皆さんも安心してお墓参りができます。浜と住宅を一

体として考えて進めていただきたいと思います。次に入ります。

狭い道路の拡幅についてですが、亀津には、まだ車の入らない狭い道路が多くあります。ほかの地域もですが、亀津は特に人口密集地で重機が入らず、空き家の撤去や建て替えが難しい場所もあります。また、火災が発生したら消防車両が入らず、消火、延焼を抑えるのも大変だと思います。狭い道路の災害対応についてどのように考えておられるか伺います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

本町におきましては、特に集落内の幅員が狭く、災害時の避難や緊急車両の通行に支障を来すおそれのある道路が多数存在しております。そのことにつきましては十分に認識しているところでございます。

対応といたしましては、地域防災計画に基づき、避難経路の確認や代替ルートの確保を行うとともに、自主防災組織や消防団等と連携し、初期消火や住民による避難支援体制の強化に努めなければならないと考えております。

さらにドローン活用した被災状況の把握なども検討しており、道路整備と併せてソフト・ハードの両面から災害対応力を高めてまいります。

また、道路の拡幅や改良につきましては、現在、国・県の補助事業を活用しながら、地域の実情に応じて、計画的に進めているところでございます。

以上です。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀津・亀徳地区の都市計画区域内では、建築基準法の救済措置として、幅員4メートル未満の道路で特定行政庁が指定したものは、2項道路として、建物の建て替えなどの更新時に道路中心後退、セットバックすることで幅員を確保するようにしています。

また、集落からの要望などは、原則寄附していただき、道路を拡張し対応しています。ですが、まだ追いついていないのが現状です。

○7番（富田良一君）

なかなか皆さんのが家を建て替えするというのは、そう簡単にいかないと思いますが、整備するには、どのような条件を解決すればできるのか。拡張ですね、拡幅ですね。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

狭隘道路の拡幅に当たりましては、最大の課題は、用地の確保でございます。特に集落内の道路は民有地に接していることが多く、整備には土地所有者の理解と協力が不可欠であります。空き家や未利用地を寄附などの形で御提供いただければ、道路の拡幅や安全性向上に大きく寄

与することは間違いございません。

しかしながら、現実には、所有者が遠方に居住されており、相続登記が未了で関係者が複数に及ぶなど、手續が容易でない事例も多くございます。

町といたしましては、まず通学路や避難路など安全の確保が特に必要とされる箇所から優先的に取り組み、土地所有者の皆様に丁寧な説明を行い、御理解、御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

建設課におきまして、現在、幅員の狭い生活道路を単費で行っている道路拡張につきましては、原則寄附であること、また、近隣住民の同意があること、将来的に道路中心から2メートルの幅員を確保できること。これらの要件を満たすときに、予算を計上して、重機借り上げ料と原材料費で拡張を実施しております。

○7番（富田良一君）

車が入らないから、土地も売りたくても売れないし、重機が入らないから、家の解体も建て替えもできないという声も聞かれます。また、土地は無償提供でいいから、道路の拡幅工事をしていただきたいと言われる方々もいますが、先ほど課長さんが言ったように、周りの全体の同意があれば、また、その条件を解決すれば、優先的に工事ができるということですかね。

○建設課長（作城なおみ君）

先ほど申し上げましたとおり、原則寄附であること、近隣住民の同意があること、将来的に2メートルの幅員を確保できることの要件が満たされていれば、予算を計上させていただいて、早急に拡幅できると思っております。

○7番（富田良一君）

今実際そういう方々がいまして、早くしてくださいと言っている方もいますので、空き家対策、土地の有効活用、防災面を考えると、ぜひそういう方がいましたら早めに工事をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

休憩 午前 1時58分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

○14番（福岡兵八郎君）

お疲れさま。

14番福岡が、通告の3項目についてお尋ねいたします。町長並びに主管課長の明快な答弁をお願いいたします。

いつものことですけども、少し前置きをしたいと思います。

21世紀の国家的な主要テーマは、食料問題、環境問題、医療・福祉とあります。私たち奄美群島においては、人口問題、人材育成をはじめとして奄美群島成長戦略ビジョンに各12市町村のテーマが示されております。

奄振延長に向けてのアンケートにおいて、島内外の若者の意向は、新しい園芸を構築してほしいというのがトップであります。しかし、新しい農業振興の発展を阻害しているのが特殊病害虫であります。

今問題になっておりますが、ウリミバエについて、1919年（大正8年）に沖縄県で初めて確認されて以来、防除方法として、雄に放射線を処置して、不妊虫放飼という斬新な手法をもって防除活動が展開されております。

奄美群島には、その他の特殊病害虫も含めて侵入が確認されてきておりますが、1929年（昭和4年）に喜界島でミカンコミバエ、1966年（昭和41年）に沖永良部でイモゾウムシ、1973年（昭和48年）9月に与論島でウリミバエ、1974年（昭和49年）7月に同じく与論島でアリモドキゾウムシ、平成14年には、同じく与論島でカンキツグリーニング病が確認されております。

この中でウリミバエについては、膨大な費用204億円、防除に関わった関係者の延べ人数が44万人、不妊虫生産数625億匹。期間が74年の歳月をかけて、日本からウリミバエを一掃したわけであります。

1992年（平成4年）10月に撲滅宣言された歴史がございます。それから31年目になりますが、昨年2024年3月、沖縄県本島北部地区で今回のセグロウリミバエが確認されました。そして2025年、今年の3月17日、伊仙町犬田布で雄成虫1匹が確認されたことは御承知のとおりであります。

国の指針に基づき初動対応が進められているということではありますが、まず侵入経路の前に、その内容についてお尋ねいたします。

○農林水産課長（廣智和君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

今年の3月17日に誘殺確認されました、犬田布のセグロウリミバエの対応についてですが、令和7年3月17日に、伊仙町犬田布に設置している侵入調査用トラップにてセグロウリミバエの誘殺が確認されました。

翌3月18日に、伊仙町、天城町、徳之島町、鹿児島県及び植物防疫所にて現地対策会議を開

催しております。

その後、発生確認調査としてトラップ調査、寄主果実調査も行っています。また、その中で増設トラップ33個、既存含めて46個を令和7年7月7日までに計13回調査を行っているところです。

また、初動防除としては、誘殺地点の50メートル以内のベイト剤散布、また、ベイトステーションの設置、ベイトステーションの薬剤補充、誘殺地点からの半径1キロメートル以内を中心には寄主植物の採取除去、半径2キロメートル以内では、地域住民による自主的な防除の要請、また併せて、住民へのチラシ配布などによる防除協力依頼などを行ってきました。

その後、3月17日の誘殺確認以降、3月18日から7月7日まで、防除対応を実施しまして、3世代相当期間のトラップ調査を実施した結果、本種の確認がその後なかったということで、7月10日にてその対応を終了しているところでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

その終了したことが大きな原因となって、今奄美群島全域、大変な発生をしているわけですね。

まず基本に戻りますが、このセグロウリミバエの侵入経路をお願いします。

○農林水産課長（廣智和君）

お答えします。

セグロウリミバエは、中国、台湾、東南アジアといった海外のほか、国内では緊急防除中の沖縄をはじめ与論島、沖永良部島、奄美大島、徳之島を含めて確認されているところですが、侵入経路を特定することは非常に困難というところでございまして、これらの地域から、風に乗って飛来した可能性が現在のところ考えられております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

風に乗ってきたということですかね。

2番目、ウリミバエとミカンコミバエの違いについて。

○農林水産課長（廣智和君）

同じミバエですけれども、分類学上は異なる種ということになっております。セグロウリミバエについては、ニガウリ、カボチャなど主にウリ科作物を好んで産卵し、寄生した幼虫が果実を食い荒らして被害をもたらしているところです。

一方でミカンコミバエについては、かんきつ類やマンゴーなど、幅広い果実のほうに産卵するということです。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

廣課長、3月17日はまだ課長になっておられませんでしたので、いろいろ勉強されたと思いますけれども、この問題は、本当にこれから若い人たちが後継者ができるかどうかという、すごい大きな今節目を迎えているわけですね。

現在、沖縄県はいいとして、奄美群島12市町村での発生状況をお願いいたします。

○農林水産課長（廣智和君）

お答えいたします。

沖縄県では沖縄本島中心に、伊平屋島、伊是名島、伊江島、粟国島、久米島、慶良間諸島で確認されているところです。

沖縄県における今年度の誘殺数ということで、8月18日時点なんですが、2,107匹です。

鹿児島県内ですが、県内の各市町村については、9月3日時点での発生状況が公表されておりまして、与論島で111匹、知名町で55匹、和泊町で8匹、伊仙町で1匹、徳之島町8匹、龍郷町が3匹、瀬戸内町加計呂麻にて1匹、宇検村で1匹、奄美市で5匹、合計194匹が、現在奄美群島で確認されています。

このデータについては、植物防疫所、県の公表に基づいているところです。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

最初に確認されたのが、伊仙町犬田布で1匹ですよね。9月3日時点でもまだ伊仙町が1匹というのが、どういうことなんでしょうかね。理解ちょっとできませんが。

4番目、県病害虫防除（情報第9号）による防除法です。どういう方法ですか。

○農林水産課長（廣智和君）

技術情報第9号ということですが、令和7年6月12日に県のほうから送付されている文書なんですが、防除農薬について、セグロウリミバエに対する防除農薬について取りまとめられております。防除農薬としてセグロウリミバエの防除に当たっては、現在、農作物における本種の防除に使用可能な登録薬剤はないが、植物防疫法第29条第1項に基づく措置として、発生圃場での別表という、いろいろたくさんある表がありますが、その中の農薬を使用して防除を行うようにしている文書でございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

セグロウリミバエには特効薬がないということになりますが、毎日のように、今、地元新聞に出ているわけですけれども、できるだけ家庭菜園を控えてくださいとありますね。課長の考えをお願いいたします。

○農林水産課長（廣智和君）

お答えいたします。

セグロウリミバエについては、先ほどの答弁もありましたように、ウリ科作物が特に注意が必要となっておりますので、特に徳之島等においては、アカウリ、とうがん等ですね、ウリ系の植物が多いです。ですので、落下した果実、また収穫残渣を放置せずに適切に処分することが必要と考えております。

徳之島町では8月18日でしたか、8月中旬に発生確認しておりますが、その後、9月の広報にて住民向けにセグロウリミバエに関するチラシを配布して、そういったウリ科作物の自主撤去等ですね、協力を依頼しているところです。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

とにかく徹底するかしないかなんですよね。今、家庭菜園はぜひ控えてくださいという、私はあの記事を見まして、いろんな視点から考えた場合、私は今、公民館講座31年目になりますけれども、家庭菜園の勧めをしているわけであります。

それはなぜかといいますと、今ウリミバエは置いといて、今、私たちの生活環境は、遺伝子組換え食品、食品添加物、環境ホルモン、残留農薬、ほかに化学合成物質漬けですよね。みんなね。だから皆さんは、みそ漬けとか醤油漬けとか、それはみんな分かるんだけど、農薬漬け、化学薬品漬けというの何も分からんわけですよ。だから、後半いろんな生活習慣病が出て、それからずっと病院へ通うわけですが、人生後半は毎日病院に通うのが仕事になってるわけですね。

そのためには、やはり1坪家庭菜園で本物を作つて、家庭、家族の幸せのためにしないといけないということで、昭和60年11月、私たち徳之島町は、全国唯一、健康のまち宣言をいたしました。だから、町民の健康増進のために、まず家庭菜園だと私は思つてゐるわけであります。

例えれば、今、特に韓国のテレビ、ドラマがよくありますが、そこで漢方薬ですよね。ある専門家の本から抜粋してみると、例えば動脈硬化と血圧にはゴボウやセリやニンニク、トマト、アスパラガスがいいですよと。心臓にはエンドウやラッキョウやレンコン、アスパラガスがいいですよと。肝臓にはセリやニンジン、ダイコン。糖尿病には山の芋、カボチャ、ホウレンソウ、スイカ、胃弱胃炎、山の芋、エンドウ、ニンジン、ダイコン、シソと。十二指腸潰瘍にはじやがいもやキャベツ、腎臓にはソラマメ、エンドウ、アスパラガスと。風邪や咳は長ネギ、ショウガ、ダイコンと。強精強壮はニラ、ニンニク、ニンジン、エンドウ、ゴボウとですね。貧血にはホウレンソウとレンコンですよと。冷え性にはニラやショウガ、セリですよというような、専門家が漢方薬的発表しているわけでありますよね。

それからもう一つ、家庭菜園をなぜ勧めるかといいますと、これらを有機無農薬で作ることと、あと血液には鉄が必要です。肝臓には銅が必要です。甲状腺にはヨウ素が必要です。脾臓

にはクロムが必要です。前立腺には亜鉛が必要です。骨や食細胞にはカリウムが必要ですと。こういう人間の構成をしている成分が、これらをもって家庭菜園をですね、土壤分析をしっかりして、この栄養をそろえたものを有機栽培の無農薬で作ってやると。これが基本だということで、この完成に向けて、日頃、公民館講座でも取り組んでいるわけですが。やはりそこでウリミバエとかインゲンとか、ウリミバエの寄主なるカボチャとかニガウリですね。それを作るなじやなくて、作る場合はこうしなさいというような、そういう指導が必要かと思うんですね。だから、それは、ただ広報でマイクを呼ぶ、ただチラシを配るだけじゃなくて、やはり一軒一軒チェックするような、そういう活動も必要かと思うんですよね。廣課長、今課長になられてすぐだから、今燃えていると思うんですが、どうでしょう。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

セグロウリミバエについては、先ほども答弁しましたとおり、ウリ科に非常に好んでつくところでございます。そういった中で、指導として野菜は植えるなというよりは、自分で管理してほしいということですので、今実際、規制の野菜類を除去に回っていますが、どうしても取ってほしくないという方ももちろんいらっしゃいますので、その場合は薬をまくとか、そういった対応を取っているとこです。

また、やはりこれからもそういった家庭菜園する方もいらっしゃると思いますので、チラシ等、そういう防災無線だけじゃなくて、今担当と話しているのが、直接行って住民説明会等をするべきじゃないかという話もありますので、その中で、もちろん特殊病害虫に対しては、国・県のマニュアルに基づくわけですけれども、そういった国・県とも相談しながら、どういった方法がいいか等を検討して、またそういった説明会等でも住民の方に伝えていければなと思います。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

今、平時じゃないわけですよ。この問題はね。だから、職員の皆さん全地区におられますので、チェックシートをつくって、ほかの職員にも協力していただく。自分の集落の、それをちょっと時間をつくって、巡回をしてチェックしていただくとか、全職員でも協力をいただくとか、そういうやり方も大事かと思うんですね。御検討いただきたいなと思っております。

今この問題は、沖縄県が週2,400万匹を不妊虫して、10月には航空防除するという計画を今いたしております。

鹿児島県は、今、奄美でそういう施設ができるのかと、国に要望するんだという状況なんです。その間にどんどん増えていきます。どんどん増えていって、元の、結局は北緯28度線ですかね、トカラ列島から南、特殊病害捨てたままじゃないですか。何もしないで。

それと、喜界島で今、2001年にアリモドキゾウムシの根絶事業が、国の助成を受けて、県が取り組んでいるわけですよ。具体的には不妊化した雄の大量放飼、誘殺剤の散布、寄主植物の除去等であるけれども、防除の効果が出て、本来ならば、当初計画を私たちが説明を受けたときには、今であれば奄美群島全郡が撲滅されて、さつまいももどんどん出荷できるようになっているわけですよ。しかし、一向に喜界からなかなか進まないということなんですね。ですので、本当に奄美群島とのことを本当に思っているかどうかですよ。鹿児島県本土の皆さんのがね。奄美群島のことを本当に思っているかどうか。

今回、奄振で沖縄との交流というのが一歩踏み出されましたけれども、両方とも交流しながら情報を集めながらしないと、奄美群島は特別に、鹿児島県本土と別に、こういう施設をしっかり持って、アリモドキやイモゾウムシ、それからウリミバエ、ミカンコミバエ関係、技術はできているですから、これをぜひですね——かつてNHKのプロジェクトX、これに紹介されております。すごいね、沖縄県職員の皆さんは本当に御苦労されている。いくらとしても74年間かかっているわけですが、してても撲滅されない。おかしいということで、最後やっぱり行き着いたのが、米軍の訓練基地ですよね。そこへ入ってお願いして、最初、とても訓練基地入れないということでありましたが、その米兵の中に学者がおられまして、これは大変なことだからやるべきだということで、訓練基地を山を全部調査したら、一番奥に大きな巣があったということですね。ウリミバエの巣があった。それを取って処理してからは、それからすぐ進んで、このウリミバエが撲滅されて、私たち奄美群島も平成5年にその宣言をされたわけですが。私も10年間これに携わりましたから、防疫補助員としてね。例えば空港と港でお客様の荷物をチェックするわけですよ。何でじゃがいも出荷できるのに、さつまいもはできないもんかといって、けんかする状況だったです、その頃はね。だから、そこでさつまいもはみんな取ったりとかしたわけですけども。

これは、本当に簡単に普通の問題と思ってほっておきますと大変なことになりますよ。今、マンゴーなりいろんな亜熱帯植物も出てきておりますが、それが全部出荷停止になるわけですから。完全に出荷停止になって、キビと畜産しかできない。これは基本ですから大事です。家庭でいえば父と母ですから。あと園芸は子供、孫にいきますから、若い人たちはやっぱり施設園芸なり、新しいものを求めているわけですので、それに応えるべく、新しい時代に向けて、しないといけないと思いますので。

これは今、鹿児島県は国に要望してやると言っているんだけども、高岡町長、沖縄の今2,400万匹、週、不妊虫をつくるということありますが、町長、奄美のために、今沖縄にせっかくやっているから、奄美のためにもちょっと増やしてもらえませんかとか、何かその辺の活動ちょっとできないもんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

セグロウリミバエにつきましては、与論のほうからも要望が上がっておりまして、県としても相当な対策は打つという回答はもらっております。

今、沖縄との連携の話がございましたが、今奄振では、観光であるとか、農産物の輸送の問題での交流というのが主流だったんですが、害虫についても実は沖縄と非常に共通点が多いということから、そういった情報等の交流ということも必要かなと今感じたところでありますので、今後、沖縄とのそういった害虫対策というのも、しっかりと交流する中で対策を打てればいいかなというふうに今思ったところであります。

○14番（福岡兵八郎君）

高岡町長は行動力がありますので、ぜひ奄美のためにですね。県は今、国に要望しているということですが、ぜひ飛んでいって、ぜひ直接交渉してお願いしたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

この問題の最後になりますが、今課長から、その対策についてのありましたが、具体的に対策会議、どういうメンバーで、例えば週1回会議しているとか、どういう情報交換しているとか、ちょっと具体的に対策会議の件について説明をいただけませんか。

○農林水産課長（廣智和君）

お答えいたします。

対策会議といたしましては、常に定例的な会議は、県、国防含めての会議はないところです。これまでセグロウリミバエの誘殺が確認された地域で、植物防疫所と県、また3町、徳之島でいけば3町の関係機関、JA等で現地連絡会議を設置して連絡会議が開催されております。その中で情報共有を行って、今後の行動、防除の方法等を協議して実施しているというところでございます。そのほかには、當農推進本部等ございまして、そういった園芸部会とか、あと技連会等、そういった部会等では、一応情報共有をして対策の話はしていますが、数か月に1回とか、そういうことになっているところでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

数か月に1回って今の状況でね、非常に危機感がないですね、課長。ほかの方もみんなそうですかね。県の職員から市町村の職員、農協。それどころじゃないですよ。今3月17日、1匹伊仙町で見たのが、今、全市町村に発生して、これだけの増えているわけですよ。これは数か月に1回なんてとんでもないことですので、週1回ずつ私が確認しますのでね。週1回ずつ。どういう会議されているのか。どういう行動されたのか。週1回ずつ私が確認しますので、ぜひ迅速に取り上げていただきますように、課長、お願ひいたします。

2番目、アマミノクロウサギの被害ですが、イノシシは有害駆除ができるんだけど、アマミクロウサギは触ることもできないわけですよね。見るだけ、楽しく。しかし、この写真、クロ

ウサギの写真ちょっと出しています。普通見るのはかわいいんですが、この写真見てください、皆さん。クロウサギてる。イノシシですよ。それぐらい大きいです。これが被害をやっぱり出していることなんですよね。このウサギの次に、今、たんかんの皮を全部剥いで、こうしたら形成層がみんな剥がれるですから、木は枯れちゃうわけですよ。ですので、今そういう状況がありますが、この被害状況について、農作物の現状について伺います。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

アマミノクロウサギによる農作物への被害状況については、主にさとうきび、たんかんなどの果樹で発生しているところです。令和6年度の野生鳥獣による農作物の被害状況が9月2日に県より公表されております。

本町でのアマミノクロウサギによる農作物への被害については、果樹が被害面積10アール、被害金額17万6,000円、さとうきびが被害面積18アール、被害金額23万円となっているところです。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

どうもこのデータが、10分の1ぐらいの発表じゃないかなと思うんですが。課長、これぐらいのもんじやないでしょう。どのようなデータの収集をされたか分かりませんが。たんかん植えました。2年、3年、4年になりますこれからというときに、クロウサギによってみんな皮むかれて、枯れていきますね。これに対する一つの支援対策といいますか、補償といいますか、それはどうなっていますか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

被害への支援対策ということですが、町としては、被害を補償するといった制度はございませんが、農作物を保護する、守る取組として、電気柵、防護ネットなどの鳥獣被害対策に係る経費の一部を助成する事業を実施しているところです。

農作物の被害補償ということでいけば、農業共済組合での取り扱っているさとうきび共済、果樹共済などございます。そちらの加入の検討をお勧めしていることもございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

補償じゃなくて、保護しているということですよね。

まず、今その保護の件で、電気柵とかネットとか今されていますよね。保護をね。この事業というのは、ずっと続いていきますか。例えばあと1年でやめるとかじゃなくて、それは継続的にずっと続していくということでよろしいですか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

この事業については、ここ数年ずっとしています施設整備の園芸施設機械等補助事業でありまして、これはずっと町単の事業であります。今後も継続する予定でございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

分かりました。これはまだこの事業が切れるんじゃないとかいう、生産者は非常に心配をしておりましたので、継続されるということあります。

補償の分もやはり検討すべきだと思います。ぜひ検討されて12月の予算編成に向けて、木、例えば1年木で枯れたもの、被害受けたもの、2年木で被害受けたもの、5年木で被害受けたものについては、例えば果樹2本被害受けました。それについては、例えば5本補植用として助成しますとか、そういう具体的な、そういう保護と補償と両面が必要かと思うんですよ。課長の考え方、お願いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在、被害に対する補償というのがないところでございますが、補償の方法、例えば被害の確認の方法とか、補償、例えば議員がおっしゃったように、1年物が枯れたら2本とか、そういったところの補償内容をなかなかぱっと答えられないところで、果樹の農家さん等ですね、果樹部会を通して、しっかりと状況調査して、どういった補償がいいのか等をしっかりと協議しながら検討を進めていければと考えます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

廣課長、農林水産課長はもうちょっと危機感を感じないと、本当第1次産業として頑張っている農家の汗というのを本当に受け取らないといかんですよ。私は今、課長の考えを聞いて、全体的に課長の姿勢としてちょっと甘いなと思いました。これから見ていきますけども、本当に私の甘いなと思って、加減の線が超えたら私は怒りますよ本当に。だから、とにかく本当に第1次産業で、後継者もどうしようかと今迷っている。一部の例えばスマート農業して、企業化した農家にとってはいいですよ。

例えばある先生が言いました。このスマート農業でいくと、オーストラリア方式でいきますと、徳之島は4名で経営できますと。徳之島全体をね。だから、規模拡大化とかに向けて土地集積とかしながら、日本はそういうほうに進んでいるけれども、しかし、私たち離島は、小面積でも十分な所得を得られるような新しい政策を取っていかないと、二極化が必要なわけです

よね。全部集積して、規模の大きい農家だけを育てるじゃなくて、片方で自分の力でやっていける方々はいいんだけれども、片方で小規模で、とにかく魅力のある農業の構築というのがありますので、両極持つてね。廣課長、基本的にそれは私はできると思います。あなたが真剣にやればね。来てすぐですから今日は怒りませんが、できると思って期待しておりますので。

それから、今、労働力の問題ですよね。私は内議員に言ったんです。あなたの仕事は、次のテーマ分かってるねと言ったんですよ。この問題はあなたの問題よと私は言ったんですけどね。とにかくその人のその人のテーマというのが、これ見たら分かりますので、ぜひ力を入れて、執行部と一緒にになって、我々議会ももちろん責任がありますので、やっていかなければいけませんので、第1次産業として農家の汗を、本当に御苦労されてる、雨の中でもかっぱ着てやる、そして暑い中でも一生懸命やっているその姿を見られたら、やはりせざるを得ないわけですよ。だから、肌で感じていただけると思っていますので、廣課長、期待しておりますので、頑張ってほしいなと思っております。

さて、3番目の生活環境整備ですが、このテーマを一言で言うと、マジンの値段を上げてくれちゅうことであります。

まず1番、町内、島内の空き家は何軒あるのか伺います。

○企画課長（中島友記君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

現在、徳之島町内においての空き家軒数は1,217軒となっております。内訳といたしまして、北部地区、手々集落から母間集落が650軒、中部・南部地区、下久志集落から亀津以南含めまして567軒となっております。

また、島内の空き家数につきましては、伊仙町では現在、実態把握の調査中ということで、空き家数は確認できておりませんが、天城町は、令和5年度の調査軒数で317軒となっております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

今回はこの軒数の確認だけにしておきますけども、空き家対策とか台風時、自然災害による損壊による被害は出ないとか、いろんな課題を抱えておりますけれども、今回はこれがテーマではありませんので、今、数字をちょっと確認したわけであります。それが2番に来るわけです。空き家が増えて、ネズミが増えて、ハブが生活圏内にも増えてきているんですよと。この状況をどう捉えるかということです。

○住民生活課長（大山寛樹君）

福岡議員の御質問にお答えします。

令和5年度中のハブの咬症者は、群島内8市町村で37名、徳之島は12名、本町は1名でした。

咬症者の内訳は、ハブの捕獲中12名、作業中7名、その他7名、草刈り中4名、歩行中3名、伐採中3名、就寝中1名となっております。

現在、ハブが生活圏内に増えているというデータはございませんが、県と協力し、買上げ事業、ハブ抗毒素の配布、咬症者への療養費助成を継続して行ってまいりたいと考えております。以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

今、就寝中にハブにかまれたというね、これ考えられますかね。恐らく、県とよく検討していますけど、県の皆さんはそういう危機感は全くないわけですよ。全くそういう環境じゃありませんから、分からぬはずなんですよ。だから、検討というよりも、強い要望でかなえていただくというような姿勢を持っていただきたいと思いますね。

まず、月別のハブの捕獲、分かります。今、咬症の話がありましたが、捕獲の数。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えいたします。

月別の数字は今持っていないんですが、年度ごとの捕獲数でよろしいでしょうか。令和4年度、徳之島町がハブの買上げ数3,465匹、天城町2,605匹、伊仙町1,720匹、令和5年度、徳之島町3,258匹、天城町2,600匹、伊仙町1,744匹、令和6年度、徳之島町4,124匹、天城町2,797匹、伊仙町1,552匹となっています。

○14番（福岡兵八郎君）

今、課長がおっしゃった数字はありましたがね、私も昨日保健所へ行って、いろいろ勉強してまいりました。昔は、冬はハブは冬眠するんだったんですけど、今は1年中いるんですよね。

例えば令和6年度、徳之島町が4月は421、5月は542、6月は446、7月は221、8月は273、9月は723、10月は830、11月は404、12月は48、1月は16、2月は29、3月は166匹ですよね。1年中出ているわけですよ。ここで私は見たときに、これは令和6年ですが、7年が7月までですが、徳之島町は減っているわけですね。奄美大島が全体で、4月から7月まで、6年は5,898だったのが、令和7年ですね、今年4月から7月までが9,919ですね。168.1%になっているわけですよ。何で奄美増えたかなと思っていろいろ調べてみたら、1つ、こうじゃないかなというのが分かりました。マングースが、昨年10月撲滅されたわけですよ。30頭、ハブ対策で入れたわけですよ。それがアマミノクロウサギとか、ほかの小動物の被害があるということで、今度はマングースを全部撲滅したわけですよ。昨年の10月です。そうしたために、やがて倍近く168%まで、4月から7月までの昨年と比べて増えているわけですよ。いかにマングースが仕事していたかということなんですね。だから、これからどんどん増えていくんじゃないかなと思いますが。

ここで、本題あります。かつて、ハブ買取価格5,000円がありました。県が3,000円、町が

2,000円だったのが、3,000円に下げましたね。なぜ下げたのか。理由はお分かりですか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えいたします。

ハブの買い受け価格が引き下げられた理由については、県の財政改革プログラムによる事務の見直しや、県政刷新大綱を踏まえ、これまでの取組をさらに踏み込んだ事務事業の見直しに取り組むことになり、再度、市町村との役割分担を見直すこととし、買上げ価格は平成26年度から3,000円となっています。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

ちょっと簡単な下げた理由ですね。奄美の人にとっては、安全か安心できるのか、非常にそういう危険的なところにあるのに。ちょうどそのとき三反園知事が知事だった頃、車座対話がありまして、申し上げたら、帰って検討するということでありましたが、1か月後ぐらい、財政が厳しいからできませんと断られたんですけど、ぜひこれを上げてほしい。

令和6年度の決算書を見ますと、ハブで今課長が話したので4,124匹。1,237万2,000円が一応ハブ代として支出されているわけですが、その50%は県から、618万6,000円を県から頂いて、あと町としては出しているわけですが。これを1,500円を2,500円に町もしてもらう。県もしてもらうということありますよ。あと412万4,000円。例えば去年のハブの数字でいきますと、あと412万4,000円、12月の予算編成に向けて、地元町はしますと。だから、県もしてくれと。そういう活動を展開していただきたい。今回は天城町も伊仙町もこれをしておりますから、徳之島一つにして、5,000円にする活動をしていただきたい。高岡町長、お願いします。

○町長（高岡秀規君）

奄美群島内では、ハブの対策の協議会なるものがありますが、以前もこの5,000円に対して増額していただきたいというのが、10年近く、五、六年か前にもそういった要望がございました。しかしながら、徳之島3町はまとまったんですけども、大島のほうがいかがなものかなということで、実現しなかったように記憶しております。

今後も、県の県費もございますので、奄美群島内全体でかさ上げというものを再度働きかけてみたいというふうに思っております。

○14番（福岡兵八郎君）

奄振事業費にしてもそうですけれども、やはり奄美大島本島と南3島と分けたほうがいいと思うんですよね。一緒にしたらなかなか進まない。例えば向こうは、ハブ対策でマングース入れているから、ほかに回したいというね。下げる声を上げたのは奄美大島なんですよ、勝手に。自分たちはマングースを放置していますからということでね。徳之島の声を聞かないでね。せっかく言って、県やったもんだから、それはいいことだということで下げられたわけですよ。

だから、奄美大島と、今町長、奄美群島ですが、私は奄美大島本島と南3島といろんな面で仕分をしてやるべきだと。そして、このハブについては徳之島3町で、徳之島一円としてやるという考え方を持っていかないと、奄美となかなか歩調を合わせられないと思うんですよね。廣課長、どうでしょう。

○町長（高岡秀規君）

廣課長が後で答弁すると思いますが、県費が、例えば徳之島だけかさ上げするというのが、県としたらどう考えるかによります。そして、単独で徳之島3町の町の負担を増やすということが議論の対象になるかどうかですね。

今後はしっかりと3町と、また大島の鹿児島県のほうとも、再度意見交換等々を進める中で検討していきたいなというふうに思います。

○農林水産課長（廣智和君）

お答えいたします。

奄美大島と徳之島は、耕地面積やその地形等ももちろん違いますので、それぞれはそれぞれでまたいろいろと取組を考えていくことも大事だと思います。また、それぞれ、しかしながら、群島一緒ですので、情報は共有すべきところは共有して、徳之島、また南3島まとまるところはまとまって、しっかりと事業合せをしていかなければと思います。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

廣課長、今スタートしてすぐですからこれ以上は言いませんが。とにかく広域連合も奄美市にありますよね。責任者も皆奄美市の職員が来て、ほとんど奄美市のためにあるようなもんですよ。南3島もみんな補助金を出して、職員も派遣をしたりとかしてやっていますけども。空港から全て見てくださいよ。奄美市はどんどん発展していっていますし。

だから、奄美と一緒にになってという考え方、意識をまず分けないかんと思うんです。分けないかんと思う。まず南3島を一つにして、大島本島と分けて、その中で議論していくってやっていく形しないと、一緒にになって絶対進まない。進まないし、また、奄美大島に合わせざるを得なくなるような気がするんですよ。長年見えてきますとね。だから、ちょっと自立心を持って、徳之島が中心になってやるんだと、そういう意気込みを持ってもらわないと。まず担当の方がそういう意識を持たないといけない。一緒になってしますと、どうしても広域連合で奄美市を中心としたやり方になっていくような気がするんですよ。長年ずっと見てきてね。補助金をどんどん出して、広域連合にね。職員も派遣をして応援して。だけど、どうもね、家庭でいえば長男じやなくて、三男、四男ぐらいのような気がする。これはちょっと悪い表現ですけどね、みんな子供は平等ですから。とにかく1番、2番じゃないような気がするんですよね。

だから、やはり徳之島を中心とした南3島をね。永良部、与論の皆様にも、徳之島がそういう

うしっかりした屋台骨をつくり上げないと申し訳ないような気がするんですよね。だから、ぜひ、まず具体的に。今町長、10年前ぐらいと言いました。これは奄美群島の議員大会、与論大会でも、これは決議事項なんですよ。決議事項なんです。

それともう一つ、失業対策なんですよ。定職のない方が多い。仕事したくても、働く場所もないんですよ。そして、職場がないことと年齢的に働けないとあるんだけれども、ハブは捕れるわけですよ。燃料が上がって3,000円じゃ捕れないですよ。経費が上がってね。だけど、1匹5,000円とあれば、何とか捕ってみようという気にもなるし、それによって生活圏全て、もちろん農道、畑ですね、ハブを捕獲していく。奄美大島はマンガースをしているから、マンガースの補助金が県からどれくらい来ているところまでは調べていませんが、そういうので使ってやっているわけですから。だから、私たちはそういうことしていないわけですから、ハブの値段は直接上げるべきだと思うわけですよ。だから、同じようなやり方をしていてそうであればいいんだけども、僕はそういう新しい事業、対策でやっていて、補助事業が今どれぐらいか金額分かりませんが、そうしているから、直接的な値段を下げるのもいいよという意識になるわけです。それに私たちが合わせていけないわけですよ。合わせていけないです。だから、徳之島独自の3町でしっかりとその協議会つくっていただいて。3町でね。

廣課長、その3町でこのハブ対策協議会設置をしてつくるということを、強い決意を聞かせてくれませんか。その答えによっては終わりります。

○議長（行沢弘栄君）

福岡議員、対象者、大山住民生活課長になります。

○14番（福岡兵八郎君）

ああ、そうか、そうか。大山課長、お願いします。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

今後、関係機関や財政担当課とも情報を共有し、協議していきたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

皆さん本当に無難な返事するけども、検討していきます、今後検討します、勉強します。それじゃ答えにならんわけですよ。議会で取り上げているわけだから。ぜひつくるように、やりますと言えませんか。

○町長（高岡秀規君）

少し参考にしていただきたいんですが、以前、増額がかなわなかったときに、委託業で職業としてハブ対策の予算が組めないかという話も出ました。そして、もし12市町村でそぐわなければ、3町の町の予算を倍増する。県はそのままという考え方もあるかというふうに思います。もし単独で奄美と合わせられない施策となると、我々は負担を増額してもやりますよという

姿勢が、今後は必要になろうかというふうに思いますので、その辺については3町ですので、しっかりとその辺も含めて協議したらどうかなと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

3町で協議をすると。それで、ぜひ協議会つくっていただいて、一歩進めていただきますようにお願いします。

皆さんのタブレットにハブが出たと思うんですが、最後に情報を提供いたしますね。沖縄県国頭村で体長2メートル12センチ、体重2キロのハブですね。奄美大島で体長2メートル43センチ、体重2.5キロ、徳之島大原で2メートル60センチで3キロ。南西諸島で一番大きいハブが徳之島にいたということなんですね。ハブは神様とも言うけれども、危険ですので、ぜひ一歩進んでいただきますようにお願いしたいと思います。

これをもって終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時40分より再開いたします。

休憩 午後 2時22分
再開 午後 2時40分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、徳田進議員の一般質問を許可します。徳田議員。

○9番（徳田 進君）

皆さん、お疲れさまです。

令和7年9月定例会において、9番徳田が通告の2項目について質問します。久々の登壇です。町長並び所管課長の明解なる答弁をよろしくお願いいたします、余り前置きはしませんけど。

今、ちまたで一番話題になっている項目について質問したいと思います。

1番目の物価高騰対策について。

今現在、地方創生臨時交付金事業で実施している対策について伺います。

○総務課長（村上和代君）

徳田議員の御質問にお答えいたします。

令和7年度における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和6年度に国の補正予算にて措置された低所得世帯支援枠等給付費分7,044万円、低所得世帯支援枠分事務費分625万5,000円、推奨事業メニュー分として5,463万6,000円、また、令和7年度に国の予備費にて補正予算措置された推奨事業メニュー分は932万9,000円となっております。

内容につきましては、詳細につきましては、各担当課のほうから御説明いたします。

○9番（徳田 進君）

その6年度で予算がついたやつで、今やっているやつをとりあえず。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

徳田議員の質問にお答えします。

おもてなし観光課では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、地域活性化プレミアム付商品券事業を7月29日から事業を行っています。

以上です。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

農林水産課で、現在行っている交付金事業、物価高騰対策に対する事業としては、水産業等緊急対策支援事業費380万円で、急激な原油価格及び物価の高騰により経営に影響受けている漁業者に対して、経営負担の軽減と経営安定を図り、今後の事業を継承・支援するための補助金を支給する事業を実施しております。

以上です。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

介護福祉課におきましては、住民税均等割課税世帯重点支援給付金事業及び低所得者世帯への徳之島町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業を行っております。

以上です。

○税務課長（新田良二君）

お答えいたします。

定額減税行っております。この定額減税は、物価高の影響による国民生活の負担を軽減する目的で設けられ、令和6年6月から実施された納税者を対象とした特例として、納税者本人及び扶養親族1人につき所得税が3万円、住民税が1万円の合計4万円の減税がなされたところでございます。

以上です。

○9番（徳田 進君）

これ地方創生臨時交付金事業ですけど、これは以前あったコロナのときの交付金の横流れで来ている交付金だと思うんですよ。そのときと今の現状と全く経済状況が違うわけですけど、その辺を考えた上で、もう一回、総務課長、当時コロナのときと今の現状と違うんですけど、交付金の出元の名前がコロナが消えているだけで中身一緒なんですよ。その違いを考えた中で、もう一回答弁もらえる。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、この物価高騰対応重点支援地方創生交付金、臨時交付金ですが、コロナからそのまま引き続き、この交付金は続けてきております。ですが、物価高騰ということを考えて、これまで物価高騰の交付金になった時点で、燃料の高騰であったりとか、その辺を踏まえた上で、それぞれの課で事業を考えて実施しているところでございます。

○9番（徳田　進君）

水産に関しては、コロナ時もやっぱり協力してもらって、すごい助かっています。

一番自分が気になったのは、税務課のその減税率、それ実際やっているかどうかというのを一番心配だったんです。じゃないと一部の団体とか、漁協もそうですけど、そうやって地方税で処理できる部分だけ充てられる感じになっていますよね。自分としては、本当は、その交付金を町が全部、例えば、内部に保留して、町が各種、今税務課の控除削減するとか、電力、そういうところに、その事業費を充てて、町民全体に波及できるような形をとれないかと。

ただ、対象を決めてそこにやるんじゃなくて、全体にする方法とかないのか、そういうのをずっと考えていたんですけど、そういうことはできるんですかね。

例えば、交付税を町の予算に組み込んで、町が例えば控除にしろ、町民全体に行き渡るような、みんなが使える形にはできないのかなと。ガソリンとかは、ほら揮発税はまた別で、そのまま暫定税率で、それは国が定めるものなのでできませんけど、地方税に関して、例えば、健康保険税とか水道代とか、そういう固定費に関して、そういうことができないかなと。無理かな。

○町長（高岡秀規君）

コロナからの流れで地方創生の臨時交付金等々が来ているというのは事実だろうというふうに思いますが、ただ、コロナのときと、今、物価高騰で影響を受けている企業、場所というものが少し変わってきてている。そこに充てなきやいけないとは思うんですけども、全体的に給付となりますと、例えば、低所得者への給付金でありますとか、国のはうで一律何万円の給付をするとか、そういうもので充てられているのかなというふうに考えております。

町はあくまで、ある程度全体で波及するような給付金的なものというものは、今のところ考えていないんですけども、今後、その使い道については、町民が望んでいるもの、そして、また費用対効果がしっかりとできるものについて、再度検討していくてもいいかなというふうに思いますので、ただ、令和8年度、9年度に同じような給付金があるかどうかは分かりませんが、物価高騰がいつを起点に物価高騰なのかということも課題になろうかというふうに思いますので、今後は所得の向上等も含めて、国のはうにはしっかりと使い勝手、ないしは町民のためのお金の使い方というのは、再度検討していってもいいかなと思います。

○9番（徳田　進君）

本来、この例えれば臨時交付金、例えば、物価高騰でも原因が今回のアメリカのトランプ大統領が誕生して、その関税の件とか、今、ロシアが戦争していますね。その影響か、今、皆さん、町民とか事業所に補助していますけど、それは、どっちに該当するかというのも、やっぱり考える必要があるんではないかと。

今回、今やっている事業自体が、短期だと思うんですよね。今後、今ずっと引っ張ってきてますんで、中期・長期を見据えてやっていく必要があると思うんですけど、町長、どう思う。

○町長（高岡秀規君）

一つの施策と言えば、プレミアム商品券ですかね。それは、1世帯ごとにプレミアムの商品券で、ある程度、皆さんができる状況にはあるんですよね。

そしてまた、業態によってどういったものの影響があるか等については、非常に多くの精査が必要かなというふうに思っております。

燃料代でありますとかを考えますと、全ての世帯が対象になろうかというふうに思いますけれども、今後は町民に対してのプレミアム商品券等々の解決策なのか、それとも、米の作り方、米を配るんじゃなくて米の作り方にお金を投資するのか、その辺については、しっかりと費用対効果を鑑みながら検討しなければいけないかなというふうに思います。

○9番（徳田 進君）

プレミアム商品券は、全町民に当たっていい施策だと思います。この件に関しては、次、宮之原さんが聞くんで、あんまり触れずに、自分としては、その社会保障料とか、そういう減額できる部分、みんな世は物価高騰でお金が足りない状態なわけですから、少しでも支出を抑えることができて、ほかに回せる余力をつけて、そういうやっぱり地域経済を活性させない限り、それから逃れることは多分できないと思います。

だから、その辺の施策で、一番は例えば、事業所にしてみたら、法人税を安くするとか、恐らく次の質問の、例えば、所得向上に関しても、これ一連の流れで中身は一緒だと思うんですよ。

今、鹿児島県の最低賃金が、こないだ上がりましたけど、11月から1,026円に上がる。73円アップして、やっと全国1,000円以上ということでなりましたけど、今の島の起業しているところを見る限り、今の物価の高騰で精いっぱいしている中、賃金が上がり、何もなければ、そのベースアップ分を払うことは多分できないと思います。

そうなれば、一番の被害者は、そこで仕事をしている従業員ないし、一般の町民になるわけですから、その方に均等に、ただ、企業がベースアップできないんだったら、企業が払っている税金を少し減額するとか、その分を回してくださいとか、そういうことは可能ではないかなと。それは、保険税はどうかな。あれは県の、こっちで調整できるのかね、県ですよね。ここで調整できるのは、燃料と地方税扱いの分だけですかね、消費税も。それできる。

○町長（高岡秀規君）

これ、例えば、法人税とか所得税では国税の部分がありますよね、住民税もあるんですけども。そこら辺の国税について、じゃあ軽減措置ができるかというのは、非常に厳しいのかなと。かわりに我々が、お金を払った場合は、収入になる、ならないとございますので、非常に国策として法人税等はしなければいけないと思うんですが、1つだけ気になるのが、実は先ほど行政報告の中で話しましたが、開発上で減税になった部分の予算をしっかりと地方の財政に影響ないようにしてくれと言ったときに、自民党以外のある議員が、大丈夫ですと、消費税減税にしても、法人税を上げて軽減措置の税金を上げれば元に戻せばなりますという、とんでもない回答を得たわけですよね。これはとんでもないと、安易な考え方であると、減税についてですね。

今、自民党が、政権で野党の意見も取り入れようとしているのが、ガソリンの暫定税率と。そして、また、恐らく社会保険料等々が、減額するべきだという話が出ておりますので、そのガソリンの暫定税率が恐らく軽減になった場合には、相当な町民の皆さんにも企業にも影響が出てくると。

恐らく法人税が税額が上がって、税収が上がるんじゃないかなと。そしてまた、給与がその分払えるんじゃないかなという話もございますので、国と税については便宜を図りながら、町が何ができるのか、何を訴えなければいけないのか等を考えていきたいというふうに思います、税については。

交付金については、再度、町民の皆様の意見を聞きながら、役場の職員の中で、しっかりと使い道を今後検討しないといけないかなと今感じたところであります。

○9番（徳田　進君）

そのガソリンに関して、それ25円減額したとするじゃないですか。そしたら、今の軽油とか重油に関しては、その開きがなくなるんですよ。ガソリンが、例えば180円だったら、軽油が170円ぐらい。ガソリンはいいかもしれないけど、経済をどっちかというと、例えば、トラックとかいろんなディーゼル、荷物を運んで経済を動かすほうに使う燃料に関しては、余りいいことはない。

だから、どっちがいいかといえば、今まで補助金がよくつくほうが自分はいいと思います。その訳分かんない党の誰か知らないんですけど、そうすると余計あと首絞めることになりますし、それは間違っているなど私は思っていますし。

今、日本の例えば、経済、本土ですけど、上場している会社等は6月からのほぼほぼ決算は全部黒字です、どの会社も。幾らトランプが関税かけてどうのこうの言って、自動車メーカーが輸出25%最初上乗せって言っていましたけど、売れる台数は減ったにしろ、その税額分を出荷したときに上乗せして出して、こっちが払う分払っても、結局、消費税、大企業のメーカーは還付金で今年度大体7,000から9,000億円戻る計算なんで傷まないんですよね。それに携わる

中小下請の業者が資材を集めてくる、そういうところが傷んでいるだけであって、大手はそういう仕組みがあるんで、全然響いてはいません。

だから、そういうことを考えたら、大手が、例えば、次の所得向上、賃金ベースアップできる理由には、そういうのがあると思うんですけど、それが、島の果たして、その企業で、それができるかといったらそれができない。

今回、日本もかなりそういう法人に関して厳しくなってきて、そういう市場から資金調達する会社に関して、年間30億ぐらい売上げあって自己資本率が50以上ないと上場できないとか、そういう縛りまで出てきていますので、幾ら決算よくても自分のところで内部保留して体力をつけるというのが、今の大手の会社の経営戦略みたいな感じがして見えています。そういうことで、そこでお金が止まっちゃうんですよね。

だから、今後はやっぱりどっちで物価、例えば、戦争で物価が高くなっているか、相手方のトランプさん、アメリカの影響になっているか、その辺をしっかり見極めないと、島で1次産業でもっている島なんんですけど、それに物すごい影響も与えるし、ましてや、さとうきびに関しても、ずっと自分が思っているのは、輸入する関税を粗糖と1回加工したやつの税率さえ一緒にすれば、島の農家の所得は上がると思うんですよ。

粗糖で輸入で引っ張る税額と、1回向こうで精製したやつと税額は約半分ぐらい違うんで、その分を統一すれば、キビの単価にベースアップできるだけの余力はあると思うし、日本自体が製糖会社の数が多すぎる、扱っている企業が。

アメリカが、あれだけでかい国でも、3社多くて4社しかないと思います。日本のこの小っちゃい島で、もう2桁に近い数がそういうのを扱っていますし、その辺を根本的に変えていかないといけないとも思いますし、今回、いろんな物価高騰のいろんな施策国が出しましたけど、結果的に国民はそれは受け入れていないので、今回の与党の選挙は敗退したと自分は思っているんですけど。

マニフェストにうたっていた例え給付金にしても、今後見通しは暗い状態だし、今どうなるかまだ分かりませんけど、それすら選挙後、速やかに実行できない状態なので、今後先行きがちょっと見えないとずっと感じているんですけど、島にはそういった影響がいずれ来るんじゃないかなと、町長はそういうの思いませんか。

○町長（高岡秀規君）

最低賃金の価格高騰、最低賃金を上げるのも、かさ上げも、実は鹿児島県はちゅうちょしておりました。中小企業はなかなかそういった余裕がないということで、決めあぐねていたわけですが、今回値上げになりました。

確かに、徳之島については、中小企業・零細企業が多い中で、給与を上げるというのは非常にハードルが高いだろうというふうに思います。その中で利益をどうやって増やすかというこ

とは、需要の拡大でありますとか、コストをいかに下げるかということが必須だろうというふうに思います。

製糖工場にしても、日本の場合は離島が多いということから、離島に1つ製糖工場がないと、なかなかコストが下がらないということもあろうかというふうに思います。大きな大陸と離島での製糖の政策では、なかなかコスト面では非常に比較ができないのかなというふうに思っておりまして、そしてまた、さとうきびの交付金についても、異性化糖の税金の在り方、それから、加糖調整品の税の在り方は、私は疑問を感じています。

50%以上ないと調整金の関税がかからないわけですから、50%未満でも砂糖は入っているわけですから、そこにはしっかりと関税をかけるべきだと私は思っております。

今後は、しっかりと日本に合った農業というのはありますから、我々が目指すべきは、1次産業の所得向上をどうやって確保するのかということで、毎回毎回さとうきびの交付金の手取りを上げてくれという話はするんですが、法律の制度をかさに、なかなか今は厳しいです。

その中で、生産費の向上については、今、しっかりと精査をすれば、しっかりと堆肥とか、そういうものをしっかりとコストの中に入れれば赤字だということは分かるわけで、そこをしっかりと農林水産省でありますとか、まずは財務省を説得することが必要かなというふうに思いますので、今後は価格高騰、農家の所得を上げるために、交付金等のかさ上げが必須条件だろうというふうに思いますし、今は外国の砂糖が上がれば、さとうきびの価格も上がるようになっていますが、実際の1,680円がしっかりと生産費を反映しているのかどうかというものは疑問に思いますし、農家の所得も給与もしっかりと上げる、かさ上げするためにも、交付金の単価を上げるような努力も必要かなというふうに思いますので、総合的に判断をしながら、国、県に対しての要望を、離島ならではの要望が必要になってきているなというふうに感じております。

○ 9番（徳田 進君）

今、町長が言ったように、さとうきびに関しては、十分、加糖製品のその税率が、昔から自分はそれずっとと思っていた。それクリアすれば、島の農家の所得、キビの単価に必ず転嫁できると。

要は、向こうから取った税金分を個々に補助金として還元しているだけの話なんで、それさえ統一してくれれば、仮に今3万円ぐらいになれば、今の資材の高騰費は賄えて何とか運営できると思います。別に反収はもちろん上げないといけませんけど、今の反収でもトン3万円になれば、大概の人がそれなりに潤うと。

今、さとうきび作ったって、肥やし代払ったて何も残らないという農家さん多いんですけど、その補うために、その穴埋めをするために、じゃ何を今後、皆さん、行政サイドとして、こういう換金できる作物を提案するとか、そういうのは今後大事になってくるかなと。

また、今いろんな交付金と補助金に対して要望活動ですけど、今、国が混沌としている中で、どこに何を要望すればいいのかなと。要は、ほぼほぼ交付税がないと運営できない状態なので、そこを今後どういう形で要望活動をする予定ですか。

○町長（高岡秀規君）

考えているのは、やはり鍵を握っているのは、財務省であるということですね。どうしても、その概算要求というのは、昨対で120%を要求しても、実際につくのは、いわば、昨対同額か昨対よりも少し減るわけですよ。

だから、概算要求が意味があるのかなということも、私は今感じているところでありまして、やはり概算要求をしっかりとすれば、当初予算が昨対よりも上に来ないと、やはり今後の物価高騰の対策だとは僕は言えないだろうと。その中の補正予算だというふうに私は認識しております。

今後は、やはり財務省も含めて、我々の気持ちを伝えるということが非常に大事でもあるし、やはりさとうきびや畜産を考えますと、外国の国債の動きというのも重要になってくると。当然、ヨーロッパでは、環境に優しい牛肉であるとか、環境に優しい農産物しか食べないような認識のある国と、また経済だけを重要視するマーケティングがあるということですね。

その中で、トランプ大統領がコカ・コーラに示した、さとうきびで作る砂糖を使いなさい。異性化糖で駄目ですよという方針が出されたというふうに聞いております。

となると、トウモロコシですよね。日本は、いわゆる遺伝子組換えのトウモロコシがどんどん入ってきているわけですよね。それが健康に悪いということで、さとうきびの砂糖を使いなさいとなっているものを、我々日本は異性化糖として使っていることの事実、そこをしっかりと見極めないといけないということです。

そしてまた、農林水産省の自給率、飼料についても食料についても自給率をかさ上げするためには、外国から輸入するものと国産品を同額ぐらいに持つていかないと、農家は買えませんよという話をしているわけですね。

そして今後、なかなか交付金が上がらないので、私が常日頃言っていたのが、農業の振興についての奄振の予算を使わせてくれる。それ、なぜならば、堆肥に助成することによって、農家がコストを下げることができるということから、農業の振興というのを訴えてきたわけです。

今後もなかなか1次産業というものは、外国との競争にはなかなか厳しいでしょうから、そしてなおかつ、米の問題もありました。高い生産費、そして、農家がもうかるような値段で売ってしまうと、なかなか社会的にはやっぱり厳しいとなると、コストを下げるための予算を我々はしっかりと補助金として出さなければいけないというふうに感じていますので、コストの削減についてはしっかりと取り組みながら、農家の所得の向上に向けて、価格が適正な価格

かどうかということも含めて訴えていきたいというふうに思います。

○9番（徳田　進君）

分かりました。その交付金とか補助金を要請に行く際、前年度を見て、前年度このぐらい、だから今回もこういう、それではまずいと思いますし、今の物価高騰しているそのベース自体が20とか30で上がっている中、賃金が上がるのは、よくて5、7ぐらい。全然追いついていないんですね。そこで開いても、賃金が上がるのと物価が上がるのと約3から4%ぐらい開きが多分あると思います、それは都会のほうでね。

島だと、それ以上に所得は少ない。物は同じ、東京で買っても200円、島で買っても200円なんですね。どこからそのお金を持ってくるのかと。やっぱり最終的には行政に頑張ってもらって、その分の補填をしてもらわないと町民は生活できなくなるし、かといって、その交付金が全額要望が通るかといえば、なかなか通らないし、今回だって国の概算の当初の予算が122兆円ぐらいだったかな、たしか。

国債、今度、過去最高で国債ばんばん切っているみたいですが、考え方いろいろあって、そうしてお金を回して、それ企業に回って、それから、税収を回収して、その国債分を埋めるやり方と、そのツケを若い連中に任せるやり方と、その分集まった税金で運用して、それを増やすやり方とか、いろいろやっているみたいですが、日本は、日本証券、そのお金自分が日本の券なんで、その点で守られているのもあると思います。そうじゃなく、例えば、通貨がドルが基本になつたりしたら、多分、日本アウトです、それ。

今後は、やっぱり島をよくするためには、1次産業、もしくは、やっぱり農家さんが中心だと思います。農家さんの活性を一番最初に促しながら、地元の力をつけさすのが一番、まあちょっと時間かかると思いますけど、それが一番いい方策じゃないかなと。やっぱり稼ぐところにお金を使うべきだと、じゃないとお金を生めませんし。

例えば、入場料も取れない建物に何百億もお金かけるより、そのお金で何百億お金をつくる、例えば、工場とかにお金を出すほうが全然効率がいいし、そういう施策もやっぱり考えながら今後やっていくべきだなと。

少しちょっと質問内容と離れてしましましたけど、今後やっぱり、町が負担できる軽減策というのを、やっぱり少し打ち出してもらって、それで町民が生活が少し楽になったとか、税金少し安くなつてよかったですとか、そういう賃金が上がらない分、取られる分が減れば、少しは納得するんじゃないかなと。

この交付金も、町に入れて町が、そういう控除とかそういうので全部に使える形にとれるんであれば、そういう形もありではないかなと。だから、自治体が使う地方税に関しては、それが可能じゃないかなとずっと思っていたんですけど、できますかね。

○町長（高岡秀規君）

あくまでも地方交付税というのは、標準的な行政サービス。ナショナルミニマムをしっかりと發揮するというのが地方交付税ですから、プラスアルファというのはなかなか厳しいかなというふうに思います。

そしてまた、一瞬思ったのが、やっぱり今的人件費をいかに上げるかという理論をどうやって組み立てるかというのは、ふと広田議員の質問に生活保護費がありましたけど、それは減額をなぜ、減額を国が示したかというと、実はデフレ調整だったわけですね。デフレで物価が下がっているので、いわゆる生活保護費を何%か下げようというのが当初の出だしだったわけですよ。それが裁判で負けてしまったという、恣意的であったということですね。

じゃあ今物価が上がっています。じゃあ生活保護費を上げますかという話なんですね。だからそこは、今私は広田議員の質問に対して、町村として今まで原告で負けた裁判があるでしょうと。それはデフレ調整だったんじゃないですか。だったら、物価高騰に合わせた生活保護費の在り方というのは、再度見つめ直す必要があるのではないかというふうな要望もできるかなと。それによって人件費がいかに、さとうきびの交付金で人件費が対応するのかとか、そういう理論に持つていけるかもしれないなというふうに今感じているところで、さとうきびの交付金にしても、畜産にしても、平均価格の在り方が、九州・沖縄地区でなくて、離島における平均価格での発動であるとか、様々な今まででは遠慮していた部分をしっかりと強く要望しないといけないかなというふうに考えています。

○9番（徳田　進君）

今、町長がおっしゃったとおり、生活保護費にしても、ほぼほぼ国費なんで、石油の交付金にしても国費がほぼほぼなんで、出どころは一緒なんで、その辺は強調して多分できると思います。町長が頑張ってくれれば大丈夫ですけど。

いろいろ今話しましたけど、やっぱりこの今島の現状を見ていたら、やっぱり物は高い。みんな使うお金がない。

前回、僕、この質問を出した理由の一つが、前回6月、宮之原議員が出した物価高騰対策で、賃金のベースアップどうしたらいいかという答弁で、町長が、「みんながお金を使えば給料が自然と上がります」という答弁をしたんですよ。自分は違うだろうと思ってね。その使うお金がないから、みんな困っていて、国が今回選挙で打ち出した給付金一律2万円あげますと、そんな子供をだますような政策マニフェストでうたっても、国民はそれを拒否、拒否ではないんですけど、みんな期待せずに、結局、その政策を出した与党が敗退して、国民は違いますよということを訴えた選挙の結果が今回じゃなかったかなと思っています。

だから、みんながお金を、町民が使えるお金を、町はこういう形でしますと言えば、今回、僕、質問なんか出す予定なかったですよね、実際。物価高騰対策に関してはすごい気にはなっていたので、やっぱり町長どう考えているかなというのをやっぱり聞きたかったんで。

○町長（高岡秀規君）

答弁を少し誤解しているかもしれませんと思いました。

これは留保財源、みんなお金をためているとおっしゃいましたよね。それが、結局銀行にたまっているということなんです。それを地域に流すことによって、ある程度お金が回るという意味で、貯金をせずに、法人とか留保財源として残さずに、それをしっかりと地域に流せば、ある程度はお金が回るということです。

それで、アベノミクスだって、結果的には僕は政策的には間違っていない。ただ、先行き不安なものですから、企業というものはどんどんストックするわけです、お金をためていくわけですよ。だから、なかなか地域に回っていかない、賃金に回っていかないから、結果的には賃金は上がらないし、不景気になっていくと。アベノミクスが失敗だったと。私はなぜこういう政策をやっているのかと理解をして、しっかりと政策を打つというのが重要だろうというふうに思います。

だから、今、ちらっと、せんだって話の中で私が話したのは留保財源になっている貯金、法人の。そこに税金かけるべきじゃないのと。そして、かけるんだけども、もし、それを賃金に回せば、法人税としては軽減措置がありますよというのは、実は違う意味で自民党はやっているんですよね。

そして、子育て手当も意外とやってはいるんです。しかし、それが表に出てこないわけです。だから、自民党は自民党としてある程度やっているんだけれども、それがなかなか伝わっていないし、それを無料化にしても、感じていないというのも原因だったのじゃないかなというふうに思います。

野党は、無責任な政策を打ち出せますけど、聞こえのいいことを。じゃあ、実際にそれができるのかとなると、なかなかやっぱり厳しい問題も出てくるだろうというふうに思います。

そこで、今後の日本の株式会社の考え方と、アメリカ型の株式会社の考え方、やっぱり大きな開きがありますので、やっぱりその留保財源というものの、今後の持つていき方、そしてまた、皆さん安心をしてお金が使える環境というのは、先行き不安じゃなくて、ヨーロッパ型とは言わないまでも、老後は心配なくお金が使えるような施策というのも今後は必要になってくるかなというふうに思っておりますし、ガソリン税にしても、実は公明党の遠山さんがいらっしゃったときに、実は、ガソリンの軽減という話が出たんですけども、なぜ軽油がならないのかという話も実はあったわけですよ。だけど、要望としたら、ガソリン税で軽油というのは、なかなかそこに目が行っていなかったということもございますので、今後はしっかりとその辺についても、今までやってきた施策が100%正しいとは言わないかもしれません、ある程度認めてあげながら、足りないものを私たちが訴えていくという必要があろうかなというふうに思います。

○9番（徳田 進君）

分かりました。町長、前回、一般の町民が使うんじゃなくて、持っている企業とか、そういう人が内部で保留しているものを吐き出してもらえば潤うということですね。

もうあっさり言ったから、町民はそんなにお金を持っていないのに、何言っているんだと思っていたです、違いますね。

日本の企業にしても、最近、現金で保有する金額も上監査が厳しいので、最近のやり方は自社株を思い切り買って、自社株を保有するところが増えているんですよね。だから、そういうのも含めて、なかなかお金を持っている人はお金を出さないんだなとずっと見ながら、今、いろいろ勉強しながら今やっていますが、徳之島の経済が順調に回って、皆さんのが潤うような政策を今後とも徳之島町、頑張ってやってもらえばいいなと自分は思っています。

いろいろちょっと外れた質問もありましたけど、町長が一生懸命答えてくれたんで、これで自分、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。15時40分より再開いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。宮之原議員。

○3番（宮之原剛君）

議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。

本日、最後の登壇になりますが、よろしくお願ひをいたします。

少し時間を頂きまして、二、三分よろしくお願ひいたします。

先月初めの豪雨、そして、台風12号により大きな被害を受けられた県本土並びに熊本地方の被災地の皆様、また、台風15号や突風により被災された全国各地の皆様に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、今年の8月は、終戦80年の節目の月でありました。私の父は、17年前に93歳で亡くなりました。戦時中は、中国満州へ派兵され、戦後は南方ソロモン群島、ブーゲンビル島で終戦を迎えて、命からがら生還をいたしました。

父も自らは多くを語ろうとはしませんでしたが、聞けば話はしてくれました。父や母から当時のことをもっと聞いておけばよかったと、聞き残しておけばよかったと今も悔やまれてなりません。

戦時中を知る先輩方は、いずれ誰もいなくなります。今の私たち世代は悲惨な戦争の歴史の

事実をしっかりと次の世代、子や孫の世代へ語り継ぎ、二度と戦争のない世界をつくり上げる責任と使命があると思います。

戦後80年のこの節目を単なる通過点にせず、その記憶と教訓を次世代への継承から、次世代による継承へとつなげていかなければならぬと思います。

現在、本町の学習センターでは、9月28日まで「暮らしのなかの戦争」写真展が開催されています。徳之島での戦中・戦後の貴重な写真や遺品の数々が展示されていました。ぜひ多くの皆さん、特に若い世代の皆さんに見ていただきたいと思います。

それでは、令和7年9月第3回定例会において、議長の許可を得て3番、公明党の宮之原剛が、町民の皆様の声を身近な問題から喫緊の課題まで4項目にわたり一般質問をいたします。執行部の明快かつ簡潔な答弁をお願いいたします。

通告しました1項目めの住民サービスについて、「書かない窓口」の導入についてであります。以前、令和5年6月の第2回定例会議でも一般質問いたしましたが、それから2年3か月がたち、高齢化に伴い状況も変わってきていると思います。

皆様も経験があると思いますが、例えば、親が亡くなった際の手続に、役場窓口、住民生活課戸籍係、また、年金係、健康保険係、税務課、水道課、農地関係、資格消失、名義変更等、同じ内容を違う書類に何回も書かなくてはいけません。

「書かない窓口」は、ワンストップサービスで1か所の窓口で対応が可能というサービスであります。

先月8月7日、議会総務文教厚生常任委員会の皆さんと「書かない窓口」の先進地視察に行ってまいりました。

住民生活課長も同行して現地を見ていますので、よくお分かりかと思います。

まず、①県内でこのシステムを導入している自治体は何か所か、また郡内ではどこの市町村かということをお伺いをいたしたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

宮之原議員の御質問にお答えします。

「書かない窓口」を導入している自治体は、令和7年6月時点で県内43自治体中23自治体、郡内でシステムを導入している自治体は、奄美市、大和村、瀬戸内町、天城町、和泊町、知名町の6自治体となっています。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

令和5年の6月に一般質問をいたしましたときに、郡内では4町村、知名町、和泊町、大和村、瀬戸内町ということで、それから2町増えておりますね。

県内のほうは、43のうち23ということで、以前の令和5年の県内はちょっと分かりませんけ

れども、着実に増えているということは言えると思います。

それで、②のほうに移りますが、「書かない窓口」のメリット・デメリットがあると思うますが、課長はそこら辺をどういうふうにお考えでしょうか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

御質問にお答えします。

「書かない窓口」にも様々な方法があります。それによりメリット・デメリットが異なります。

本町は、「書かない窓口」を導入していませんので、導入している自治体の内容をお答えします。

まず、メリットとして、マイナンバーカード、運転免許証をＩＣカードリーダーで読み込むため申請書への手書きの負担や時間が短縮されます。ほかの課での手続のために案内表を発行できるので、再度申請書に必要事項を書く必要がないなどございます。

デメリットとしては、システム導入、端末整備に係る環境構築に多額の費用が生じる。マイナンバーカードや運転免許証を所持している人のみ利用可能なため、全ての住民が利用できるシステムではないということでございます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

メリット・デメリットあるということで、そのデメリットの1つに、どこか本土のほうですけれども、その1か所の窓口にしてしまうと、そこに住民の方が集中してしまうということで、大変混雑があって、それは課題だということも新聞に載っておりましたけれども、そこら辺、先進視察で行った鹿児島市ですけれども、そこら辺はそういうデメリットはないということであります。そこら辺しっかりとさばけているということで、まして、向こうの人口割からすると、徳之島はずっと少ないので、そこら辺は何かと集中してしまうということないと思いますが、今、課長からありましたように、やはり費用の問題、導入の。イニシャルコスト（導入経費）、ランニングコスト（維持管理）の経費だと思いますが、令和5年6月の議会で総務課長の答弁で、「多額の予算が必要なので、今後の調査・検討が必要であります」という答弁をいただいております。

先月、行った鹿児島市では、人口が約58万7,000人ですよね、導入コスト、イニシャルコストが4,561万7,000円、ランニングコストが2,253万9,000円、合計6,815万6,000円という資料を見せて説明をいただきました。

本町の場合は、人口が広報紙によると9,273人ということで、鹿児島市の63分の1ということですが、単純計算で数百万円となりますけれども、実際に、そんなに単純な計算ではないと思います。システム導入の場合は、サーバーとか、そこら辺の周辺機器の単価が高

いというのは、十分承知をしておりますけれども、まず、3番、本町が「書かない窓口」のシステムを導入した場合、導入経費、ランニングコストはどれぐらいかかると試算されていますでしょうか。

また、県内、郡内の導入済みの同程度、同規模の町村が導入に当たってどのような予算措置をしたのか。国・県の補助事業等はないのか。そして、IT関連の起債事業等はないのか。そこら辺、併せてお答えいただきたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

本町で導入した場合は、すみません、出しておりませんが、本町と同規模である郡内の2町村のイニシャルコスト・ランニングコストを調査いたしました。

A町のイニシャルコストは約950万円、ランニングコストは360万円、またB町のイニシャルコストは1,860万円、ランニングコストは143万円となっております。

いずれも窓口に配置した端末でマイナンバーカードを読み取り、住民が請求する申請書類に氏名、住所などの必要事項が記載されるというものです。

2町のイニシャルコスト、またランニングコストの金額の差につきましては、申請書を利用する業務の種類により料金が変動するためでございます。

また、予算についてですが、A町につきましては、総務省のモデル事業を活用いたしまして、導入にかかる経費は100%の補助だったということです。

また、B町につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用しております。これは、旧デジタル田園都市国家構想交付金ですが、補助率としては2分の1でございます。

起債につきましては、今年度、令和7年度から5年間で起債がございます。デジタル活用推進事業債、これは90%充当で交付税で50%ということになっております。

以上でございます。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。A町では、イニシャルコスト950万、ランニングコスト360万と。B町では1,860万、ランニングコストが143万ということで、イニシャルコストが大分違うのは、やはりその中身だということありますよね。

それで、導入するに当たっては、国の助成事業と、また、起債の使える予算もあるということでございますので、ここら辺、よく町でも検討されてやっていただきたいと。多くの予算がかかります。やはり1,000万前後以上のお金がかかると思いますが、高齢化に伴う住民サービスのこれも一環であります。

本町の導入計画を今後どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。④です。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

本町の導入計画といたしましては、使いやすいシステム、住民に浸透しやすいシステム、また職員の業務負担の軽減が見込めるシステムが必要と考えております。

現在、導入自治体を参考に、各システムベンダーと協議を重ねているところでございます。具体的な導入時期については、まだ未定でございます。

そのほか、DX推進に向けた取組は、紙媒体を廃止した電子契約、申請フォームを用いた行政手続のオンライン化に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○ 3番（宮之原剛君）

DX化にも関わってくるということで、ぜひ、こちら辺の住民サービスの一環としても進めたいだきたいと思いますが、こちら辺、町長はどのようにお考えでしょうか。

○ 町長（高岡秀規君）

多少のデメリットも懸念されますが、それを乗り越えるメリットが大きいだろうというふうに思いますし、また高齢化に伴い、今の高齢者がある程度使えるような方たちが、今、年を重ねているということから、住民サービスの向上には「書かない窓口」は役立つだろうとは思っております。

○ 3番（宮之原剛君）

全国的にも、先ほど申し上げましたように、「書かない窓口」の導入市町村が増えています。本町も高齢化に伴い、住民サービス向上のためにも、できるだけ早期に導入をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2項目めに移ります。

防犯対策についてであります。

(1) 空き巣・車上荒らし、窃盗が、以前、昨年、去年だったと思いますが、防災無線等でも車の施錠、それから、「家の鍵をちゃんとかけてください」という防災無線も流れしておりました。

それから、私も家出るときは、これまでかけていなかつたんですけども、家の鍵も閉めるようにしておりますけれども、その放送の後、最近の状況はどのようになっているのかということで、聞くところによれば、いろいろ畑の倉庫からとられたとか、肥料がなくなったとか、農機具・農具がとられたとかいう話も以前はありましたけれども、最近はそのような状況も含めてどうなのか、お伺いをいたします。

○ 総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

徳之島警察署のほうに御協力いただきまして、現状のほうをお伝えしたいと思います。

空き巣・車上荒らし、窃盗についてでございます。

本町の現状は、令和6年43件、令和7年7月現在でございますが17件、令和6年43件は前年比プラス10件でございます。令和7年7月現在は、前年比マイナス8件でございます。

空き巣・車上狙いなど、個々の窃盗件数につきましては、個人の特定につながるおそれがありますので、回答は差し控えさせていただきます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

昨年度よりは減っているという状況でありますので安心をいたしましたけれども、その被害防止の対策として、町はどのようにその対策を考えいらっしゃるのか、お伺いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

被害に遭わないために日頃から気をつけなければならないことを徳之島警察署からいただいた資料を基に答弁いたします。

戸締りを確実に行う。短時間の外出だったり、トイレだったり、2階の部屋、窓、車両も確実に施錠をお願いします。

合い鍵を玄関周辺に置かない。郵便受けであったり鉢などに置かず、持ち歩いてください。足場になるようなものは置かない。脚立、ポリバケツなど窓の近くに置いたままにしない。新聞はためないようにする。泥棒に留守であることを悟られる。長時間留守のときは新聞を止めてください。防犯カメラ、センサー付きライト、防犯ガラス、二重鍵など設置を検討してください。地域の目で町を守る。積極的な挨拶であったり、声かけて犯罪の起きにくい町へしてくださいということであります。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

そのような対策も警察のほうからも来ている具体的なその部分を、また近々、広報紙等、町のホームページ等に載せていただければと思います。

それから、ちょうど6月ぐらいでしたかね。町のホームページというか、LINEで情報が入ってくるようになりました。これは、LINEで友達登録をしたら、そういう情報が、町のイベントとか、いろいろ注意喚起のことやら、そのLINEに載ってきます。この友達登録、皆さん、今もう本当高齢の方もスマホでLINEができますので、そのLINEの友達登録ができるような、そのやり方をまた広報紙で御説明していただければと思います。

企画課の職員に聞きましたら、いろんな町のイベントの中で、そのLINE登録するQRコードを大きくして引き延ばしたものをイベントのときに出していると。それをLINEでQRコードをスマホで読み取ったら、登録ができるようにしていますよということでもあります。

たので、そこら辺のことも含めて広報紙等で周知していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の（2）ですが、うそ電話詐欺についてあります。

ここに、徳之島警察署から発行されています「広報徳之島」というのがありますて、この3月の警察署から「広報徳之島」と、それからまた、今度の9月の「広報徳之島」のほうにも、うそ電話詐欺についての注意喚起の記事が載っておりました。おれおれ詐欺、架空料金請求詐欺とか、いろいろその被害額も載っておりますが、以前これは8月の22日、23日の南海日日新聞でありますけれども、これ奄美地区の金融機関防犯協議会というのがありますて、銀行とか、そういったところのそういう防犯協議会の中で奄美警察署の署長が話をされておりますけれども、今年の管内の特殊詐欺の発生状況は、認知件数が5件、前年度比2件減っていると。被害額約500万円と、去年よりも730万円減っていると。でも、昨年は、管内で7,000万円を超える被害があったということですね。すごい額の被害が、昨年度は起きているわけですね、これは奄美大島のほうでありますけれども。

そこら辺を踏まえてなんですけども、奄美のほうは、その対策として、そういう金融機関のほうに封筒を準備していると、注意喚起の封筒を。ATMでお金を下ろすと、お金を入れるわけですから、封筒に。その入れるための封筒に、表書きに、「大丈夫か、それは詐欺じゃないか」というふうな注意喚起をするように作った封筒を置いているということにしているようあります。

このように記事が載っておりましたけれども、私も8月8日に自分の携帯に留守番電話が入っておりました。

これが、「NTTファイナンスより重要なお知らせです。現在、御利用中の電話回線にて未納料金が発生しているため、法的措置に移行いたします。オペレーターへつなげる場合は、1を押してください」という自動の案内が何回も、3回ぐらい言っているんですよね。これは、本当高齢者の方がこれ聞いたら、びっくりして、この1を押しますよね、これ。全くの本当のこのうそ電話詐欺、特殊詐欺であります。

私のちょっと知っている方、90前の高齢の女性の方ですけれども、その方、スマホでなくて固定電話にその電話がかかってきたと。固定電話、家の。その方もおかしいなということで無視したことによかったんですけども、そういうことが実際、身边でも最近でもあります。

そういうことで、本町として電話詐欺の実態を把握されているのかどうか。そしてまた、金融機関、郵便局、コンビニやATMがある事業所と連携をして定期的に情報共有などをしていくのか、現状をお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

本町の現状ですが、令和6年、うそ電話詐欺が4件、被害額2,133万1,000円、令和7年7月現在でございますが4件、被害額1,874万8,000円、令和6年は前年比でプラス3件、令和7年7月現在は、前年比プラス1件となっております。

その対策につきましては、今、宮之原議員からいろいろございましたが、まず、これも被害に遭わないために日頃から気をつけてほしいということを徳之島警察署からいただいた資料を基に答弁いたします。

警察官や検事を名乗る者から電話があった場合は、相手の所属、氏名を確認し、一旦電話を切って、家族や知人、警察などに必ず相談してください。また、SNS上で投資への勧誘を受けた場合は、まず詐欺を疑ってください。

また、バナー等広告の内容に「必ずもうかる、元本保証」などの表現がある場合は、詐欺の可能性が高いため、当該バナー等広告の利用は控えてください。

固定電話は、国際電話を無償で休止できる国際電話取扱手続を行い、携帯電話は国際電話の着信規制が可能なアプリを利用してください。

県警の公式Xや県警あんしんメールを活用し、事件の発生状況、最新の犯罪手口、防犯対策などタイムリーな情報を積極的に入手してください。

今後は、先ほど議員のほうからもおっしゃられましたが、このようなことを町のホームページであったりSNS、LINE等を活用しながら、町のほうも広報啓発活動を強化してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

3月の警察署から発行されている「広報徳之島」のほうに「電子マネー悪用詐欺の流れ」ということで、その詐欺をする電話が来たときのその流れが載っておりますし、この対策も載っております。これも含めて、また今、総務課長からありましたような中身の文言を広報紙等に分かりやすく、また載せていただいて、周知、注意喚起をしていただければと思います。

先ほどちょっとありましたLINE、さっきの徳之島町の公式アカウント、友達登録のLINEの友達登録数はどれぐらいでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

現在のところ871となっております。

○3番（宮之原剛君）

871ということで、まだまだこれ少ないのかなという感じがしますので、こちら辺もどんどん登録数が増えるように対策をして、チラシで来ても見ない場合がありますので、LINEは必ず見ますから、来たら。こちら辺、この町の情報、それから、いろんなイベントの関係もしかりですけれども、非常に便利でありますので、どうかその登録数を増やしていっていただく

ように、よろしくお願ひをいたします。

それでは、次の3項目めですけれども、期日前投票についてということあります。

本町の期日前投票の投票率の推移をお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

町議会議員選挙、県知事選挙、衆議院議員選挙、参議院議員選挙について、過去2回の推移をお伝えいたします。

まず、令和4年の町議会議員選挙43.12%、平成30年、39.63%、3.49%の増。令和6年7月の県知事選挙30.53%、令和2年の選挙が27.56%、2.97%の増。衆議院議員選挙、昨年、これが34.51%、令和3年が33.91%、0.6%の増。本年度参議院議員選挙37.55%、令和4年が28.29%、9.26%の増となっております。

○3番（宮之原剛君）

離島は、地方は、特に期日前投票は投票率が高いと思いますが、先ほど局長からありましたように、やはり若干増えていると、期日前投票の率も増えているということで、日本全国的にも期日前投票が今回の参議院で過去最多2,618万2,089人となっているそうです。これは、もう過去最多であるということでありまして、今は早めに投票を済ませておこうという、そういう傾向が全国的にあるということになります。

これは、平成31年3月にも同じような質問が、この本町の議会でも質問があったと思いますが、やはり7月のこの間の参議院選挙でも、特に北部の町民の方から、支所でも期日前投票ができないのかということで相談がありました。それで今回取り上げたわけですが、北部地域から亀津の本所まで期日前投票に来るのは遠いということで、高齢の独り暮らしの方、また高齢者の親を見ている方とか、高齢者でなくとも亀津は遠いと思いますが、支所で期日前投票ができれば助かるという声でございます。

また、全国では、移動式投票所、ワゴン車や軽ワゴン車を使いというのもあります。今タブレットのほうに写真が載っていると思いますが、これ左側が長野県のある村であります。右側が新潟県のある市の期日前投票の移動式投票所ということで、ワゴン車や軽ワゴン車を使っての投票をしている模様でございます。

そのように、やっぱり地球温暖化で、最近の雨の降り方もすごい降り方をします。急に雨が、物すごい雨が降ってきたりします。また、台風も動きがすごい、もう迷走台風がありますし、近づいてから急に台風になったりしますし、天候のこともあります。また、高齢者においては、体調の問題もあるでしょう。

ですから、もう投票日当日でなくても、事前に投票日前に期日前投票という、この制度を大いに利用していただければいいのかなというふうにも思いますけれども。

この平成31年3月の議会での課長答弁ですが、「将来的に北部地区に期日前投票所の設置を検討したいと思います」とのことございました。期日前投票所の増設、支所や、また移動式車両を活用して行うことはできないのか、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

期日前投票所が、現在、役場庁舎の1階、1か所に設けております。

亀津、亀徳以外の有権者につきましては、路線バスや自家用車の乗り合いなどで亀津に買物や用事等で来られた際に投票をされて帰られる方が多いのではないかと考えていますが、今後は高齢者の運転免許返納などにより移動手段の選択肢が制限されることも考えられますので、花徳支所への期日前投票所の設置も必要になるのではと考えております。

また、移動式の期日前投票所につきましては、現在、期日前投票所までの移動に特別な手段を要する地域はないと考えておりますので、現在のところは積極的に考えてはいないところでございます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

期日前投票についてですけれども、これは奄美のほうですが、住用村が奄美市と合併をしておりますけれども、住用支所でも投票ができます。もちろん笠利のほうでも、遠い距離がありますから笠利もできるんですけれども、住用支所でも期日前投票がでてしておりますので、こちらも東天城村と、それから、亀津町が合併しておるわけで、やはり北部の方の便宜も考えて、これは支所でも、できれば支所で期日前投票ができるもいいのじゃないかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと併せてですが、郵便投票制度というのがあります。これは、不在者投票と似たような感じですけれども、お家において、どうしても身体的に投票所まで行けないという方が、投票日の前にも投票ができるという郵便投票であります。この申請者数、それから、利用者数をお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

郵便投票等による申請者、登録者が現在有効な方が2名いらっしゃいます。期限切れの方が3名、あとは前回の答弁で14名となっておりましたが、亡くなられた方もいらっしゃいますので、今現在、御存命の方は5名いらっしゃる。そのうちの2名が登録中であります。

○3番（宮之原剛君）

5名登録されているということですかね。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

以前から登録されている方のうち、3名は有効期限が切れている方、2名が現在有効である方がいらっしゃいます。

○ 3番（宮之原剛君）

これは、郵便投票ができる条件は、障害を持っておられる1級、2級、それから、要介護の5の方というふうに条件はなっておりますが、これは変わらないと思うんですけどもね、今も。これは平成31年のときのデータであります、これでもって、この申請している方、また有効な方の2名というのは非常に少ないのかなとは思います。また、ここら辺の周知を、こういう方が郵便投票ができますよということであれば、やはり自宅においても投票ができるということで、非常に制度的にも活用すべきだと思いますので、これも周知をしていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

先ほど申し上げましたように、台風や異常気象で、天候の急変や高齢者の体調のこともあり、投票日以外でも投票ができるというこの制度は大いに活用すべきだと思いますので、藤局長も今年度で最後でございますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次、最後でございます。物価高対策についてでございます。

先ほど徳田議員のほうからも質問がございましたので、ある程度、重ならない、ダブらないようにしていきたいと思いますので、答弁のほうよろしくお願いをいたします。

物価高対策としての国の重点支援地方交付金を活用して、本町が実施した、まず1点目、プレミアム商品券の発行状況についてであります、当初8月8日までの売出期間でございましたけれども、これが延長されて8月29日までになったと思います。29日ということで、もう終わっていますので、この発行状況をお伺いしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

宮之原議員の御質問にお答えします。

プレミアム商品券の初回の販売につきましては、7月29日から8月8日まで行っています。商工会が行っています。

初日は、建設業協会、2日目が、前川生活館、それ以降は、商工会の事務所で行いました。4,394セット販売しています。それ以降、その期間来れなかつた人、病院に入院とか、出張とか、島外に出ていた方もいるであろうということで、2回目の販売を8月19日から8月31日まで、おもてなし観光課のほうで行いました。販売は、88セット販売しています。

以上になります。

○ 3番（宮之原剛君）

このプレミアム商品券は、全世帯対象ということであったと思いますが、予定としては何セット準備されていましたっけ。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

全部で5,500セット準備しています。

○3番（宮之原剛君）

ですよね。5,500セットですから、あと先ほど課長からもありましたように、その期限内に購入できなかつた方、入院したり、また施設入所したとか、また出張等、島外に行っていたとか、旅行とか、それから、転出した方、亡くなつた方等もいらっしゃると思いますが、約1,000ちょっとのセットが余っているということでありますけれども、昨年までは期間を設定して追加販売したというふうに思います。そういうこれから残つた分の販売計画はあるんでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

再販については、商工会のほうで行う予定にしています。

先ほど言わされましたけど、第2回目の販売のときに、島にいなかつたり、そういう方のために行っていますので、恐らく3回目の再販については、数少ないですけれども、再度販売という形で一度買われた方も購入できるんじゃないかなとは思っています。

詳細については、9月24日のていだ広告に載せますので、それを見てくださいということで、商工会のほうから聞いています。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

9月24日のていだ広告に掲載されるということで、3回目の再販を計画しているということでセーフティーネットもしっかりされているということであると思います。

せっかくの物価高対策の事業でありますので、より多くの方に行き渡るようによろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは（2）、最後になりますが、本町の今後の物価高対策の計画はということで、前回の6月定例会の一般質問でもお尋ねいたしましたが、町の予定している対策のメニューが紹介されて答弁いただきましたけれども、先ほどの徳田議員の質問とも若干かぶるので割愛をいたしまして、タクシーの初乗り運賃地域公共交通事業者支援事業ということについて予定どおり実施されるのでしょうか、お伺いいたします。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

企画課では、この物価高騰によるタクシーの初乗り料金等の値上げ等の影響によって、地域の利用の方々が減少しつつある中での対策といたしまして、買物や金融機関への移動、役場への所用の移動等に利用する高齢者を対象とした高齢者の支援と交通事業者の事業継続の支援といたしまして、タクシー券の発行で支援を、対策を行いたいと考えております。

予算としては、600万を9月補正で計上させていただきまして、10月から2月を実施予定の期間として進めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

一応、対象が高齢者や交通弱者ということで、障害を持っている方等はどうですか。

○企画課長（中島友記君）

今回、まず最初に対象として考えている対象者ですが、高齢者対象者が75歳以上、敬老バスの利用者と、または障害のある方を最初、募集をかけまして、募集の数が少なかった場合には、対象年齢を少し下げて対象の範囲を広げるというような対策が必要でないかということです今課内で協議しているところです。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

障害者も対象になるということで、今、検討いろいろされて、より中身のいい制度に仕上げていただきたいと思います。

四、五日前、うちに電話が来まして、高齢の女性の方、70代の方でありますけれども、本当にもう生活が苦しいと、どうにかしてくださいということで、低所得者であり、またかつ生保も受けている方ありましたけれども、広田議員が先ほど一般質問されておりましたけれども、生活保護、この県の事業で窓口でありますけれども、非常に本当に厳しい方がいらっしゃるということで、その実態をよく分かっていただいて、住宅のさっき共益費の話も出ておりましたけれども、その方もおっしゃっていました。三千何ぼの共益費を出すのも本当毎月大変だと。実際に6万前後の収入でありますけど、みんな引かれるわけですよね。県か国のあの生活支援金というのが1万5,000円とか、2か月ですよ、2か月で1万5,000円というのあるんですけども、それもその生活保護の計算をされて収入として計算されるということで、何とかならないのかということがありました。

すぐ、公明の県会議員のほうにもつなぎまして、今いろいろその中身を精査して、調査してもらっているところであります。

本当に、皆さん苦しいこの物価高の中で生きておられるわけでありますので、どうか、そこら辺、町のこの物価高対策の重点支援地方交付金をうまく活用されて、そういう本当に困っている方のところに行き届くようによろしくお願いしたいと。

食料品や日用品の値上がりも続いております。今月も食料品は1,422品目が値上りであります。政権与党が少数与党になり、給付や減税政策も実施は先行き不透明の状況でありますが、そのような政治動向も踏まえて、今後の本町の物価高対策について、先ほどの徳田議員ともちよっと重複するかも分かりませんけれども、町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今、70代の方から生保の対象という共益費の話がございましたが、生活扶助費ではなくて、やはり住宅扶助ということで、今、限度額が設けられていますので、それで国のはうは、少し慎重になっているんですが、居住費については、しっかりと住宅扶助で対応するよう今要望しないといけないなあと、今感じています。

そして今、非常に厳しいということですので、先ほどもお話ししましたが、なぜ減額をしたか。それはデフレ調整だったわけです。だったら今、物価高騰でしょうと。物価高騰であれば、その生保の予算をかさ上げ、増額をするべきじゃないかということも今言えるかなあと、今感じているところですので、今後、町村会としても生活保護費の在り方を要望をしっかりとやらなければいけないかなと感じております。

その中で、人件費をどのように扱うのか、そして、経済ということで、農業の所得をどうやって上げるのかについては、様々な視点、様々な方法で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○3番（宮之原剛君）

先ほどの徳田議員への町長の答弁の中でも、留保財源のことが話されましたけれども、私も役場退職した後、商工会に行っておりましたので、3年間商工会の中でいろいろ見てきましたけれども、やはり企業、商売されている方々、事業所というのは、やっぱり将来的にやっぱりそれはどうしてもあるんですね、留保財源が。結構な金額がありました、実際問題。

ですから、そこら辺を還元していくということで、賃金アップ、それしていくば、やはりもっと、町長言われたように、物価高対策としても効果が出てくるんじゃないかと思います。

何はともあれ物価高対策は急務であります。どこの自治体も大変であります。議会と行政が知恵を出し合って、町民の生活支援と住民サービス向上へ頑張ってまいりましょう。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月10日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 4時34分

令和 7 年第 3 回徳之島町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 9 月 10 日

令和7年第3回徳之島町議会定例会会議録

令和7年9月10日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

政田 正武 議員

木原 良治 議員

是枝孝太郎 議員

竹山 成浩 議員

内 博行 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	内 博 行 君	2番	政 田 正 武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植 木 厚 吉 君
5番	竹 山 成 浩 君	7番	富 田 良 一 君
8番	勇 元 勝 雄 君	9番	徳 田 進 君
10番	池 山 富 良 君	11番	是 枝 孝 太 郎 君
12番	広 田 勉 君	13番	木 原 良 治 君
14番	福 岡 兵 八 郎 君	15番	大 沢 章 宏 君
16番	行 沢 弘 宗 君		

1. 欠席議員（1名）

6番 松 田 太 志 君

1. 出席事務局職員

事 務 局 長 清 原 美 保 子 君 主 査 中 野 愛 香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 な おみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農 林 水 産 課 長	廣 智 和 君	耕 地 課 長	水 野 育 君
地 域 営 業 課 長	清 潑 博 之 君	農 委 事 務 局 長	白 坂 貴 仁 君
学 校 教 育 課 長	太 稔 君	社 会 教 育 課 長	安 田 誠 君
介 護 福 祉 課 長	福 田 博 文 君	健 康 増 進 課 長	吉 田 忍 君
お も て な し 観 光 課 長	吉 田 広 和 君	税 务 課 長	新 田 良 二 君
住 民 生 活 課 長	大 山 寛 樹 君	選 管 事 務 局 長	藤 康 裕 君
会 計 管 理 者・会 計 課 長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	奥 村 和 生 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、高岡町長より報告があります。

○町長（高岡秀規君）

皆さんどうも、おはようございます。

昨日、全員協議会のほうでも御報告をいたしましたが、徳之島町の職員の不祥事が発覚いたしております。まずは深くお詫びを申し上げます。

再発防止につきましては、通帳の管理等、引き出しに係る印鑑の管理を別の人で行うこと。そしてまた、公金の扱いについては、しっかりと府内に保管するということを確認をするということを実行しながら、再発防止に努めてまいりたいというふうに思います。

議会の皆様方の御指導を仰ぎながら、そしてまたさらには、町民の皆様、議会の皆様には深くお詫びを申し上げたいと思います。

再発防止につきましては、職員一丸となって取り組む所存でございますので、今後とも御指導のほどをよろしくお願ひいたします。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

政田正武議員の一般質問を許可します。

○2番（政田正武君）

おはようございます。

8月18日に宮古島で開催された「離島甲子園」では、徳之島選抜チームが決勝戦まで勝ち進み、地元宮古島のチームに敗れたものの、1対ゼロという優勝に匹敵する準優勝という輝かしい成績を収め、白熱したプレーに勇気と感動をもらいました。

今大会で、徳之島選抜チームの主将を務めた太良墨伸君は、練習はきつかったけど、絶対強くなるんだ信じてやってきたと熱い思いを語っていました。そしてその思いが今回の結果につながったと思います。本当に感動いたしました。

また、先月行われた秋季大島地区高校野球では、徳之島高校が優勝しました。そして社会人野球においては、町長の息子さんの同級生を主体とした本町の「わらわら」というチームが徳之島3町大会で優勝、徳之島代表として鹿児島県大会に出場、見事優勝、九州大会では、全国大会出場の切符を手にし、全国大会が今月13日から群馬県で開催されます。

このように新聞、ネット上でスポーツを通して、徳之島をPRできることを非常にうれしく思っております。

それでは、2番政田正武が3項目について御質問いたします。

初めに、先ほど申し上げましたとおり、離島甲子園で徳之島選抜が準優勝して大いに盛り上がりました。中島課長に変化球ではなく、ストレート真っ向勝負でお伺いいたします。徳之島で離島甲子園を開催しませんか。

○企画課長（中島友記君）

おはようございます。

政田議員の質問にお答えいたします。

まず、離島甲子園大会は、国土交通省が開催する大会でありまして、今回で16回を迎えます。地理的環境から島外との交友機会の少ない全国の離島中学生が一堂に会し、野球を通じて島と島との交流を図り、新たな人間形成や健全な青少年育成を促進することで、将来を通じて離島地域の振興に寄与することを目的としている大会でございます。

今年の大会は、先ほど議員が言われましたとおり、宮古島市で開催され、奄美勢初となる決勝戦の進出を果たし、惜しくも準優勝となりましたが、大変すばらしい成績を収めました。

この離島甲子園大会には、令和5年の奄美復帰70周年記念の奄美大島大会から参加しており、令和6年は長崎県壱岐市で、今回、沖縄県の宮古島市での3回目の出場となりました。

この議員の言われた直球勝負ですが、この徳之島開催については、徳之島3町、離島甲子園実行委員会で昨年度から、本気で徳之島開催に向けた取組ということを協議しております。今回、各町の担当職員1名ずつを宮古島に派遣して、開催についての課題、取組方というものを視察してきたところです。

以上を踏まえて、また徳之島3町離島甲子園実行委員会で開催に向けて令和9年度を目標という話が、昨年、会の中で上がりましたが、いろんな課題を整理しつつ、令和9年度以降の開催に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○2番（政田正武君）

そうですね、今、課長から令和9年度を目標に開催を目指しているということでございますけれども、本年度も23チームですかね、参加チームは。1チーム選手、監督を合わせて20名の登録が可能ということだと思いますけども、単純計算でも23チームの20名、460名が参加していただけるということで、その宿泊とか、飲食等などでも様々な経済効果も期待できると思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

○企画課長（中島友記君）

お答えいたします。

まず今年度は、実数を把握しておりませんが、令和6年度の長崎県壱岐市での開催の報告から説明いたしますと、参加チームが壱岐市で23チーム、選手372名、監督、コーチ、帯同審判68名、帯同職員53名、応援者345名、計884名が壱岐市に来島されているという報告があります。

この経済効果につきましては、令和5年度奄美大島で開催した奄美復帰70周年の記念大会での新聞報道では、約1億円の経済効果があるという新聞掲載がありました。

以上です。

○2番（政田正武君）

今、880名の参加、経済効果で約1億円というすごい数字になっておりますけれども、経済効果ということも大事でございますけれども、やはり地元で開催して島民の皆さんに直に子供たちのプレーを観戦して、一緒に応援したいと思っているのではないでしょうか。そのことについても、やはり徳之島でぜひ開催してほしいと思いますけれども、離島甲子園の出場選手の中からソフトバンクの大野稼頭央選手をはじめ、多くのプロ野球選手を輩出しております。

この離島甲子園の閉会式でも、最優秀選手賞を1人と優秀選手賞4名でしたかね、そのうちの1人で亀津の嘉納新君が優秀選手に選ばれております。将来、プロ球選手もこの大会から、徳之島からも生まれてくると思います。令和9年、課長が今申したんですけれども、開催を目指すということでございますけれども、絶対開催するということを約束してもらえないですか。

○企画課長（中島友記君）

はい、私のほうから絶対開催するということは断言はできませんが、これについては、もう実行委員会のほうで、徳之島開催に向けてという取組を進めておりますので、先ほども申しましたとおり9年度以降というところで、その期間やっぱり旅行会社との見積りの微取であったりとか、現地開催の会場であったり、これは体制づくりというところで一つ課題かなと思っております。

というのは、やっぱりこういった大きな大会をする際には、この離島甲子園を担当する専属の職員の配置とかも必要ではないかということが課題としてもありますので、今後また総務課を含め、町長とも協議しつつ前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○2番（政田正武君）

最後にちょっとお聞きしたいんですけど、この予算面について、この奄振とかの事業で開催は可能なんですか。

○企画課長（中島友記君）

奄美市で開催された大会には、奄振を活用して実施しております。奄美市を含め、協力4市町村だったと思いますが、そこでの分担金という形で負担金を軽減する取組の事業でありました。

今回も徳之島3町での実施ということで進めておりますので、また広域事務組合にも一度御

相談をしたところです。この離島甲子園としての奄振での事業の活用はどうかということで相談もいたしました。

地域振興事業等も含めて検討をして、実施する方向でまた協議を重ねてくださいということで回答をいただいておりますので、今後、もちろん補助事業を活用して3町で負担して、また島の経済効果、そして子供たちが本当に島から甲子園というものをを目指していただけるような体制づくり、その事業がそこにつながるように今後も取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。前向きに、開催に向けて取り組んでくれるということでございますので、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

それでは次に、夏季休暇中の給食の提供についてですが、今、子供の食の貧困ということで、いろいろ取り上げられていますが、夏休み中に給食がないことについて、NPO法人キッズドアのアンケートでは、91%の親が食事の質や量が低下することに不安があると答えております。また1日2食以下の子供たちの割合も3割を超えるとなっていますが、鹿児島県下において、夏休み期間で給食を学童や給食センターのような公共施設で提供している市町村はありますか。

○学校教育課長（太 稔君）

政田議員の御質問にお答えいたします。

夏休み期間中の給食でございますけども、鹿児島県の教育庁保健体育課に確認したところ、そのようなことは把握していないということでした。

ただ、奄美市のほうで夏休みの給食に関しまして一例がございます。徳之島町では、中学校・小学校・幼稚園に給食を提供しております。奄美市では、中学校・小学校・認定こども園に給食を提供しておりまして、夏休み中の7月に関しましては、その延長で、認定こども園には提供しているところがありました。

以上です。

○2番（政田正武君）

奄美市が行っているということですか。保護者から、こういった夏休み中の給食の提供について何かお話とかお聞きになったことはないですか。

○学校教育課長（太 稔君）

現在、教育委員会のほうにそのような要望はございません。

以上です。

○2番（政田正武君）

私は何人かの保護者から「夏休みに給食があればいいよね」というお話もお聞きしたことがありますけれども、「腹が減っては戦ができない」ではありませんけれども、お腹が空いていた

ら頭も回らず宿題もする気にもなれないかもしれません。やはり食育も大事だと思います。

この夏休み期間中の給食の配給については、職員の衛生管理とか提供する場所、方法などいろいろ課題はあると思いますけれども、またすぐにはできないと思いますけれども、今後、本町としては夏休み中の給食の提供についてはどうお考えですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

給食センターで作られる学校給食は、学校給食法の第8条第1項の規定に基づいて学校給食実施基準が定められています。実施基準の第2項の学校給食の実施回数等につきましては、学校給食の給食は年間を通じて原則として毎週5回、授業の昼食時に実施されることとなっております。本町では、小学校は196日、中学校は198日が給食の実施予定となっております。

また、夏休み期間中には、普段できないような箇所を含めた清掃や器具や食器の整備や点検などを行っております。さらに、会計任用職員の出勤しない時期には、電気設備等の年次点検、調理場の害虫駆除作業等も行っております。

また、この夏休み期間という長期にしかできないような修理とか、そういったものを行っております。以上のことから、夏休みの給食の提供については、現段階では難しいと考えております。

以上です。

○2番（政田正武君）

今、課長からありましたように、学校給食法、小学校196日、中学校で198日ですかね。授業があるときの給食があるという話ですけれども、これから、この夏休み期間中の給食については、いろいろ議論がなされていくと思います。

実際、八王子市では、夏休み期間中には1週間ぐらい、もう5日ぐらいの提供だったと思いますけれども、そういった提供している市町村もあると思いますが、一番は、子供たちが夏休み期間中もお腹を空かさず、やっぱり元気に遊んで、一生懸命勉強して新学期を迎えたたら本当にいいなと感じているところでございますけれども、そしてまた保護者の方も共働きの方が多いと思います。

学童に預ける際にも毎日お弁当を持参させ、少なからず負担も伴いますので、少しでも負担の軽減になればといいと思って、この問題提起したわけでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、いろいろ課題は多いんですけども、ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、教育長のお考えをお聞かせ願いますか。

○教育長（福 宏人君）

議員の質問にお答えします。

基本的には、先ほど課長のほうが申したとおり、そもそも学校給食は授業日、子供たちが授

業があるときに給食を提供すると、これがそもそも法の立て付けですね。

別に、御存じのとおりコロナ禍で日本全国学校が休校日になったときに、その中から出てきたのは学校が果たすセーフティネットということで、実は学校が休校日になったときに、子供たちの特に貧困に関わることで、子供というのは食生活が結局十分にできていないという現実も、実は併せて浮き彫りになりました。

ちょっと話を戻りますと、学校がないときに一部の子供たちは学校給食で食の安全を図っていたということが浮き彫りにされて、学校が果たすセーフティネットの機能が評価されました。

今後、様々なところで、例えば朝日新聞の中で子供たちの食のセーフティネットワークで夏休み期間中の給食のことについても、一部調査が出ていますので、その結果から、やはりある程度貧困家庭においては十分な食事がなされていないという事実もあります。

ですので、今後、そういったことについて具体的にどうするのか、例えばこども食堂とか、ああいったようなN P Oの団体とか、一部本町では社会福祉協議会の弁当の提供とか、そういったようなこともなされているというふうに聞いております。

これにつきましては、今、こども家庭庁が教育とは別に子供のそういう福祉も含めて、全体的に子供のそういう環境を考えるというような方向性も出ていますので、それについては、またほかの関係市町村も含めて全国でどうなるのか、そういったのを踏まえて必要に応じて、また検討する必要もあるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。

町長も普段から教育も大事、食育も一番大事だとおっしゃっております。学校給食法とかいろいろいろいろありますけれども、夏休み期間中に、町の単独・単費でも、例えばアンケートを保護者から取って、夏休み期間中に給食を提供してほしいという方たちだけでも、給食費を徴収して、そういうことも、これからは考えていかないといけないと思うんですけども、そういうところは町長は、どうお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

今は、給食という理念で今答弁ないし質問があるんですが、給食ではなくて、例えば食育という観点であれば給食の法律は関係なく提供できるかなと。

よって「食」というものの需要、そしてまた子供たちが今、教育長のほうからありましたけれども、いわゆる貧困家庭で食事が本当にうまく取れていないお子さんがいらっしゃったら、それはしっかりと町のほうで提供する方向で進めたらいいかなと思いますので、それが給食として提供するのか、それとも議員がおっしゃるように、単独でしっかりと食育等々での提供なのかということだろうというふうに思いますので、今後、しっかりと子供たちの現状を踏まえ

ながら取り組んだらどうかなあと、今感じたところです。

○2番（政田正武君）

この食育については、やはり夏休み中の子供たちがお腹をすかさないように、新学期を楽しく迎えられるようにしてほしいと思いますので、いろいろこれ課題もあるんですけど、今後、議論が進んでいくと思いますので、すぐすぐにはできないと思いますから、早めにそういう話を議論して、今後なるべく夏休み中に、今、町長がおっしゃられたように給食ではなくて、御飯を提供できるようなシステムづくりに検討していただきたいと思います。

それでは次に、全国町村会副会長・鹿児島県町村会会长についてですけれども、町民の皆さんから、町長は、全国町村会副会長・鹿児島県町村会会长の職に就いているんですが、どのような仕事をしているのかとよくお尋ねされます。

地方自治法の263条の3項で、「町村相互の連携を密にし、共通の問題を協議し処理するための組織を設けた場合は総務大臣に届けなければならない」これが町村会だと思いますけれども、同項の第2、「地方自治に影響を及ぼす法律または政令その他の事項に関し総務大臣を通じ内閣に対し意見を申出又は国会に意見を提出することができる」といった組織でございますけれども、町長の全国町村会副会長・鹿児島県町村会会长の立場としては、具体的にどのような職務を担っているのかお伺いします。

○町長（高岡秀規君）

全国町村会につきましては、今「町」が743町、そしてまた「村」が183、926の町村で構成されております。

まずは大まかに言いますと、町村が当面、諸課題として国・県への要望活動が主な活動になります。そしてまた、町村自治の進行発展のための調査・研究というものが職務になっているところです。さらには、一般職員の研修等の企画もしております。

私の経験から町村会として、一首長の意見は仮に取り上げてもらえなかった場合、実現はなかなか難しい、要望として扱われないことがございます。

会長職というのは、皆さんの実は小間使いでもあり、各首長の意見を取り上げができる。そしてまた皆さんの意見をしっかりと取り入れることが重要だと私は思っております。

一つの例として、日頃答弁でも答えておりますが、奄振交付金においての要綱に教育及び文化を、そしてまた、農業の生産性における支援を、農業の振興における支援という文言の変更を要請してきました。

以前は、なかなか教育というものが奄振の重点施策ではないというような認識があったわけで、なかなか取り上げてもらえなかつたのですが、私が会長となった時に、しっかりと皆さんに説明をし、そしてまた国・県にも要請をして、今、御存じのように実現したところであります。

またさらには、私の経験から自分の意見が取り入れられなかつた寂しさをしっかりと解決するために、ほかの首長の意見をしっかりと、できる限り汲み入れることに努力してきました。これは今思えば会長としての主張及び熱い思いを伝え、要望活動をしたことが実ったものだと感じているところでございます。

会長としての知り得た情報は、しっかりと情報の共有をしないといけないと感じていましたので、現在、情報の共有にできる限り努めているところであります。報告することは情報の共有だけではなく、私自身の復習となり、それを徳之島町に生かせるということは非常に大きなことだろうというふうに思います。

全国の町村の成功事例、課題・問題等が把握できることは徳之島にとっても有効だと感じているところであります。仮に、地方公共団体情報システムの標準化に関する財政措置等は喫緊の課題でしたが、町村委会としての要望がかなり実現したというふうに思っております。

国は当初、標準化によって3割削減できるということが町村委会のデータによると3倍になってしまうことから、しっかりと国等々に要望したところ、その辺については国が審議会をして、恐らく予算措置となると私は思っております。

全国の町村委会の会合の折に、時間が取れるときは、様々な人間関係を構築したり、民間とのつながりも構築してきました。事例として、今回の海中アートの事業もその一つであります。また子ども第三の居場所も要望の一つであります。世界遺産センター、道の駅も出張の折の国土交通省からの情報でございました。

特に、今回のクリーンセンターの改修工事につきましては、当初は、令和7年度の概算要求の中で1億4,050万円しかついていなかったということです。概算要求でそれだけしかついていなければ予算というのは削られますから、これは危機感を感じたところ、去年の10月中に人的つながりを利用して要望したところ、6年度補正で6億6,166万円が補正でつきました。よって、前倒しでの補正がつきましたので、今のクリーンセンターの事業が計画どおりに進めることができたということでありますので、これも人脈の構築のおかげだというふうに私は思っております。

よく全国町村委会の役員になってどうなのかと聞かれますが、実は、本人の心がけ次第で効果が出るというふうに私は思っております。役職が仕事をするのではなく、人が仕事をすると思っております。甘えることなく、自分との戦いということを肝に銘じて行動することで、効果が発揮できるというふうに思っております。

そうすることによって、愚痴を言うことに時間を使うのではなく、前向きな行動に時間を使うこと。そしてまた、国・県を批判する時間があれば筋の通った要望に時間を振り返ることで、効果が少しでも現れると思っております。一言で言うなれば、「心がけ次第で大きく変わる」というふうに私は思っていますので、しっかりと自分自身との戦いながら町に貢献、そしてま

た、日本全国の町村に貢献していきたいというふうに考えております。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。

次に、メリットを聞きたかったんですけど、今メリットも町長がおっしゃったので、やはり一個人では国・県に要望しても成り立たないんですが、やはり大島郡の町村、鹿児島県町村、その代表として国・県に要望すれば、できないこともないというお話をありました。

そして、町長は常日頃から要望とか陳情を行うだけではなくて、結果を求めたいとおっしゃっております。今、その結果も奄振の話もそうでございます。沖縄との交流もそうでございます。クリーンセンターの話も私も今クリーンセンターの議員をしておりますけども、前倒しにしていただけたこともありますが、ありがとうございます。

そういうことで町村会会長としての責務といいますか、責任は大きいと思います。そしてまた、その会長としての責務というのは、一員としてではなくて、全体としての意見として取り入れてもらえるというお話をございます。そういうことが町民とか、今課長もそうですけど職員も知らないと思うんですね。行政報告でいろいろ出張とかもあります。ほぼ島にいないんですけどね。

町長も出張で議事録も自分で作ってらっしゃいますよね。そういう議事録を課長にでもいいんですけど、先ほど町長が情報の共有に努めているとおっしゃいましたけれども、課長とかに共有されているとは感じていませんね。ですので、そういう重要な、これ全てとは言いませんけれども、重要な要望をしたとか、陳情したとか、そしてその成果がどうであったとか、課長には回覧するとか、そういう情報を共有したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、これはいかがですか。

○町長（高岡秀規君）

今、議事録とその議事録を読むのはもう何十ページにわたる議事録を今、作成していますけれども、それを読まない人がいるだろうということで、要点だけをまとめたものも両方出していて、その日に配られた資料を全て24町村長に今配付をしているところです。

確かに、今思えば各課長に、その議事録とそういったものを、データで見れるようにしたらどうかなというのふうに思います。それを面倒くさがらずに見る、見ないは強制できませんけれども、見る人は全てが重要な案件であることに気づくだろうし、そしてまた、政策説明が町村会のほうでは必ずあります。

国交省であったり、農林水産省であったり、政策説明という資料がございます。その補助金の事業をこの町で取り上げるべきだというふうに考察できることがあれば、一番ベストかなというふうに思いますし、このデータというのは、実は事務的な連絡で恐らく各課に本当は届いているんだろうというふうに思います。

それを利活用するかどうかは人によって違いますので、今後はダブリの説明になるかもしれません、しっかりと議事録を作ったら、各課に読む読まない別として配付したらいいかなと今感じたところです。

○2番（政田正武君）

冒頭申し上げましたけれども、町民の方が、その町長が会長として何をしているか、それは分からぬんですので、広報にでも町長が要望活動とか陳述した重要な事項については、広報のほうに1ページぐらい取って、町長が会長としての職務を広く周知できるようにしてもいいんではないかと思うんですけど、総務課長どうですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

以前から町長は出張が多いとかっていうことはお聞きしていることもあります。ですが、今のやり取りの中で皆さんお聞きしたように、確かに大変ではございますが、本当に町のため、また鹿児島県のため、全国のために御尽力いただいていることは確かでございます。

今後につきましては、この町長の報告ですが、本当に町長出張の際にも必ず帰ったら決裁だったり報告書作りだったりと、もう本当に寝る間も惜しまず頑張っていらっしゃいます。

ですので、せっかく町長が作ったこの報告書等はもちろん課長の中でも共有しながら、そしてまた、町民の方々へも町長のやっている行動につきましては、広報の中でお知らせするのか、ホームページの中でお知らせするのかは、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。

ぜひ、町長は何をしているのか分からぬと、町民の方に言われないように、広く周知していただきて、やはりこの会長職というのが、いかにメリットがあるのか、そういうところもどんどん発信していっていただきたいと思います。

また、全国町村会、大島郡、鹿児島県もそうでございますけど、ぜひ皆さんのために御尽力いただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

次に、木原良治議員の一般質問を許可します。

○13番（木原良治君）

皆さん、こんにちは。

一般質問には3項目事前に提出しております。

不納欠損、町有財産、地域医療の3項目です。早速一般質問に入ります。

町の財源の確保の視点から、また町の債権の放棄の観点から、不納欠損の現状を伺います。

昨年の9月の議会でも不納欠損を取り上げました。それぞれの課の多岐にわたりますので、総務課長のほうから最初の答弁をいただきますか。

不納欠損の金額から伺って、その後、担当課に移ります。よろしくお願ひします。

○総務課長（村上和代君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度不納欠損全体につきまして、会計ごとに金額並びに件数を申し上げます。

一般会計、件数4,011件、2,275万6,816円、国民健康保険事業、件数363件、561万1,522円、介護保険事業98件、83万2,020円、後期高齢者医療10件、4万600円、水道事業840件、371万3,293円、公共下水道事業320件、55万7,550円、合計で5,642件、3,351万1,801円でございます。

以上であります。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○税務課長（新田良二君）

詳細について税務課のほうから御答弁いたします。

まず初めに、町民税103万8,616円、81件でございます。続きまして固定資産税2,102万8,000円、3,858件、軽自動車税25万9,400円、48件、国民健康保険税561万1,522円、363件、合計2,793万7,538円、件数合計4,350件でございます。

以上です。

○健康増進課長（吉田忍君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療保険に係る令和6年度の不納欠損は、件数が、期別件数10件、金額合計が4万600円となっております。

○介護福祉課長（福田博文君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

介護福祉課からは、介護保険料の不納欠損について状況をお答えいたします。

内容につきましては、時効消滅、転出、死亡、行方不明、生活保護受給者となっております。金額は83万2,020円、件数は98件、人数は42名となっております。

以上です。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

水道課での令和6年度不納欠損額は371万3,293円、件数は840件となっております。

理由としては、消滅時効の完成によるもので、民法166条の規定並びに企業法及び会計基準に基づき行っております。評価課題としては、不納欠損が毎年発生しており、住民負担の公平性確保の観点から課題と認識しております。

以上です。

○建設課長（作城なおみ君）

建設課、令和6年度住宅使用料の不納欠損につきましては、金額が43万800円、件数は4名分の24件です。下水道使用料につきましては、金額が55万7,550円、件数が44名分の320件となっています。

○13番（木原良治君）

総務課長、昨年も不納欠損に対して一般質問させていただきました。9月議会は、決算議会ということで、この後16日の日から、また決算審査特別委員会があります。そこで詳細については、それぞれの議員の方からあると思いますけど、先ほどの総務課長の答弁の数字の中で3,350万円、昨年の答弁の中では3,890万円でしたよね。それからは500万円、少し改善はされているんですけども、毎年この3,500万円、3,000万円ぐらいの金額がこの不納欠損で上がってることに対して、どう考えますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

この税金につきましては、町にとりましては本当に重要な財源だと思っております。ここを安易に不納欠損として落とすことは、本当に残念なことではございます。

今後につきましても、こうした事案が生じないように不納欠損になる前に収納率の向上、また財産調査の徹底であったり、分納相談の推進など、これまで以上に努力していかなければならないなと感じているところでございます。

○13番（木原良治君）

監査委員の立場で、また監査委員の範疇の中でしか質問できないんですけど、不納欠損の理由、法的根拠それに基づくペナルティーがあると思います。そのペナルティーのある担当課の答弁を求めます。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

水道料金の滞納が続いている方には、給水停止等を行っております。

以上です。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

ペナルティーにつきましては、保険給付の額が減額、高額介護サービス費の不支給等の制限、高額医療合算介護サービス費の支給を行わない。また特定入所者介護サービス費の支給を行わない等があります。

以上です。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

後期高齢者医療保険料の特別な事由がなく、保険料を滞納した場合には、療養費及び高額療養費等の保険給付費の全部、または一部を差止め、保険料に充当できることとされております。

○13番（木原良治君）

福田介護福祉課長、4月の就任から半年しかたっていないですけれども、介護福祉法に則つての答弁ですけど、一般の町民の方々から聞いたときに、介護福祉のペナルティー、2年の消滅時効によってペナルティーが生じる。そして新たに給付に対して介護を受けられる立場になったときに、100%の給付が受けられる立場になったとき、それがどれぐらい減額されるのか、1割負担が何割負担になるのか。もう少し丁寧に説明願いますか。

○介護福祉課長（福田博文君）

介護保険料の利用者につきましては、滞納されている方にお話をする中で、個人で、私は介護に使わないとか、いろいろなことで納入されていない方がいらっしゃいますので、個別に相談をしたり、介護保険制度の具体的な内容を説明したりして納入を進めていきたいと思います。
以上です。

○13番（木原良治君）

毎年3,000万円近くの不納欠損、はっきり言って入るべき収入が入らずに、またその町の財産の権利を放棄すると、そういう決断をする過程の決裁のそれぞれの担当課と財務のほうだけで決裁になっているのか、その関連する全ての課の一堂に会して対しての内容性とかして、決裁まで持ってきてているのか、その過程を示してください。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

決裁までの過程につきましては、年度末で締めまして、その中で不納欠損処理が行われるわけですが、決裁につきまして、それ以前で本来であればしっかりとこの内容を確認することが、一番大事だと思っております。

今回、年度前に各担当課長と話をしまして、出納整理期間までにしっかりと、年度内にしっかりと徴収できるものについては徴収してくださいということで、お話をしているところではございますが、全体で話をするときには、収納対策会議のほうで会議を開いております。

またその中でも、不納欠損のことについては、みんなで協議をしているところではございますが、私の力不足かもしれません、もう少し、しっかりとこの過程を大事にして多くの不納欠損を出さないように今後、努めてまいりたいと思います。

○13番（木原良治君）

これは不納欠損の一堂に会しての検討をしてほしいというの、なぜかというと、例えば水

道を止められると、これは建設課の公共下水道も止める状態になりますよね。そういういろんな関係の、また新しい住宅のほうに移るときには、またその滞納があるとか、いろんな関連のものが出てくると思いますよね。そういうのを一堂に会して検討していただきたいと思います。

また、昨年の一般質問をちょっと振り返って、前回、耕地課のほうで多額の不納欠損をしましたよね、僕は、これはいいことだと思いますよ。なぜかというと昭和時代の名簿を持ってどうのこうの、これを処理する時間と労力、それはある一定の区切りとして不納欠損をするなら不納欠損、はっきり言って身軽になって、また現年度分に力を入れるとか、そういうことに取り組まれたらしいかがですか。これは財務ですか、どなたかの答弁を求めます。

○税務課長（新田良二君）

税務課でございます。

不納欠損は非常に税の公平負担の課題等がございます。しかし、不納欠損は、適正な会計管理の結果が生じたものでございまして、真の困窮者、本当に困っている方の救済する方法でもございます。その辺は、御理解いただきたいと思います。

○13番（木原良治君）

理解はしているんです。理解した上で質問なんですよ。税の権利と義務がありますよね。権利には義務が裏表だと思いますよね、一体だと思います。でもそういう財源があって、町長がいろいろ施策を進めようとしたときには、その財源の裏づけの下で政策が進んでいきますよね。

ですからこういう3,000万円以上ぐらいの高額な不納欠損を落としたときに、それがあったときに、じゃあ新しい事業ができるのではないかと。新しい政策、議員がそれぞれ提案した打ち出した政策にその財源が充てられた可能性があるんですよね。そういうのも認識して取り組んでほしいと思います。これはあくまでも提案です。

次の町有財産に移ります。

この一般質問を出してから、総務課長と担当職員の方には、旧下久志分校と旧警察署、それから旧徳寿園、立ち合わせていただきました。この町有財産のこの3か所の現状をどう受け止めましたか。

○総務課長（村上和代君）

お答いたします。

先日、木原議員と一緒に現地を視察いたしました。

まず、旧徳之島警察署についてでございます。3か所回りましたが、3か所とも本当に老朽化が進んでいる状況でございました。旧徳之島警察署——以前合同会館でありました——につきましては、コンクリートの爆裂、また雨漏り等の影響により施設の老朽化が進んでいる現状

でございました。

直近におきましても、爆裂によるコンクリートの落下があり、施設を安全に利用することは非常に困難であると感じたところでございます。

また、旧徳寿園につきましても、施設内の老朽化が物すごく進んでおります。現在は町のイベント用具等の保管場所として使用しておりますが、ここにつきましても、今後、検討が必要なのかなと感じたところでございます。

旧下久志分校でございますが、旧下久志分校につきましては、学校のほうが2棟ございました。施設の老朽化がここも非常に進んでおり、平屋の校舎につきましては、シロアリの被害も確認されました。2階建ての校舎につきましては、下久志集落が地域の行事、フリーマーケットだったり、牛慰みなどで現在も利活用してはおります。またグラウンドにつきましても集落の皆さんが グラウンドゴルフを楽しんでおられるということでございました。

3か所とも議員と一緒に観察した現状によりますと、もう老朽化が激しいなというところでございます。

○1 3番（木原良治君）

老朽化しているのは、もう築相当なっていますので、現状はそのように把握していると思います。

その利活用は、下久志分校からいきますけれども、県道に即して海岸が目の前にありますよね。リーフが数百メートル続いております。景観がもうすばらしいと思いますよね。そういう歴史のある地区の方々にとっては、よりどころの、廃校したと言えども、よりどころになる場所だと思います。この利活用は、その地区民ともう少し話し合って、鉄筋コンクリートは相当頑丈でしたけど、平屋のほうとか、そういうのをもう少し検討されたらいいかがですか。地区民の協力がなければできませんし、また地区民の参加も促すような利活用の方法というのは検討されますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

下久志分校の平屋の建物、シロアリが非常に被害が大きかったんですが、平屋につきましてはもう今後解体が必要かと思っております。ですが、今、議員がおっしゃられたように、リーフがあり、すごく景色のいい2階建ての校舎からも物すごく景色のいい場所でございました。

現在、集落の方々がそこを古いなりにも、いろいろなフリーマーケットであったり、皆さんが、集落が活性化するようなことを考えながら、あそこの学校を旧下久志分校を活用していらっしゃいます。ですので、今後は、集落の皆さんとどのような形であそこを利活用、もっと集落が活性化するためにどのような利活用ができるのか等々も含め、また皆さんとお話をていきたいと思っております。

○1 3番（木原良治君）

徳之島警察署、今までいろんなサークルの方々が利用されていましたけど、相当外壁の落石があつたり雨漏れがあつたりして、もうほとんど使えないような状態ですよね。その利活用はやはり下久志と同じく、周辺の地区民の方々の協力を得なければなりませんけど、この旧警察署というのは、昔の代官跡なんですね。埋立てする前の小高くなっていますよね、かつて昔のとろ地なんですね。そういう地区民の徳之島の治安を守ってきたそういう崇高の場所でもあるので、もう少し、この徳之島警察署の跡を地区民の協力を得られるような解体まで進んで、その地区民が一堂に会して何かできるような場所に、提供を投げかけてはどうですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

旧徳之島警察署は、本当に由緒ある場所でございます。由緒ある場所に、今古い建物が建っているわけでございますが、ここも、今後解体に向けて実施していきたいと思っております。

その跡につきましては、今後、あそこは中区にございますので、中区の地区の皆さん方が集まる、また町内の皆さん方が集まるような、そういうった場所になるといいなと私は考えているところではございます。ですが、そこに向けてまた今後検討を重ねてまいりたいと思います。

○1 3番（木原良治君）

最後の旧徳寿園、向こうは慈愛会、徳之島病院に隣接していますので、利活用に関しては慈愛会、徳之島病院のほうに投げかけてどのような、どういう返事があるか分かりませんけど、そういうのを検討されたらいかがですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

徳寿園のほうも本当に老朽化が進んでおります。あそこも本当に景色はとてもいい場所でございます。隣接している慈愛会のほうとも、今後相談をしてみたいとは思っております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩いたします。11時20分より再開いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1 3番（木原良治君）

最後の地域医療について伺います。

来る9月23日に新徳之島徳洲会病院の竣工式、式典が控えております。この新徳之島徳洲会

病院の概要を伺います。診療科目とベッド数等を伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

まず、答弁に入ります前に、10月1日にオープンいたします徳之島徳洲会病院様、そして6月1日に新築移転しております徳之島診療所様、移転開設まことにおめでとうございます。

当民の生命と健康維持に日々御尽力されていただいていることに、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

なお、今回の一般質問につきましては、徳洲会病院様からいただいた回答の範囲内での答弁となりますので、質問によってはお答えできないもの、そしてまた、数値等については、およそでの答弁となりますことを御了承ください。

概要といたしまして、新しい徳洲会病院は、徳洲会創設者で元理事長の故、徳田虎雄氏の出身地、亀徳の高台に建設されております。徳田虎雄顕彰記念館の近くで、敷地面積約3万3平方メートル、鉄筋コンクリート造り地上6階建て、延べ床面積約1万8,000平方メートルの施設となっております。

診療科目につきましては、総合診療科、産婦人科、循環器内科、小児科、脳神経外科など28の診療科があり、急性期から慢性期、療養、在宅医療まで一貫して行っていたいいる総合病院となっております。

ベッド数につきましては、現在のベッド数は199床、移転後は38床増床の237床を予定しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

ベッド数から尋ねていきます。現在の199床のベッド数から先ほど答弁ありました38床増えて237床、この38床の増床の内訳を伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

令和7年5月末現在の病床数は、徳之島病院で206床、宮上病院42床、徳洲会病院199床、徳之島診療所19床、伊仙クリニック19床、合計で485床でございました。

10月1日の予定といたしましては、徳洲会病院さんが237床を予定しております。38床増床です。徳之島診療所は現在ゼロ床、伊仙クリニックも徳之島徳洲会病院のほうに病床を移転しますので、ゼロ床、10月1日現在でも合計は485床の維持ができているところでございます。

○13番（木原良治君）

ということは、伊仙クリニックの病床と徳之島診療所の病床を足して38床が新徳之島徳洲会病院の増床分で解釈していいですか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

各医療機関の事情等々については、こちらのほうでは把握できておりませんが、内訳として

は、そのような形で島内の病床数は同じ数で維持できていると考えております。

○13番（木原良治君）

診療科のほうに行きましたけど、従来ですとICU、集中治療室がありますよね。今回、新たな徳洲会病院のほうでは、高度な集中治療室（HCU）ができますよね。これによってどのように変わると受け止めていますか。

○健康増進課長（吉田忍君）

お答えいたします。

現在の病院では、集中管理室という形の位置づけでございます。10月の移転後には、まず重症治療室（HCU）を8床計画しているところでございます。

将来的には、このHCUと集中治療室（ICU）の機能を兼ね備えた治療室HICU、こちらを整備する計画があるとのことでございます。

こちらの整備に当たった経緯につきましては、徳之島病院から島外搬送される患者さんが年間50から60件発生しており、島内完結型医療を目的としているところから、できるだけ島内の治療に当たりたいという考えがございました。

以上でございます。

○13番（木原良治君）

やはり、高度な集中治療室がされることによって、先ほどの課長の答弁のように島外搬送が50から60件の従来のその件数が、島内完結型の医療体制に新たなる徳洲会病院が開設するという受け止めます。

それでは、それによって敷地面積が大体4倍ぐらいになりますよね、3万平米ぐらいですから。それによって駐車の台数も500台近くなると思います。そして緊急搬送の亀徳地区の港ヶ丘住宅、子供たちの通学路にもなります。そして阿田野平住宅、小郷住宅の侵入道路もあります。こういった侵入道路の開始で10月1日から新たな病院がスタートしますけど、この周辺の道路整備に関して建設課長、道路整備にちょっと伺いです。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えいたします。

まず、亀徳タメシ線、徳洲会病院の北側の道路につきましては、徳洲会病院敷地隣接部分を、病院のほうで4メートル道路から6メートル道路に拡幅していただきました。感謝申し上げます。6メートルに拡幅していただいたことで、駐車場への混雑は大分緩和されるものと思っています。

周辺道路の整備計画としましては、メインとなります亀徳井之川線は、海王寺から松田解体まで歩道付き幅員が9.5メートルで設計中です。海王寺付近につきましては、両サイド用地補償する方向で、今交渉中であります。

整備時期につきましては、土木事業費 2 億円の中で、継続中の亀津19号線、亀津中央線、新里横 3 号線の整備等、ほかの事業と調整を取りながら少しづつでも整備したいと考えております。令和 8 年度に海王寺、その両サイドの建物補償業務を予定しております。

○1 3番（木原良治君）

徳洲会病院の協力をいただいて 4 メーター道路が 2 メーター増えて 6 メーター道路に拡張するということは、これは浄水場の亀徳の上のほうからまっすぐ降りて、徳洲会に海のほうに向かってまっすぐ降りて、突き当たった左側のほうの道路が徳洲会病院の協力を得て 6 メーターに拡張されるということですね。右側はどんなんですか、そこはまだですか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

右側のほうは農道となっておりまして、農道アナコシ線という路線名です。徳洲会病院の敷地に隣接する部分につきましては、そちらのほうも 4 メートル道路から 6 メートル道路に拡幅をしていただいております。

○1 3番（木原良治君）

あとは、我々亀徳の議員団で一応要望した内スーパーのほうから海王寺ですね、これが一番のネックになると思いますので、10月 1 日のオープンから道路事情を勘案して整備を進めていってください。

次の島内唯一の産科・小児科の現状を伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

先ほどの答弁の一部で誤って徳之島病院と答弁してしまったところがございます。まず、お詫び申し上げます。

まず、島内の産婦人科の現状といたしまして、産婦人科がある医療機関は、徳洲会病院 1 か所でございます。今日まで島内で安心して出産できる環境維持に御尽力いただいていることに感謝しているところでございます。

島内における分娩の状況につきましては、令和 6 年度徳之島町が 54 人、天城町が 30 人、伊仙町が 28 人、合計で 112 名の新しい命が誕生しております。

続きまして、小児科の現状につきましては、現在、令和 2 年 5 月頃から徳洲会病院に小児科医師が 1 名常勤しております。診療の状況といたしましては、月延べ約 20 人の外来のお子さんがいらっしゃる状況です。

以上です。

○1 3番（木原良治君）

産科に関しては、一応徳之島 3 町のほうで産科の維持ということで支援をいただいて、徳之島島内への唯一の産科のほうで分娩がなされていると、こういう支援体制は十分になされてい

ると思います。また、なされているという声も聞いております。

一番懸念されるのは、小児科ですね、小児科に対して徳洲会病院のほうで、新たな要望書を3町のほうに提出したいということでしたけど、病院の開設に向けて、そして引っ越し等のスケジュールと、また町長の日程等がなかなか合わずに、一応要望書だけは町長のほうに届いていると思いますけど、ちょっと概略を示してください。

○健康増進課長（吉田 忍君）

「徳之島における小児科医療の現状と行政支援のお願い」という形で徳之島徳洲会病院様より受け取っております。

こちらの中で、徳之島の小児科医療体制について、現在の島内の小児科診療は常勤医1名と非常勤医8名の交代勤務により、何とか診療体制を維持できている状況である。常勤医が高齢であることから、将来的な継続勤務に不安がある。そしてまた、非常勤医による診療体制は継続した安定性に欠け、急病や夜間対応に困難を来す可能性がある。

そして3つ目が、島外への搬送が必要なケースも小さいお子さんですので多く、医療体制の稀弱さが地域住民の大きな不安要因となっている。このことから行政支援のお願いの要望書をいただいておるところです。

○13番（木原良治君）

一応、10月1日にオープンします。そして落ち着いた頃、徳之島3町のそれぞれの行政のトップに町長のほうに議会を代表して、行沢議長が立ち会うと思いますけど、そういう小児科に対して徳洲会病院と行政と、その医師の大学との連携の在り方の要望があろうかと思いますけど、それについて、あることを想定して町長どうお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

今現在、御存じのように精神科については、大学との連携で寄附講座で、今、精神科医のドクターを確保しているところです。もし仮に小児科の医師が徳洲会自体ではなかなか探し切れないということになれば、大学とのまた寄附講座等も踏まえて、医師確保については努力していきたいというふうに思います。

○13番（木原良治君）

一応落ち着いたころに、議会を代表して行沢議長のほうで、また3町のそれぞれの議長を通して、トップのほうに病院のほうから要望が手渡されるものだと思います。

徳之島徳洲会病院は、徳洲会グループの原点と言われていますので、しっかりと支えていただくよう我々議会のほうとしても協力していきたいと思います。よろしくお願いします。

これで、一般質問終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○1 1番（是枝孝太郎君）

こんにちは。

もうこんにちはとしか言いようがないですので、もう11時40分ですから。

2025年以降の世界情勢と日本経済は多くの不確実性を抱きつつも、緩やかながら成長する見通しです。地政学的な緊張、各国の保護主義的な通商政策、そして主要国における金融政策の動向が、今後の経済動向に左右する主要な要因となっていきます。

そして、補正予算におきましては、地域福祉の発展と、そして人命を救っていただきまして町長、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

このことを踏まえ、令和7年度第3回定例会におきまして、11番議員の是枝が通告の3項目について質問します。執行部並びに主管課長の明快で的確なる答弁を求めます。

1項目目、マイナンバーカードの方向性について。

今後のマイナンバーカードの主要な動向について伺います。

○総務課長（村上和代君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

現在、運転免許証、健康保険の連携、アップル社のスマホアイフォンにおいて、マイナンバーカードの機能が利用できるようになりました。

今後につきましては、現時点では国からの正式な通知等がない状況であるため、町といいたしましてはマイナンバーカードを利用した電子申請システムの導入を行い、利用促進に努めるとともに国の動向に注視してまいりたいと考えております。

○1 1番（是枝孝太郎君）

昨日も宮之原議員が「書かない窓口」この書かない窓口イコールマイナンバーカードとの連携、そしてイコールDXのデジタルトランスフォーメーションの構築につながっていきます。重複しないように質問していくみたいと思いますので、健康保険証との一体化は、今の状況ではどうなっているか伺いたいと思います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきましては、被保険者証が今年7月末に有効期限を迎える、マイナ保険証または資格確認書へ完全移行となっているところでございます。

まず、国民健康保険のマイナ保険証取得状況につきましては、今年6月末現在で、加入者数が2,849名、うち保険証登録数が1,445人、登録率が50.7%となっております。

後期高齢者医療保険では、今年5月末現在で加入者数が1,569人、保険証登録者数が724人、登録率が46.1%となっております。

○1 1番（是枝孝太郎君）

基本的に、マイナンバーは変わるものではありませんので、国が一人一人にナンバーを位置づけて、それでいろいろな情報を日本全国共有していくという形の方向性を取っているわけですから、多角的な情報共有という形になっていきますけれども、今後、マイナ保険の加入率を上げるためにどういうふうな考え方をお持ちでしょうか、伺いたいと思います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

これまで同様の周知徹底には努めてまいりますが、国民健康保険につきましては、既に保険者証が廃止となっていることから、今後の利便性等々を見ましても、マイナ保険証の取得率というものは増加傾向になると思います。

また、後期高齢者につきましては、75歳以上とされていることから、御高齢の方ですのでマイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書も全員に交付している状況でございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

マイナ保険、そしてマイナ免許証、マイナ免許証は公安委員会と総務省が連携を結んでやつていかなければいけないと思いますので、または外国に転出する場合もマイナンバーカードの必要性が出てきます、持続的に。そして預金口座のひもづけも今後なされると思われども、ひもづけの件は分かる範囲でいいですので、そこは分からぬですかね。金融機関とのひもづけは個人情報に当たりますので、今後、マイナンバーカードの将来的な変更はあるのでしょうか、総務課長、伺います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、国からの正式な通達はまだございませんが、今、いろいろな情報があるかと思います。デジタル庁のホームページにおきましては、2026年にマイナンバーカードのデザインが変更になるという記事がございますが、デジタル庁の正式な通知ではなく、あくまでも現在出ている情報につきましては、プロジェクトチームの（案）ということでございます。

○11番（是枝孝太郎君）

マイナンバーカードを持っていれば、顔認証マイナンバーカードが2024年から12月より移行されていますけれども、携帯電話の契約等もマイナンバーカードができるようになっておりますので、直接、免許証とか提示する必要もありませんので。

マイナンバーカードを持続的に活用するためには、一番大切なのが、昨日、宮之原議員も質問して答弁もらっていますけれども、国の補助金というのはあるはずです。マイナンバーカードを拡大的に情報共有を、これは日本全国共通の情報共有をすればどこでも、どの場所でもマ

イナンバーカードさえあればいろいろな証明書、そして確認書が共有されるわけですので、国の補助金というのはどういうふうになっているかを伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

国の補助金につきましては、マイナンバーカード等については、恐らくではありますが、国がある程度支援をしていただけるものだと私は思っておりますし、もし仮に単独ないし補助率等に問題があれば、しっかりと国ほうには支援策を訴えていきたいというふうに思います。

○1 1番（是枝孝太郎君）

2年前ですか、DXに関して町長とのやり取りをさせてもらいましたけど一般質問で、このマイナンバーカード、イコールDX、DXというのは情報共有をするための一つのプログラム、そしてサーバーを利用した情報共有をするための推進事業であります。

宮之原議員が昨日も言っていましたが、デジタル田園都市国家構想交付金とか、デジタル基盤改革支援補助金、地域デジタル基盤活用推進事業、そして都道府県独自で助成金も設立されているようですが、今後、補助金を頂いてDXを活用するための手段を考えているのか、町長、どういうふうな考えでしょうか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

DXにつきましては、以前はRPA等が耳にしたことあると思うんですが、一つ一つのシステムがお金が少しかかり過ぎてしまっているということと、決して低廉な価格ではないということです。中途半端な自治体のおいては非常に高くついているかなというふうなイメージであります。よって、今後のDXの在り方なんですが、自然的に必然的に進むものだというふうに思っております。

仮に、ペーパーレス等が進んだらデメリットとして停電ないし災害があったときには、手続はできないという、そしてまたトラブルがあった場合どのデータを持ってきて証明書ができるかという、職員のスキルも自動化によって少し落ちることがないようにしなければいけないなというふうに考えております。

DXの推進につきましては、国のデジタル庁、総務省等が進めている上で、おのずと進んでいくというふうに考えております。

○1 1番（是枝孝太郎君）

また同じことが、昨日、宮之原議員も言いましたが、鹿児島市の書かない窓口、これは総務委員会で僕なんかも研修しましたので、鹿児島県はDX補助金を頂いて、国から1億円頂いて、頂くのはいいんですけど、一つ一つの情報を手入力なんですよ、永遠に。手入力して、それが今書かない窓口の情報共有になっていると。サーバーはどこにあるとは言いませんでした。多分、岡山辺りにあるでしょう。国は岡山にありますので、あの辺にあるはずですから。

1億円頂いて、書かない窓口を今、鹿児島市は活用しているわけですので、それには市民窓

口にDX担当が必ずいるということです。あそこは、窓口は20メートルぐらいで窓口がずらつと並んでいるんです。そこには1台1台書かなくていいようにやり取りで証明書を即座に出す、窓口ごとに。待たなくともいいということで、それは、そういうふうな段階をするためにはDXの活用は、さらなる拡大を徳之島町としてもしていただきたいと。デジタルに特化した専門チームを作りながら、徳之島町としても行っていただきたいなと思いますけど、再度、町長の考えを伺います。

○町長（高岡秀規君）

その書かない窓口についてなんですが、今は手入力という話がございましたが、恐らくマイナンバーカード等が普及すれば、本当の意味での書かない窓口、そして職員の負担も軽減されるだろうというふうに思いますが、ただ、今後のセキュリティについて、多要素の認証が導入されるというふうに聞いています。生体認証ですね。

それとまた、今、総務課長が話しました2026年に、次期マイナンバーカードが模様替えをするようあります。それでこのセキュリティをしっかりと踏まえた上で、住民の信頼を得てマイナンバーカードを普及すると。

その上で書かない窓口であるとかDXが相当な普及、便利さを感じていただけるのではないかというふうに思いますし、あとは価格面、コスト面がしっかりと言い値ではなくて、国がしっかりと支援をして、低廉な価格で提供されることを願うばかりであります。

○総務課長（村上和代君）

すみません、ちょっと追加で答弁させていただきます。

行政手続のオンライン化につきましては、今お話ししていたようにマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にしなければなりません。そのために今後、マイナンバーカードを取得するメリットを、住民が最大限に受けることができるようオンライン化の実施を今後も進めてまいりたいと思います。

昨日、宮之原議員からございました書かない窓口も、もちろんそうでありますが、今回9月の補正で予算を計上しております電子契約システム、これにつきましてもインターネットの利用でペーパレス化や郵送費の削減、職員の業務効率化を図れるものだと思っております。

また、電子システムも行政手続のオンライン化ということで、町のホームページから各種申請を来庁することなく24時間行うことができる、行政サービスの利便性の向上であったり、ペーパレス化につながることだと考えております。これにつきましても今回予算を計上しているところでございますので、皆様の御理解をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○11番（是枝孝太郎君）

マイナンバーカードは5年更新になっていますので、国からの更新のはがきが来ます。今は

携帯で転出もできますので、できるんですよ。携帯でも転出・転入できますので、今後とも我が徳之島町も進歩あるデジタルDXをお願いしたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開いたします。

休憩 午前 1時58分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

是枝議員。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それでは、福祉政策について伺います。

へき地保育所の給食の提供について、どのような見解か伺います。

一応参考に私立保育園においての給食実施はあるのか、ないのか。

○介護福祉課長（福田博文君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

私立保育園においての給食実施ですが、町内の私立保育園では、亀津保育園、亀徳保育園、徳之島グローバルKIDSにおきまして、自園において給食を行っております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それでは、私立保育所についての給食費について、補助があるのか伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

鹿児島県保育所等給食支援事業を活用した補助を行っております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それでは、町立保育所で給食施設の完備されているところはあるのか、伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

町立保育所では、母間保育所が給食を行っております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それでは、町立保育所の母間保育所の給食費はあるのか。あつたらどういうふうなことで行っているのか伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

給食費としては徴収しておりませんが、副食費として、3歳から5歳児まで1人当たり毎月500円をお支払いいただいております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それでは、1歳、2歳はどういうふうになっているのか伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

ゼロ歳から2歳児までは無償となっております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それでは伺います。

へき地保育所は何か所あり、どこの地域か伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

へき地保育所におきましては、尾母へき地保育所、井之川へき地保育所の2か所であります。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それぞれの保育所は、人数は何人おられますか、伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

現在のところ、尾母へき地保育所の園児数が10名、井之川へき地保育所の園児数が9名となっております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

へき地保育所で給食施設の管理されているところはあるのか、伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

へき地保育所では、給食は行っておりません。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

では、保護者の方が弁当を作つて持たせているということでしょうか、伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

現在のところは、へき地保育所におきましては保護者の方にお弁当をお願いしているところでございます。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

町立の保育所で給食補助はあるのか、へき地保育所も含めて答弁を求める。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

町立の保育所では、給食の補助は行っておりません。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それでは、ゼロ歳から2歳を無償ということで、へき地保育所もしくは母間保育所でのゼロ歳から2歳に関しては無償ということになっていますけど、副食で。へき地保育所におけるゼロ歳から2歳の園児がおられた場合は、弁当の代わりに無償の何か補助は提供できるのか、伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

現在のところは、お弁当を持参していただいておりまして、おやつ等を提供しているところではございます。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

全てにおいての給食費の補助はできるのか。母間保育所はゼロ歳から2歳は無償ということで、もし、へき地保育所にゼロ歳、2歳が利用されているのか分からぬんですけど、もしゼロ歳から2歳が利用された場合は、どういう状態で補助をするのか。弁当を提供、保護者が弁当を作り持たせているわけですので、その点、母間保育所はゼロ歳から2歳は無償ということで、ある程度片手落ちだと思いますので、そういうところを考えて、どういうふうなことを今後やっていくのか、伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

へき地保育所の給食については、民間への委託等も検討しましたが、給食を提供するために厨房の改修が必要であること。その費用が膨大であること。給食の運搬・配送、また衛生面での施設改修などの課題が多いと思われます。しかしながら、今後も保護者負担軽減のためにも、へき地保育所の給食等の提供については検討を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

負担軽減のためによろしくお願いします。

そして、今後へき地保育所の給食において、今後どういうふうな対応をしていくのか、伺いたいと思います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

現在のところは、給食実施等の具体的なスケジュール、補助のスケジュール等は決まっておりませんので、今後協議等を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

よろしくお願ひします。

へき地保育所は、保護者が弁当を園児に対して、調理し持たせているわけですので、その点、軽減する補助を確実に行っていただきたいと思います。もう1回、課長の答弁を求めます。

○介護福祉課長（福田博文君）

ありがとうございます。

今、お弁当を持参している保護者の負担軽減ですね、こちらも検討して補助ができないか等を考えていきたいと考えております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

今後とも保護者のためにもよろしくお願ひします。

次、3項目めについて伺います。

Iターン、Uターンの対策はどのように考えているか伺います。

○企画課長（中島友記君）

是枝議員の御質問についてお答えいたします。

現在、本町で行っているIターン・Uターン者への支援対策につきましては、鹿児島県移住支援金制度を活用いたしまして、東京23区内に在住、または東京圏から東京23区内への通勤をされていた方を対象として、徳之島町に移住就業・起業の支援事業を実施しているところであります。実績といたしましては、令和5年度1件、令和6年度2件の支給がありました。

また、今回9月の補正予算にも計上させていただいておりますが、ふるさと納税を活用した事業として、徳之島Uターン支援事業を計画しております。内容といたしましては、主に引っ越しの際に係る費用や、家の改修と旅費の助成となっておりまして、また世帯でのUターン者につきましては、Uターン祝金の支給を予定しております。今回が初めての取組となりますので、Uターン者を主に考えておりますが、今後この事業を進めていく中で、頂いた意見を踏まえて、移住者への施策もしっかりと協議していきたいと考えております。

あともう1点ですね。今回同様に9月の補正予算に計上しております移住コーディネーターというものを、また移住コーディネーターの業務委託料も270万計上しております、新たな分野でのまた移住者を募る事業計画を考えているところでございます。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

Iターン、Uターンに対しての支援活動は、支援政策は多種多様にわたっておりますので、住居支援とか定住促進住宅に関しての支援や起業、就業・起業支援とか、例えば農業次世代人材投資事業とか、そういった年間150万のそういう事業とか、起業支援、Uターンで新たに起業する人の支援とか移住支援制度金、さっき課長が言いました東京圏内からの移住ですね。それとか子育て教育支援、出産金等、それとか高校生バス通学補助金とか、離島版コワーキングスペース整備とか、いろいろ存在するわけですけれども、そのIターン、Uターンが何でいまいち波に乗り切れない、いまいち前に進まないという課題は、分かる範囲でいいですので答弁を求めます。

○企画課長（中島友記君）

Iターン、Uターンの施策がなかなか進んでいないというところが、まさに今、課題だと考えておりまして、今年の2月、徳之島3町で合同移住相談会をふるさと回帰支援センター、東京のほうで参加しております。3町の担当職員による移住相談というところで、3町合同で初めて行ったところでございます。

そのやっぱり移住、あとIターン、Uターンでその対策支援をするメニューというものが、なかなか今まで構築できていなかったというところを踏まえて、この9月補正で、まずは徳之島に帰ってきてくれというこのUターンの支援事業を立ち上げて実施してまいります。また、今後は積極的なUターン施策、Iターン施策をちょっと努力して進めてまいりたいと思います。

○1 1番（是枝孝太郎君）

課長もおっしゃいましたけど、簡単に言えば、住民の方に分かりやすく言えば、雇用の機会の少なさ、地理的時間的制約、離島ですから。人口減少と高齢化があまりにも進んでいると、そういうことになります。

もう1点だけ聞きたいと思います。わっきやぬシマさばくりについて、どういうふうなことなのかも伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

このわっきやぬシマのさばくり事業は、令和5年度から実施している、ふるさと納税を活用している事業として進めている事業であります。この事業は、事業者の起業支援、そして事業拡大の支援を実施しているところであります。

実績で言いますと、令和5年度は9件、令和6年度は13件、令和7年度、今、実施中の事業

といったしましては12件、この事業を活用して、事業者の起業であったり事業拡大に広く使われている事業であります。この事業を活用されている方の中にも、移住されて起業されている方とかも含まれております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

課長が、今、おっしゃったみたいに、事業を新たな産業創出や雇用の確保、人材育成を目的として、民間事業者からの独創的なアイデアに基づく提案事業に対して資金補助を実施しています。

これは地域の中小企業や起業家が新しい事業を立ち上げ、雇用を生み出すことを間接的に支援するという内容になっていますけれども、それに直結するのが、もう次、ストレートに行きます。徳之島町におけるIターン、Uターンに伴い、Uターンでもいいですので、公共交通として総合陸運交通のバス会社がありますが、徳之島町として積極的な支援はあるのか伺います。

○企画課長（中島友記君）

総合陸運につきましては、徳之島3町を走る路線バス、そして徳之島北部で活用しておりますデマンドバスの事業が対象となるかと思います。

この総合バスの公共交通を守るための策といたしましては、地方公共交通特別対策事業補助金として、総合陸運の路線バスの運行に係る費用についての補助を実施しております。

また、デマンドバスについては、地域公共交通活性化再生協議会のほうからの支出により、デマンドバスの運営を実施していただいております。

また、路線バスを活用して通学をする徳之島高校生の通学者に対しては、通学者支援補助金を実施しております。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

我が徳之島全島に対して唯一の公共交通機関ですので、一番今、悩ましいのが人材不足です。課長に伺います。運転手年齢表をお持ちだと思いますけれども、各年齢層と人数、運転歴を答えていただけませんでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

総合陸運さんからの情報の提供であります。今、運転手さんが40代が2名、50代が2名、60代が4名、70代が2名、計10名という状況であります。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

それでは、平均年齢は何歳でしょうか。

○企画課長（中島友記君）

平均年齢ですと、59.7歳になります。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

最高年齢は、何歳でしょうか。

○企画課長（中島友記君）

最高年齢は、72歳となっております。

○1 1番（是枝孝太郎君）

一番若い最少年齢は。

○企画課長（中島友記君）

最年少者は、45歳です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

皆さん、唯一の公共交通機関を存続するためには、ある程度の雇用創出、雇用を受け入れる体制づくりが必要だと思います。

平均年齢が59.7歳、最高の年齢が72歳、最少で45歳です。将来的に存続するためには、ある程度の雇用創出をIターン、または課長が言いましたUターンを中心に支援するという政策でやらないと、この公共交通機関がもう永遠に途絶えてしまう可能性がありますので、今後、雇用創出のために、自動車学校もしかり、教官の人数確保、それと総合陸運の会社の運転手の雇用の確保、それをするためには総合陸運、そして徳之島自動車学校と伴って、ある程度の東京各都市部での雇用の啓発活動、Iターン、Uターンを支援していくような、そういった場所で企業と伴って活動をするのか、今後する可能性があるのか、教えていただきたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

令和7年度は、徳之島チャレンジ人材育成事業というものを実施しております。これは奄振を活用した事業となります、この事業は新規事業の創出や事業のブラッシュアップを支援する、若者を支援する事業として実施する予定であります。

この事業の中のメニューのところに、若年層のチャレンジのきっかけとなるコミュニティーの構築・運営というものを考えております。

ここで、このコミュニティーの構築という部分で、例えばUターン者、若者がUターンしたいけども、徳之島にはどんな仕事があるか、どんな生活なのか、収入が幾らあれば幸せに過ごせるかとか、そういうものを意見交換できるコミュニティーの場をつくって、UターンまたIターンの施策とできないかということで、今、課内で協議しております、この事業につきましては、継続で次年度、再来年も実施する予定ですので、これがUターン、Iターン施策の窓口となる情報発信になるような仕組みづくりをつくれたら、一番効果が出るのかなと考えているところです。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

具体的に議員の方のタブレットにも、今、情報提供で、年齢と平均年齢、最高年齢、最少年齢を提示していただいていると思いますけど、要は来ていただくためには、Iターン、Uターン、運転手を総合陸運に情報提供して総合陸運で勤めていただく、または自動車学校で勤めていただくためには、ある程度の資金援助が必要だと思います。伊仙、天城は置いておいて、徳之島町として今後そういった対策をしていけるのか、伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

お答えいたします。

議員の言われた今のお話でございますが、現在のところ事業者に対しての支援というところで申し上げれば、総合陸運の公共交通路線バスに対する補助、それと公共交通と同等とみなされるという、徳之島はやっぱり自動車がないと、移動の手段であったり、農業に支障が出ますので、それでやはり自動車学校の運営補助金というものが今、実施しております。

今後、事業者や、事業者を支援するようなメニューと言えば、わっきやシマのさばくり事業が今、活用されている事業ではありますが、今後、これは財政を伴うことなので、また今後いろいろな協議を進めながら、島のまずはUターン、Iターンにつながるその支援等についても検討したいと思います。

○1 1番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

1人でもいいし、2人でもいい。若い層の運転手のある程度の徳之島町としての補助金は、ある程度検討されると言っていただきましたので、よろしくお願ひします。

それで、徳之島地域バス路線対策協議会、三カ町で協議するわけですけれども、そこのテーブルでも、この雇用創出のための話し合いは持たれて、3町もある程度の、伊仙、天城も含めてですけれども、そういう助成制度を話し合うことができるのか伺います。

これは負担金は別として、そういう雇用創出のために、そういうことは議題として上げれるのか伺います。

○企画課長（中島友記君）

お答えいたします。

徳之島地域公共交通活性化協議会において、いろんな3町での路線バスであったり、この公共交通の在り方について協議を行っているところでございます。

今、今年度ですね、この昨年度、公共交通計画を策定いたしまして、今年、3町同時に公共ライドシェアを活用した実証事業を実施します。徳之島町においては、北部を中心とした今後デマンドバスに代わるそういう事業が活用できるのかというようなことも検討をして、実証

事業をもって今後どうするかということを考えていくんですが、これはもちろん総合陸運にも協議してあることで、やっぱり運転手不足とか、それに対応する新たな仕組みとして公共ライドシェアの検討を進めてまいります。

また、その事業の進捗等については、また議会に報告させていただきます。

それと併せて、国土交通省が交通空白地に対する支援事業というものを幅広く実施しております。常に情報の収集をして、そういう事業者への支援というメニューができるのかということも検討してまいります。

以上です。

○1 1番（是枝孝太郎君）

基本的に定期路線バスで人材を取られた場合、観光バスが抑制されて断る場面があるらしいです。要は兼務をせざるを得ない状態に追い込まれていますので、我が町としては真剣に1人でもいい、2人でもいい。雇用創出のためにバス運転手のある程度の助成金は、もう伊仙町、天城町はもう置いておいて、そういう考えがあるということをもう一度確認したいと思います。

○町長（高岡秀規君）

給与面でのその支援となると、正直申し上げまして慎重に進めないといけないと。なぜならば、今いる運転手もいるわけですね。じゃあ、移住者だけに給与を高くするというわけにはいかないと思うんですよ。それはほかの自治体でも、U I Oターンで特例の措置を設けた自治体がありました。全国的に。

しかしながら、問題になるのが、今いる人たちはどうなるのというクレームが多岐にわたつて来ているということで、そういう事例も踏まえながら、どうするかということを決めないといけないかなというふうに思っておりまして、当然人材不足というのは、トラックの運転手、バスの運転手等に限らず、あらゆる面での人材不足にどうやって町として取り組むかということが非常に重要なので、今後はどうしたら来てくれるかということの需要を具体的に把握することが大事だろうというふうに思っておりまして、今、進めようとしているのが、Uターンであれば、同窓会ネットワークだったり、関東奄美会でありますとか、郷土会との連携を強化して大都市圏での交流会、オンラインのコミュニティーを整備をしながら、地元企業と自治体の採用情報を集約した形で発信するということが必要になるだろうというふうに思います。

御存じのように、一度県外から出て戻ってくる確率は、沖縄県が70.9%として特化したUターン率があるわけですね。しかしながら鹿児島県はというと、40%台にとどまっているということから、全国平均だったと思いますが、その原因が何であるのかということも総合的な判断で、Uターン、Iターンの支援策というのを考えなければいけないというふうに考えておりますので、今後も、今まで待ちじゃなくて、今、話をしているのが、攻めていかないと結果的には実務的に具体化できないだろうということから、攻めていく施策は取っていきたいという

ふうに思います。

○1 1番（是枝孝太郎君）

攻めていく政策を雇用創出のためにしっかり公共交通機関に人材育成をしていただいて、提供していただくことをお願いしたいと思います。町長の意見を聞きます。

○町長（高岡秀規君）

仮に人材不足であれば、実は大型免許特殊二種免許を取るのに島では取れない場合がありますね。そこに例えば鹿児島に出ないといけない、免許を取りに行かないといけないところに支援策を設けるとか、誰が受けてもそこに支援策をして、そこでバスの雇用に埋め合わせするとか、そういういた施策の取り方もありますので、今後は一番効果のある施策を攻めていきたいなというふうに思います。

○1 1番（是枝孝太郎君）

いい発想を頂きましたので、今後ともそういう政策をがっちり受け止めましたので、公共交通機関の総合陸運も受け止めていると思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

それでは、11番、是枝の一般質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○5番（竹山成浩君）

皆さん、お疲れさまです。

令和7年第3回定例会において、5番、竹山成浩が通告してありました4項目について質問します。町長はじめ各担当課長の明快で前向きな答弁をよろしくお願ひいたします。

昨年に引き続き質問いたしますが、先ほど政田議員も離島甲子園について質問していますので、重複する部分は割愛させていただきます。

まず、野球に絡みまして、政田議員の話にもありました、社会人野球チーム「わらわら」が、鹿児島県代表として熊本県での全国大会出場をかけた代表決定戦を勝ち抜き、九州代表として、群馬県で今週13日から開催される第69回高松宮賜杯全日本軟式野球大会に出場されることです。

このチームは、地域の活性化と交流を目的とし、様々な業種の方々が参加していると伺いました。こうした社会人の先輩方の活躍も、スポーツにいそしむ島の子供たちに希望と感動を与えたんじゃないかなと思います。

そして、沖縄の沖縄尚学高校が初優勝した夏の全国高等学校野球選手権大会、日本全国の高校野球ファンのみならず、すばらしい感動をもらいました。今後、沖縄との交流促進を進めていく上でも、徳之島の高校生や中学生と、野球やスポーツを通じた交流も拡充していくかと考えるところでございます。

連日の猛暑の中で、中高生が躍動する2つの甲子園大会に多くの感動をもらいました。ありがとうございました。

それでは、通告の1項目の質問です。

今年度開催の中学生による離島甲子園は、徳之島選抜チームが決勝戦でゼロ対1と惜敗しましたが、見事準優勝に輝きました。大会出場に際しましては、全国各地からクラウドファンディングのふるさと納税で、当初の予算を上回る温かい多くの応援を頂いたようです。本当にありがとうございました。

そこで、本大会を通して様々な見地から、どのような成果があったのか、伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○企画課長（中島友記君）

竹山議員の質問にお答えいたします。

今、議員が言われたとおり、本町では子供たちを継続的に離島甲子園に出場させてあげたいという考え方から、昨年よりクラウドファンディング型ふるさと納税を実施して、全国の皆様から応援を頂いております。

クラウドファンディング型ふるさとの納税とは、本町のふるさと納税の7つの使い道から、具体的な課題解決を目的として寄附を募る取組であります。令和6年度に実施したクラウドファンディングにおいては、2つのふるさと納税サイトを活用して、全国から寄附件数353件、寄附額517万9,500円の温かい寄附を頂きました。この応援いただいた寄附金を、今年度予算計上している離島甲子園出場への200万円の負担金にふるさと納税活用事業として基金から充当しております。

それと、あと今回の大会に出場してのその成果ということですが、やはり徳之島3町の子供たちがワンチームとして活動することで、その島での活躍をお互いに話し合う機会であったり、また離島甲子園でのこの成績を踏まえて、また今、硬式野球も同じチームで継続して、高校までの間も一緒に活動するといった新しい取組も昨年度から実施しております。

こういった活動を続けることによって、本当に島から甲子園というところまでつなげるような成果を目指したいと思っております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

今、課長が言われたように、353件、517万円のその金額が、寄附金が集まったということになりますが、当初200万円の予算を組んでいたと思います。予想を上回る2倍以上の御寄附が集まったとお聞きしました。本当に全国各地から徳之島選抜チームのために温かい御支援を頂いたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

そこで、少しふるさと納税に関するのですが、先日2024年度のふるさと納税の現況調査結

果が新聞紙上で掲載されていました。それを拝見させていただきましたけど、我が徳之島町は、寄附額、件数ともに群島トップで、寄附件数が4万4,265件、寄附額が4億5,505万4,000円とともに前年度を上回っております。全国からの温かい御支援、心から感謝を申し上げたいと思います。おかげさまで様々な事業に活用されて、町民の皆様の元気につながっています。ありがとうございますと本当に思います。

また、返礼品として、本町のすばらしい特産品を送ってくださる農家の皆様や事業所、様々な商品を取り扱っておられる方々に対しても心よりお礼を申し上げるとともに、今、課長が主管課のトップでありますが、企画課がふるさと納税の担当職員のきめ細かなそのPR活動が、実を結んでいるあかしだと思っております。

そしてまた、高岡町長自身も、独自のはっぴにそのふるさと納税のQRコードをプリントして、自らトップセールスをしていると。そうした行っている姿にも成果が現れていると認識しているところでございます。

そこで、先ほど課長もありましたけど、そのクラウドファンディングのふるさと納税を活用したイベントなどの予定企画はないか、少し伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

本町で実施しているクラウドファンディングを活用した事業といたしましては、徳之島高校を支援する取組、商品開発であったり、JALとの提携による商品開発とか、そういう事業にまず実施しているものが一つと。あと企業版とかのふるさと納税は、井之川のコワーキングスペースとかで活用されております。

クラウドファンディングの今後の活用ということですが、ふるさと納税の推進室とよく協議して、この活用事業というものが、もう年間、毎年事業の報告書をホームページで報告させていただいておりますが、それがやっぱり寄附者へのその活用の在り方であったり、その徳之島皆さんのがふるさと納税での寄附額が、島の子供たちや島の事業に活用されているというその報告のきめ細やかな結果が、このふるさと納税の寄附額の実績として数字が上がっていると思います。

もう、うちの本当に職員のきめ細かな頑張りによって、これが継続されているということで、あとまたこの活用した事業で、本当に徳之島が元気になっているということにつながっていると思います。

クラウドファンディングのふるさと納税というものは、その目的と、あと進め方ですね。今後は、地域の活性化につながるようなことに実施していくとかということも検討は進めたいと思います。

また、亀津中学校吹奏楽部であったり、今回の社会人のわらわらチームとかは、チーム独自でもやっぱりクラウドファンディングを実施して、その大会への参加費等の一部の補助に充て

たりしておりますので、やはりまた民間にもそういったクラウドファンディングの進め方とか、そういうものを支援するようなサポートもできたらいいのかなと思っているところです。
以上です。

○5番（竹山成浩君）

少しその通告から外れて、私が、その離島甲子園についての質問は、昨日、政田議員のほうからもういろいろ聞かれましたので、ちょっとふるさと納税のクラウドファンディングに対する質問をさせていただいて、ちょっと外れたところに行ったかも分かりませんけど、答弁ありがとうございます。

それでは、この離島甲子園の子供たちの活躍の姿を見て、教育委員会のほうから福教育長に少し見解をお聞きしたいと思いますけど、子供たちの力はもちろん、島外・島内から多くの皆様のこのような応援があって、第16回離島甲子園に徳之島選抜チームが出場、そしてまた活躍ができたわけですけど、野球やスポーツを通した子供たちの姿を見て、教育長の思いとか、今後の成長に対する、成長に期待するところを少しあれば伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

竹山議員の質問にお答えをいたします。

もう既にこの件については、地元新聞も含めて、いろんなメディアで子供たちの活躍が多く取り上げられておりました。もうお聞きのとおりということで、私もこの離島甲子園の3町の実行委員会の今、肩書きが一応副会長というふうな肩書きになっておりますので、これまでもこの大会に向けて3町でいろんな話合いがございまして、奄美大島で開かれた大会からその話合いには参加しておりました。

その中で、その大会の関係者であるとか、保護者の皆さんであるとか、子供たちの様子であるとか、様々なその報告を受けております。特に壱岐大会からは、子供たち同士がきちんとその後もお互いにこう連携しながら、いろんな先ほどの中島課長のほうからもありましたとおり、すごくチームとしていろいろ頑張っている姿を報告を受けています。

これは、ここにちょっと書いてありますけど、今、全国には1万4,000ぐらいの離島があり、その中で有人離島が250という中で、北海道から沖縄にかけて、今、子供たちがこの離島甲子園という中でやっぱり交流しながら、野球を通して交流をするということで、具体的には、勝敗に關係なくこういうふうにして子供たちが競い合うことで、非常に全国でもすごく注目されている大会もあります。

これに向けて、先ほども答弁もいろいろございましたが、来年は隠岐の島で開催というふうに既に決まっているということです。その次以降、方向性としてはこういったような大会を、子供たちのそういったことも含めて計画できたらというようなことでございますので、それに

向けてやっぱり成果も含めてすばらしい大会ということで私も期待をしているところです。

今後、この島内で、少しちょっと話が違うんですが、開催するに向けて、いわゆるそのアクセスの状況とか、その宿泊の問題とか、球場のこととか、いろいろとそのバスの問題であるとか、いろんなそういったようなこともあると思いますが、ただ、この大会の意義に向けて、やっぱりそういったのをあらかじめ準備しながら進めていただくと、非常に活性化にもつながるのかなというふうに、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○ 5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

教育長も中島課長もおっしゃいましたとおり、ワンチームとして交流を通してその友情を育むと、そういった姿勢もすばらしいことだったんじゃないかなと思います。

徳之島は、選抜チームとして島内の中学校から選び抜かれた生徒たちです。それぞれの学校でも切磋琢磨して選抜チームに入ったわけですから、それだけでもすごいと思います。ぜひ野球やそれぞのスポーツにおいて、これからの人間形成と将来への夢の実現へ向けて、今後の成長を期待したいと思います。

次に、2番目、次年度以降、徳之島での開催については、政田議員の質問に対して企画課長の答弁がありましたので割愛させていただきますが、令和9年度以降という答弁がございました。9年度、徳之島開催を目指して、ぜひ誘致へ向けて頑張っていただきたいと思います。

最後に、島内において野球人口が減少する中で、すばらしい活躍をした選手はもちろん、監督、コーチをはじめ、保護者の皆さんも応援、大変お疲れさまでした。そして役場のほうもフロアを開放して、パブリックビューイングで選手たちの応援に一役を買ったとお聞きしました。今後も様々なシーンが見られることを期待したいと思います。

そして、キャプテンが大会を通して、「準優勝という結果には悔しさはありますが、いい経験になった」と、「皆様の御協力と大きな応援に感謝をいたします。そして個人的には、高校野球で甲子園を目指します」とコメントをしていました。ぜひみんなで徳之島から高校野球の甲子園を目指してほしいと思います。

次、2項目めの質問になります。

防災関連についての質問です。母間地区の緊急避難場所への避難経路の安全性の確保はできているのかの質問です。

7月30日午前、ロシアのカムチャツカ半島で発生した地震で、本町にも津波注意報が発令されましたが、本町においてはそれぞれの地区において緊急避難場所への住民の皆様の移動はなかったと思われますが、そうした中、翌日の新聞だったと思いますが、紙面上で喜界町の海沿いにある保育園の園児たちは、別の保育園に一時的に避難したと掲載されていました。地形の

関係や海拔にもよりますが、母間保育所の園児の移動があったのか、まず介護福祉課長に伺いたいと思います。

○介護福祉課長（福田博文君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

去る7月30日に発生したカムチャッカ半島地震におきまして、広範囲に津波発生のおそれがあるということで、日本列島も津波警報に津波注意報が発令されました。本町におきましても午前9時40分ごろに津波注意報が発令されたところであります。

母間保育所の対応につきましては、母間保育所は海岸沿いにございますが、当日は園内でプール遊びを予定しておりましたが、プール遊びは取りやめ、避難の指示があった場合には母間小学校横の道路から高台に避難できるように準備を行っておりました。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

本町においては、大したその潮位の変化は見られず、見られなかつたということでよかったです。

ちなみにこの判断は、今、課長がおっしゃいましたけど、その判断は課長の判断ということでおろしいでしょうか。避難しなくて残ったということですね。

○介護福祉課長（福田博文君）

当日は、母間保育所所長の判断でしております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

先ほど課長もおっしゃいましたけど、現在の母間保育所は海沿いというか、護岸に面してあるわけですけど、地震や津波警報などが発令された場合、そうした緊急時に園児や、また母間小学校の児童が緊急避難場所へ移動する場合、先ほど課長もおっしゃいましたけど、その避難道の安全性が担保されているかどうか。現状を見て課長はどう思われるか伺いたいと思います。まず福田介護福祉課長、よろしくお願いします。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

現地のほうを確認してきましたけれども、母間保育所横の道路から高台に上がって100メートーほど行ったところに旧製糖工場がありまして、そこが避難場所というか、避難集合場所になつておりましたけれども、道路も車1台しか通れないような狭い道路でしたので、崖崩れ等も心配されるところであります。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

それでは、太学校教育課長、ちょっとお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

母間小学校横の避難道は、母間小学校の避難訓練で避難道を利用した訓練を年2回実施しております。現状を確認したところ、道路の状況は幅員が狭い場所もありますし、先ほど福田課長が申し立てる崖崩れ等も心配になります。また数か所修理をして、希望修理を要望したい箇所もございました。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

タブレットに写真は写っていますでしょうか。その写真を見てのとおりなんですね。崖の崩落箇所も見られ、徒歩で行き来するには非常に危険だと思います。また、道路の幅員も狭く離合もできない状況です。この現状では、園児を引率して避難場所への移動は危険と言わざるを得ません。ですから、保育所、所長先生の判断で、高台への避難をしなかったことは正解だったと思います。

昨年の6月豪雨で、反川地区においては地滑りが発生し、緊急避難場所への道が遮断されました。今回の津波注意報が発令されたときは、夏休みの期間でもあって、その母間小学校の児童は学校にはいなかったんですけどね。やはり子供たちが在校時、また保育園児が園内にいるときに、高台へ避難する状況を念頭に入れて避難経路の安全確保をお願いしたいんですけど、作城建設課長はどのように思うか、見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○建設課長（作城なおみ君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

避難経路の安全確保につきましては、母間小学校横の母間塩道線につきましては、県の急傾斜崩壊対策工事で、ある程度整備がなされています。県に確認しましたところ、小学校校庭裏からの管理用通路はあくまでも管理用で、災害時の避難路としては母間塩道線がメインとなります。上の道路ののり面保護は未整備区間であり、急傾斜事業では厳しいとのことでした。

建設課としましては、集落からの要望書と、数名の土地所有者から無償提供についての同意書を提出していただき、早急な整備ができるよう準備しているところです。最優先でのり面の伐採を実施する予定となっておりまして、今後は道路事業などで、のり面にネットをかけるか、張りコンをするかなど、前向きに検討をしているところです。

○5番（竹山成浩君）

課長、ありがとうございます。

今、課長は、もう先におっしゃったんですけど、その急傾斜地の以前工事した場所ですね、その階段が2か所設置されているんですけど、それが自分は、今まで緊急避難のためのその

階段なのかなと思っていたんですけど、それは管理用通路ということで、なおさら今、何といふのかな、もうその雑木と雑草がすごい生い茂って、管理用通路を管理しないといけないような状況で今なっているんですよね。

ですから、そこをもうちょっとこう、見た目も悪いもんですから、その辺また何というのかな、伐採とか建設課でできるんですかね。ちょっとお願ひします。

○建設課長（作城なおみ君）

急傾斜の管理用通路につきましては、県のほうにお願いすることになりますけど、町道の母間塩道線につきましては、もう早急に伐採をする準備をしております。

○5番（竹山成浩君）

それでは、その管理用通路に関しては、県のほうにお願い、要望するような形でよろしくお願ひしたいと思います。

また、その町道に関しては、住民のその土地提供と、それと集落要望があれば、早急にやつていただけるというふうな形で理解しました。よろしくお願ひします。その管理用通路は、見た目も本当悪い、こう雑木は生い茂っているものだから、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、毎年9月1日が防災の日と定められています。住民一人一人の防災意識を高め、災害への対策を考えることが重要だと認識するところですが、今後も台風や大雨も発生する可能性が多々あります。こうした災害に備えた防災意識を高めるために、総括して、最後に村上総務課長の見解も伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

本町におきましても、近年の豪雨でありますとか、地震、また台風などの自然災害を踏まえ、町民一人一人のその防災意識を高めることが極めて重要であると感じているところでございます。

ただいま議員のほうからありました緊急避難場所への避難経路の安全性の確保についても、もちろんではございますが、これまで取り組んでまいりました自主防災組織の育成でありますとか支援などにつきましても、今後もこの取組をさらに充実させて、防災教育、また情報発信の強化を図りながら、町民の皆様が自らの命は自らで守るという意識を持っていただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

総務課長、ありがとうございます。

自らの命、そしてまたその子供たちの命を守るために、またよろしくお願ひしたいと思います。

次、3項目めの質問です。

○議長（行沢弘栄君）

竹山議員、しばらく休憩します。

14時50分より再開いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時50分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹山議員。

○5番（竹山成浩君）

次、3項目めの質問に入ります。

先日、新聞報道でしたが、水道のスマートメーターの実証実験を奄美群島9市町村が参加して、来年の5月までの期間行われるということが掲載されていました。本町はこれに参加はされていないようですが、今後、検針員の方々の負担軽減や事業の省力化、また効率化に期待が持てるところでございます。

そこで、本町としての考え方や方向性、また取組があれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

水道メーターにつきましては、業務の効率化に大変有効なものだと考えております。今後は、他の市町村の実証実験の結果を参考に、費用対効果や運営上の課題を十分に把握した上で、導入の可能性について検討してまいります。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

全国的にまだまだ普及はされていないようですよね。この実証実験に本町を含め徳之島3町は参加されていませんが、そのもし理由等が分かれば、お聞きしたいと思います。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

実証実験にも費用負担が発生することから、他の自治体の実証実験の結果などを見てから検討したほうがよいとの判断をして、参加を見送りました。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

まずは、その費用対効果、コスト的にかかるということもお聞きしました。検針業務の効率

化、課長もおっしゃいましたけど、その検針業務の効率化や漏水などの早期発見による住民サービスの向上に期待もできると思われますので、今後、普及率が上がるとコスト面も下がっていくのではないかと考える次第です。

ぜひ、DX推進にも是枝議員が度々おっしゃっていますけど、DX推進もつながると思いまして、通信技術を活用した新たな取組を検討いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、4項目めに行きます。

前回、6月議会でも質問させていただきましたが、それ以降、担当者レベルの話合いとかを持たれたと思います。徳之島空港利用促進協議会が先月、天城町であったとお聞きしました。様々な協議がなされたと思いますが、離島航空運賃の軽減と都市圏との直行便誘致へ向けて、今後どのような取組を考えているのか、伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

竹山議員の御質問についてお答えいたします。

まず、8月21日に開催されました徳之島空港利用促進協議会の総会の内容から報告いたします。

令和6年度、夏期8月に運航した徳之島伊丹直行便の利用率について71.6%、そして令和6年12月29日、令和7年1月4日の冬期直行便の利用率については75.5%であったという報告がありました。

それで、またこの直行便誘致への向けた活動ということですが、天城町では、まずトライアスロン大会の際に、都市圏と徳之島を結ぶ直行便についての署名活動、また8月に町民に対しての直行便を対象とした署名活動を実施しております。これにつきましては、その総会の際にも、今後徳之島町、伊仙町についても実施の協力要請がありましたので、取り組んでまいりたいと考えております。

また、3町担当者レベルでもこういった協議会、協議会というか、担当者レベルでの協議も今後どんどん進めていくべきだということで、それぞれ徳之島3町と観光連盟を含めて、今、またそういった会の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

天城町は、既にその署名活動を行っているということですが、今後は3町挙げて署名活動を行っていくということでよろしいでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

そのように、一応3町ともに署名活動は実施する方向で進めたいと考えております。

○5番（竹山成浩君）

そこで、その関東・関西、各郷土会の方々がいらっしゃるわけですけど、郷土会の方々への署名活動も隨時行っていくということでよろしいでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

今後、郷土会開催のときに、またそういった署名活動を実施していることも報告して、協力を要請して、署名については多く集めれたらいいのかなと思っております。

そして、またもう一つ新しい取組としては、徳之島空港利用促進協議会の取組といたしまして、関西大都市圏徳之島間航空直行便定期就航の実現の可能性及び課題ということを、3町連名で株式会社Jエアさんのほうにまた質問書を提出しております、また助言を頂きたいと。それに対して、3町で取り組むべき課題等について解消して、実現に向けて取り組んでいくということを、今、実施しているところでございます。

○5番（竹山成浩君）

その中で、その要望していく路線はどこが対象となるのか、お聞きします。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

今回要望している路線については、伊丹徳之島間が第一優先で、第二優先といたしまして神戸徳之島間ということで進めております。

○5番（竹山成浩君）

伊丹、神戸、関西だけなんですけど、その2路線を主に優先的にということでよろしいんでしょうかね。

○企画課長（中島友記君）

以前は、もちろん関東圏から徳之島というところの要望も、JALのほうに、本社のほうに3町長で要望を実施しております。

まず、先日より6月議会の答弁でもいたしましたが、この5月に関西郷友会の方々と、また神戸空港の利用が実施可能ではないかというそういった郷土会の強い要望等もありましたので、そこも踏まえて、今、実現の可能性の課題についてということでの取組です。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

毎年開催されていますその尼崎での徳之島祭り、また東京の代々木で、“とくの島”観光物産フェアin東京には、多くの出身者、また二世、三世の方々が駆けつけてくれます。

そしてまた、本町においては、山で開催されるオープンウォータースイミングや、花徳浜で行われるサーフィン大会、また天城町のトライアスロン大会など、本土と徳之島が直行便で結ばれると、あらゆるスケールメリットが得られると思われます。

さらに、年に十五、六回開催される闘牛大会、そして本町のどんどん祭りや、伊仙町、天城

町においてのそれぞれの夏祭り、そうした花火大会などへの参加交流も、その一つの受皿としてかけ橋となり得ると考えるところでもあります。ぜひその直行便就航へ向けて頑張っていただきたいと思います。

中島課長、郷土会の方々や神戸のほうからも期待が寄せられています。いま一度、希望が持てる前向きな答弁をまたお願いしたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

直行便の実現に向けてということでございますが、また徳之島3町の担当課といたしましても、神戸市役所にお伺いさせていただいたときの縁を大切にしておりまして、神戸市港湾局空港調整課ともいろいろ情報を共有しているところでございます。

また、こういった取組と、あと観光連盟も独自でまたLCC等の会社に訪問されているということで情報を頂いております。ここでやっぱりまずは担当者レベルで協議を進めていって、空港利用促進協議会とか、そこにいろんな提案ができるよう、担当レベルでの取組からスタートして、ぜひ直行便誘致へ向けた取組が少しでも前に進むように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

よろしくお願いします。

イベントの旅行モデルの形成とか、2地域居住を含めた交流人口の拡大へ向けた、さらなる取組にも期待をしたいと思います。

2地域居住の推進には、直行便の比重は非常に大きいと思いますので、こうした観点からも、最後に高岡町長の見解もお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

直行便につきましては、もう随分前から署名活動等は行っているところですが、なかなか実現に至っていないのが現実でありますが、なぜ実現に至っていないかというと、当然その民間企業ですので、赤字と分かっていて路線は組めないということもあるかというふうに思います。

そこで、今、中島課長から答弁がありましたが、じゃあ、課題は何なのか。今、大体その搭乗率が、実は大阪よりも東京のほうが搭乗率はまだいいと。それでも2割、3割ということで、やはり最低でも5割はないとなかなか署名活動の力を發揮できないかもしれませんので、まず課題点を洗い出して、我々ができるなどを精いっぱいやって、まず搭乗率を上げることが一番重要なふうに思います。

そして、2地域居住にしても、まず雇用の現場があるかないかということもございまして、以前のその町村会の発言の際には、2地域居住は、都会、いわゆる福岡であるとか、大阪・東京であるとか、実は九州の中でも都会と言われている勝ち組みがどうしてもあるわけですね。

じゃあ、離島に来るかどうかというのは、非常になかなかハードルが高いだろうと。よって、来る人の支援策も必要ですが、来る会社ですね。会社が受け入れる際に、法人税の軽減措置であるとか、その会社の本店移転、そして支店移転をすることによって税制の優遇措置がある。なおかつ2地域の居住でしっかりと雇用を生めば、さらに支援策を受けられるとか、そういうものが有利性がないと、なかなか離島においての雇用は難しいですということを今、国交省のほうにも話をしているところです。

今後はしっかりと、我々がやれることはしっかりとやりながら、そして足りないものを国等々に支援を呼びかけて取り組んでいきたいというふうには思います。

○5番（竹山成浩君）

ぜひ島の活性化へ向けて、みんなで協力して頑張っていきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、内博行議員の一般質問を許可します。

○1番（内博行君）

皆さん、お疲れさまです。

本日最後的一般質問になります。徳之島を愛する熱い思いで、活気ある農業、活気あるまちづくり、活気ある徳之島にしたく、全力で取り組んでいきたいと思います。

議席番号1番、内博行の一般質問を行いたいと思います。

さとうきび振興について。

さとうきび収穫総トン数17万1,444トンで、前年度より8,000トン増、本町は5万2,408トン、前年度より2,000トン増で増産になりましたが、増産計画の成果をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○農林水産課長（廣智和君）

内議員の質問にお答えいたします。

増産計画の成果ということですが、要因ということでお答えしたいと思います。

令和5年・令和6年期よりも、令和6年・7年期が増産した要因としては、ビレットプランターでの早期植付けや、町単独事業で行った新植奨励金により農家意欲が向上し、植付けが増えたこと。

また、令和5年・6年期に、徳和瀬工場の故障による際、1日当たりのハーベスターの収穫台数が制限されました。それにより午前中は収穫、午後は管理作業と時間に余裕ができ、適期管理作業が早期にできたことも要因だと考えております。

以上です。

○1番（内博行君）

そうですね、この資料を見ましたら、令和2年度が18万4,000トンで、ちょっと少しなだらかではありますが、下ってきた上で、また去年こう増トンになったという要因があつて、ほかの島で言いますと、種子島ですかね、種子島のほうでは、令和2年度は11万トンから、今年度は16万トンまで増えているんですよね。5万トンほど増えていて、基腐れ病とかの要因もあると思いますが、その永良部のほうにしても、沖永良部のほうも7万トンのほうから10万トンに、3万トン増えた。それも花きのほうがあまりよくないということで、さとうきびに変わってきて増トンが増えているということもあります。

このさとうきびのあったからこそ、その補える作物ができたということで、もっと遡りますと、この平成30年ですかね、30年のほうはすごくトン数が減っていて、13万トンぐらい、14万トンぐらいになっていたのが、このとき多分じゃがいもがちょっと暴落して、その代わりにさとうきびが受皿になったと思うんですね。何かあったときにやっぱりさとうきびというのは基幹産業で、その徳之島を守ってくれるということがありますので、ぜひこの管理作業とかいう適期作業のことを今から質問していくんですが、さとうきびのこの市場を守っていくというのは、我々の喫緊の課題だと思いますので、ぜひこれからも増産に向けて頑張っていってもらいたいと思います。

その中で、今年、南西諸島の甘味資源の a l i c (エーリック) といって、農畜産業の振興機構の説明会が多分行われると思うんですが、それに向けた農家への意識向上に向けた周知活動なんかはされておられるのか、お伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

令和7年11月6日から7日の2日間にかけて開催されますが、農畜産業振興機構 a l i c (エーリック) ですね、通称。主催の令和7年産さとうきび・甘蔗糖関係検討会が開催されます。会場としては、徳之島町文化会館で講演1日目、2日目視察ということで、島内を考えでおられるようです。

周知ということなんですが、鹿児島、沖縄から約250名が参集し、そういう内容をするんですが、現在のところビラや防災無線等での周知は行っておらず、対策本部より関係機関ですね、南西糖業だったり対策本部を通した、そういうJAさんとかの関係機関への周知ということで行っているところです。

以上です。

○1番（内 博行君）

さとうきびはなかなかもうからないというイメージがちょっと強くて、こういったほかの島、沖縄とか種子島のほうでも、やっぱりさとうきびでもうかっている農家さんもあるわけですね。だから、どうしたらもうかる農業というのを、多分 a l i c (エーリック) であつたり、沖縄

から来島されて、いろんな意見がそこで交わされると思うので、ぜひ多くの皆さん、農家さんが来て、徳之島もさとうきびにとても関心があるんだよと。

このa l i c（エーリック）のこの間さとうきび振興会のほうで、ちょっと自分もその会議に参加させてもらったときに、てんさいという北海道の甘味資源のほうは大分減らしてきて、奄美のほうの、北海道では代わる作物があるからそこに移行していくと。それで、徳之島、南西諸島は台風常襲地帯でもあるということから、さとうきびを中心に考えていきたいという意見をもらって、自分たちが作っているものを大事にしてくれているんだなという勉強会にもなったので、ぜひここには多くの方が来場されて、徳之島もさとうきびのことを本当に関心があるんだと、そういう姿勢もa l i c（エーリック）のほうにも示せたらなと思いますので、ぜひ呼びかけをもっと強調してもらいたいなと思います。

先ほどありましたその管理作業という中で、スマート農業がいつも取り沙汰されるんですが、今、明治大学と農林水産省の方と大手機械メーカーの方と、営農集団のほうで農地の見える化という集積化も兼ねてですけど、データを収集しているんですよね。多分職員の方も来られて参加されていたので、多分お分かりだと思うんですけど、その取組は多分農業委員会でも農地の集積化という方で取り組んでいる中で、福岡議員が言っていた農業の集積化というのはどういうものなのかというのは、本当にさとうきびに合った農地なのか、牧草地に合った農地なのか、園芸作物に合った農地なのかというのも集積しながら移動コストとかそういった、この前まではさとうきびはどれだけ収穫できた。だけど、減ってきているのは何が足りないかとかいう、そういったその農地を次の世代に渡すときにも見える化になってくることにつながっていくと思うので、そういったスマート農業、農地集積化についての町の取組として、また何かあればお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

農地集積化につきましては、いろいろ対策報告等、その他会議等でも課題になっております。今月、対策報告会議にて、各町農業委員会担当者へも声かけをして、そういった農地の集積・集約について協議していくべきと考えているところです。

また、スマート農業に関しては、対策本部を中心に自動操舵システム、また中型のハーベスターなど、11月に新ジャンプ会ですね。そういったのもございますので、その周期の研修会にて、実演会として農家さんの皆さんにそういったのもお示しできればなと考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

分かりました。

それでは、2番のほうのさとうきび増産に向け、適期作業の遅れが課題としてあり、管理作

業の時間を確保するためにも、12月製糖を推進する声があります。温暖化の影響もあり、低糖度になることもあります。対策などの取組はあるのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

製糖時期は、どうしてもばれいしょの収穫と重なり、人手不足になるなど、適期作業の遅れは課題として常にあります。また、外国人労働者を含めた人材派遣会社との連携、北海道などの豪雪地帯との協力ですね。例えば夏は島から北海道、冬は北海道から島へなど、そういうことを担い手不足の解消に向けて取り組んでいかなければならないかという考えております。

これは、町だけでなく島全体の問題、課題ですので、生産対策本部を中心にまた進めて検討していくべきと考えております。

また、12月製糖なんすけれども、対策本部の会議など糖業関連の会議では、常に議題になることが多いです。その関係で、要望としては南西糖業へ伝えているというところです。

また、低糖度についても、そういう課題もありますので、12月製糖については、要望として南西糖業に伝えているというところでございます。

以上です。

○1番（内 博行君）

種子島のほうでは、低糖度対策金などのようなのがあると聞いておりますが、それはどのようなものなのか、徳之島でも活用できるのか、お伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

種子島では、低糖度対策金が毎年出る、気候上ですかね、出ておるということです。徳之島では、まだ発動はこれまでにないんですけども、収穫開始から1か月間ですね。平均買入糖度が11.5度を下回った場合には、国の事業としてのさとうきび増産基金事業というものが発動されます。

その内容としては、土づくりの推進、また種苗確保、次年産に向けたような管理作業等の助成等ができるということになっております。徳之島でも可能ということです。

以上です。

○1番（内 博行君）

それは12月20日からもし始まった場合は、1月20日までの1か月間ということなんでしょうか。12月だけじゃなく、その始まってからの1か月間。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

発動要件が収穫開始から1か月間ですので、例えば12月20日から始まった場合は、その後

1か月間を算定するので、1月20日までの1か月間というまでの平均糖度ということになると
思います。

以上です。

○1番（内 博行君）

その低糖度になつたりもする要因もあるんですけど、なぜ糖業会社の思いの中に、その夏植え体系の取組で、12月は夏植えから収穫してほしいということがあるんですけど、本町での夏植えの今年の申請などは、どれほどあったんでしょうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

大型農家と、まだちょっと把握はできていないんですけども、現在9月8日現在の夏植え状況として、町が把握している面積は、今のところ32ヘクタール、32町歩ということになっております。

以上です。

○1番（内 博行君）

前年は、何町歩ぐらいでしたかね。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

前年は、70ヘクタール、70町歩ということになっております。

以上です。

○1番（内 博行君）

約半分ぐらいまで減少してきているということで、ちょっと危惧されるかなと思うんですけども、その上で、今、町長もいつもおっしゃる、その堆肥センターの堆肥でコストを削減することですが、今度の夏への堆肥利用はどれほどあったのかお伺いします。30町歩の中で。よろしくお願いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

バラ堆肥が、本年度8月までですね。夏植え用として出している分ですが、バラ堆肥が12トン、袋詰め堆肥が2袋、ペレットが、夏植え8月まで、1袋ということで非常に少ない状況でございます。

以上です。

○1番（内 博行君）

ぜひ堆肥センターの活用もして、そのコストを低コストにする努力も、反当たり2トン入れたらいいということなんで、60トンじゃないですかね、60トンぐらいなんですかね。それぐら

い入れて、なるべく低コストで作れるさとうきびに向けた取組をしてもらいたいです。

その上で、8月、BB肥料の研修、鹿児島に上がったときに、経済建設の皆さんでBB肥料の経済連の化学肥料の工場を視察させていただきました。その中でも池山先生のお名前の富良という堆肥がありまして、なかなかきれいな堆肥ができていまして、堆肥ペレットでしたけど。本町でも堆肥センターを今、活動している中で、堆肥を作った後にそれがこうバラバラになつてまたしまうとか、そういう問題点が出てきているようなんで、こういった奄美群島が経済連の堆肥の30%を担っているということだったんで、そういう意見も声を大きくして、僕らのためにこういう協力も一緒にしてほしいとか、地域と連携を取れるようなことも声を大きくして言っていいんじゃないかなと思ったので、ぜひそこら辺も連携を取りながら、低コストでできるさとうきびの形を作つていけたらなと思います。

その夏植えの中でも、さっき言ったスマート化とかにすれば、どこから収穫したら糖度が上がっているだとか、そういうもう決めて、ここだという決めながら収穫している計画性もできたら、低コストにつながっていくと思いますので、その化学肥料の成分がどれだけ、堆肥の成分がどれだけというのもデータを取りながら、次の世代にも、今の時代の人たちにもですかね、分かりやすい農業ができたら、もっと担い手も増えてくると思いますので、ぜひそういった努力をまたよろしくお願ひします。

それでは、3番目に行きたいと思います。

機械の老朽化によるデトラッシャーの整備修繕費がかさみ、農家負担も250円から450円に上がったんですけど、本町でもデトラッシャー負担金として計上してありましたが、今後の計画などありましたらお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

デトラッシャーを導入して、徳和瀬工場が18年、伊仙工場が20年経過しております。老朽化による故障が多くなっている状況で、今、内議員からもありましたように、非常に各町関係機関が補助金として負担金を上げているところですが、利用料金改定に向けては、徳之島さとうきび生産対策本部を中心に、さとうきび部会より各町代表5名、ハーベスター営農集団より各町5名の代表者30名で利用料改定を行つて、利用料がその中で決定しました。

今後、今月末になりますけれども、デトラッシャー管理運営組合ですね、対策本部の。臨時総会にて決議・承認を行う予定でございます。

デトラッシャー管理運営組合の運営資金が減少、積立金を底をついている状況でございます。今後、利用料も上がり増収するということですが、増収分についてはデトラッシャー管理運営組合の積立金として計上していくという予定にしております。

また、先ほどの関係会議においても、今後新規更新はせずに、修繕を行いながら延命措置を

していく方針ということで決定しておりますので、今後も製糖終了後に、各町代表者とそういったデトラッシャー管理運営組合と協議を行いつつ、利用料の見直し等も含めて、毎製糖期ごと協議をしていければというふうに考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

そのデトラッシャーの自分も会議でも出席していろいろ勉強をしている中で、人件費と修繕費がやっぱり一番占めているんですね。人手不足、人手不足ということで、人件費もなかなか抑えられるものではありませんし、逆にこうまだ人手が足りないということで、なかなか全てを、人手もう少し欲しいぐらいであって、なかなか厳しいということで、また修繕費ももう15年も経つものをいつも直しながらどうにか使っているということで、この計画的に新しい機械導入なども視野に入れていかなければならぬと思うんですね。

その中で、町からも負担をするんであれば、その糖業会社さんとも、昨日もありましたけど、社内留保が幾らありながらこうやって運営していくのか、今後の見通しなども考えた上で、これからも先、10年20年続いていける、さとうきび振興に向けて取り組んでもらいたいと思いますが、どう思われますか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

この問題につきましては、徳和瀬工場、伊仙工場、3町の問題でございまして、先ほど申しました、さとうきび部会生産対策本部の中で取りまとめてそういった協議会を開いているところです。

そういう中で、一応今年、昨年から行われたその協議の中で、修理・修繕して延命措置を取るという方向にはなっていますけれども、先ほども申しましたが、毎年できる限りそういった会議を開いて、今後の計画をまた練り直す。また、1年1年でまた機械も変わってくると思うので、そのときにしっかりと次を見据えた計画等を検討できればというふうに思いますので、また、こういった議会からの意見等もそういった会議に伝えればと思います。

以上です。

○1番（内 博行君）

その農家さんは、農家さんの立場から言う意見なんですけど、そのデトラッシャーというごみをこう排除する、そこを上げるんであれば、トラッシュのやつもちょっと下げるんじやないかとか意見もあるわけですね。

そういう現場といろいろこの温度差はあると思うんですけど、そういうものも感じながら、どうにかこれからのさとうきび製糖がこれからも続していくように努力してもらいたいんです。町長から一言、何かさとうきびの振興について、思いをお伺いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

先般、北海道等々のてんさい、そしてまた小麦、そしてばれいしょですかね。というのを北海道でも見てきました。やはりレベルが違うなというのが印象で、まだまだ奄美は非常に担い手がいない状況が続くだろうなと思います。

まず、農家の所得の向上を目指す上で、交付金等の単価のかさ上げ等は、自治体としての仕事だろうというふうに思います。それでまた、今後の機械貧乏をいかに少なくしていくかということが重要かというふうに思いますので、機械がどうしても補助金なしでは購入できないということ自体が、農業を弱くしている可能性があるだろうというふうに思いますので、今、農業農村基本法が適正な価格と訴えている以上、本来の価格というのはどういったものかということも、今後は考える必要があるというふうに思います。

北海道でも、平均40町歩で5,000万、6,000万の売上げがあったとしても、担い手がいないということですから、より厳しくなるのは間違いございませんので、しっかりと支援をしていく、守っていくのが農業だろうというふうに思いますので、しっかりと検討、努力していきたいというふうに思います。

○1番（内 博行君）

よろしくお願ひいたします。

今、北海道のまたあれが出たのであれなんですけど、畜産振興のほうで移っていきたいと思います。

令和9年度に、全国の和牛能力共進会が北海道のほうで行われます。本町の取組や意気込みなどを伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

毎年開催されている徳州肉用牛共進会が先月8月21日に開催されました。本共進会にて各区1席を獲得した牛が県大会に出場しますが、2部で本町の牛、永吉ファームが1席を獲得しております。来月10月4日に姶良中央家畜市場で行われる第74回鹿児島県畜産共進会に出品することとなります。

また、来年は、3年に一度行われる大島地区肉用牛振興大会が奄美大島で初開催される予定です。この島の牛は能力の高い牛も多く、各共進会で良い成績を残しているところでござりますので、全国和牛能力共進会に向けてさらに機運を高めて、関係機関と協力して、前回同様、最終予選会に大島地区代表として出品できるように取り組んでいければというふうに考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

徳之島町からの畜産農家は、何名ほど北海道に行くか把握されているのか。町からのそしてまた支援などはあるのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

一応その今の計画を聞いておりますが、現在農家さんを含めて、関係機関を含めてだと思いませんが、参加人数20名ほどと伺っております。

また、そういった町のJAあまみ徳之島町肉用牛振興会からは助成があると聞いているところですが、今のところ町から助成するというところまでは、まだちょっと決定してはおりません。令和9年度ですので、今度の当初予算でのお話になってくるかと思います。

以上です。

○1番（内 博行君）

やはり北海道、自分たちも行かせてもらいましたけれども、畑を見ると、僕はあそこで何か作ってみたいと思うんですよね。何かこうやっぱり農業をずっとしているからか分からないですけど、野球の甲子園を見たら多分野球をやってみたいと思うんだと思うんですけど、そういうふうに、北海道でその地域、全国から集まってきた人たちが頑張っている姿を見ることによって、やっぱり刺激を受け、活力も湧いてくると思うんですよね。

ぜひ、町のほうでも次の担い手を育てるためにも、中学生や高校生でも行きたいって、見てみたいという本当に真剣な子がおれば、そういう子たちも見せて次世代につなげるようなことがあったらいいなと思うんですけども、どう思われますか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

もちろん今、担当者にも確認したら、やはりまだなかなか徳之島の牛が県予選を通って、また全国まで行くまでハードルがかなり高いと。しかしながら、そういった現場も見ながら、そういう気持ちを高めていくのがすごい大事だなということでは話しているところでございます。

ですので、今、お話のあったように、町から何らかの助成ができないかということですけれども、そういう思い、また先ほどの答弁でもありましたけれども、そういう機運を高めていかれるように、補助等どんな形ができるかはちょっと分からず、幾らとか決定はできていませんけれども、そういった補助のほうも検討していかなければとは思っております。

以上です。

○1番（内 博行君）

ぜひ次の未来のためによろしくお願いします。

それで、この2番のほうに行きたいんですけど、これもつながっていく形なんんですけど、子

牛価格が安定しない中、購買者誘致の取組などは、どのように行っているのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

購買誘致の取組の現状なんですけれども、8月競り市では、経済連、JA、法人、個人など、約40名ほどの購買者が参加されているところです。ほとんど県内の購買者で、県外の購買者6名、うち九州以外の農家は2件となっているところです。

J Aあまみ徳之島町肉用牛振興会では、直近の活動として、6月に事務局のJA畜産課と振興会役員で県外に購買者誘致に行ったということです。

また、JAあまみでは、「あまみ牛」ブランド力の向上・魅力を発信するということで、購買者誘致へつなげていくことを目的として、今年3回目となるJAあまみ枝肉研修会、知覧町で行われるものなんですかとも、を開催し、購買者対策強化のため、また購買者の視察訪問や意見交換なども行っているところでございます。

以上です。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

畜産農家さんから、やっぱりこう声が上がるんですけど、昔は購買者誘致において、高岡町長がすごく力を入れて回っていたということで、徳之島市場がよくなつたって、それはそのおかげだったという声も多くありますし、町長もお忙しい中ですが、購買者誘致に力を入れてもらえないかという農家さんからの声がありまして、町長からちょっと意気込みをお伺いしたいんですけども。

○町長（高岡秀規君）

以前は農協とタイアップをして、購買者誘致をした記憶がございますが、やはり農協と一緒にになって、購買誘致については当然やれるものだったらやっていきたいというふうに思いますので、JAと連携を図りながら、購買者誘致には力を入れたいというふうに思います。

○1番（内 博行君）

その徳之島の市場がどこに魅力があるのかという農家さんに聞くんですよ。そしたら鹿児島県の種で徳之島で生まれたからといって、その草をよく食べさせているから胃の動きがいいという意見もありますけど、何がいいって、鹿児島県に3番目になるぐらい大きな市場ができたということですね。行ったら牛が買えるという、それが大きくなつたこの市場がまた少なくなつてくるというのは、とても危惧するところなんですね。ぜひ値段がいいときは、購買者誘致に来ずに、悪くなつたら購買者誘致に来るといった、ちょっと信頼感の中でも選ぶところがありますので、この頭数を守っていきながら頑張れたと思いますので。

北海道で、もしいい成果が出て表彰でもされたら、やっぱり購買者誘致にも物すごく胸を張っていけると思いますので、ぜひそちら辺も、また次の世代にもそういったように夢を見ていけるような畜産産業にしていきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひいたします。

続きまして、文化遺産についてお伺いしたいと思います。

伝統文化でもあり、老若男女、お年寄りから子供たちまで、島外の方々まで魅了する闘牛。出場する牛の減少が懸念されますが、対策があるのか、お伺いします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

内議員の御質問にお答えします。

本町としましては、観光資源支援事業として、徳之島町の闘牛協会のほうに100万円の補助金を出して支援を行っているところであります。

その使い道についてですけど、闘牛の購入支援、闘牛がもし死んだときの焼却支援、観光闘牛の謝礼金、あと闘牛のデビュー戦への支援金、あと勝利者懸賞金ということで支援しているところであります。

また、この支援金については、事業専用の通帳をもって運用していく、適正に運用されていることをこの場で伝えたいと思います。

以上です。

○1番（内 博行君）

その闘牛の頭数などは把握されておられるのか。前回300頭まで目指すということだったのと、どれほど増えているのか、お伺いしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

今回、闘牛の頭数について聞いたんですけども、今回からは頭数について教えることができないということだったんですけども、令和5年度闘牛大会は16回開催されました。昨年、闘牛大会、20回大会しています。ということは闘牛が増えている、少しづつ増えているんじゃないかなということもあります。

あと、また町の闘牛協会への新規加入者が増えています。その中で、加入者の中にはまだ闘牛を持っていない方もいるので、その加入者たちが闘牛を飼うことで、闘牛が増えていくことが予想されます。

また、畜産の担当者のほうに、昨年、一昨年からの闘牛の出生の届けが出た頭数を聞いたんですけども、令和6年度が22頭、7年度、今現在で19頭の出生の届出が出ているそうです。これはもう全部雄です。

以上です。

○1番（内 博行君）

5月の議員大会という闘牛大会が伊仙町のほうでありまして、その横綱で僕らの先輩の牛が勝ったんですが、やっぱりあの活気というのは、何にも負けないぐらいの若者たちとか、みんなのこの声援等、闘牛のすごい迫力をまた残していきたいと思いますので、ぜひ力を入れてもらいたくて。

離島甲子園もあって、野球というルールがあって、それをみんなが知っているからこそ全国でも、世界で大谷さんが頑張っているのを見て、朝早く感動したりとか活力をもらったりします。闘牛という文化があるからこそ、沖縄とこう連携が取れたり等する仲が僕らの中でありまして、2番の沖縄との連携を図る中で、11月に沖縄で開催される闘牛サミットに向けての取組など、本町がありましたらお伺いしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

11月の闘牛サミットに向けての取組として、沖縄の闘牛連合会の関係者が徳之島に来島して、徳之島の闘牛連合会と大会を盛り上げるために徳之島代表の牛を検討したということです。その中で3頭が決まりました。聞いたところ、残念ながら徳之島町の牛は選ばれなかつたということです。

せんだって、内議員と、もし徳之島町の牛が出場することになれば、応援対応の計画をして盛大に手舞をしたいという話だったんですけど、残念ながら今回は断念したということになります。

以上です。

○1番（内 博行君）

強い牛をつくるというのが僕らの目標なんですけども、みんなで応援しに行ったりとか、そういうのが楽しいんですよね。日々の慰めって、慰めとか言われますけど、やっぱりそのさとうきび収穫後の5月の闘牛大会であったりとか、そのお盆であって帰省した人たちが見る闘牛大会であったりとか、もう夏植えが終わった後の10月の闘牛大会だったり、もう何かこう僕らがいつも頑張った後に闘牛があって、みんなでワイドワイドとしているような感じなんで、ぜひこのすばらしい伝統文化だと思いますので、これからも残していくよう御尽力いただけることを願います。

それでは、4番目の害虫被害について。

金見崎ソテツトンネルを有する本町、害虫のカイガラムシ対策をお伺いします。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在、奄美大島については、令和4年10月にソテツシロカイガラムシによるソテツの集団枯損の発生以来、被害地が拡大している状況です。

一方、徳之島島内では、ソテツシロカイガラムシの発生は現在のところ確認されておりません。本町では、月初旬に配布する、9月頭に配布する広報紙へ注意喚起に関する情報を掲載しているところです。

また、県においても新たな薬剤の研究など、蔓延防止に向けて取り組んでいるところです。で、県・町関係機関で連携して、発生しないように、あるいは万が一発生した場合でもすぐに対応できるように体制を整えておきたいと考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

防御対策と初期防除、被害に遭った際の対応というか、その薬剤はまだ認定されているやつはないんでしょうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

実際、ソテツシロカイガラムシ用の殺虫剤は、ないということです。現在の県のほうでもしっかりとそういった研究を進めているというところですが、一応これが効くだろうということで、いろいろスミチオン等もですけど、含めていろいろ試しているようではあります。今のところマツグリーン液剤とか、そういった今あるものを使って防除をしているようなということです。

以上です。

○1番（内 博行君）

金見崎のソテツトンネルを、カイガラムシはいないかなと思ってこの間行ったんですけど、めちゃくちゃこうきれいにされていて、夏休みとかがあったから、清掃活動なんかは町のほうでされているんでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

おもてなし観光課のほうで作業員を2名雇っています。それ以外に金見の集落の方々に金見地区の環境保全事業ということで委託事業をしていて、その方たちが掃除をしているということです。

以上です。

○1番（内 博行君）

分かりました。とても何かこう大きなソテツがあるんですね。その間からも若芽が出てすごく活力もあって、暑いけど頑張らにやいかんなと思うぐらいすごい素敵場所だなと思ったので、ぜひソテツトンネルを貴重な自然遺産という形でも残していくよう、これからも頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

夢は希望を抱き、達成感を感じて活力が湧いてくると思います。何かに取り組むときはなぜできないかの理由を探しますが、その後のことが大事だと思います。できない理由があるからそこで終わるのか、できない理由を見つけて改善していくのか、今後の未来、将来の結果が大きく変わっていくと思います。

町長から先ほどもありましたが、待つのでなく攻めると。農業所得向上、夢を抱ける島、達成感を感じられる島にできるよう、活気ある徳之島町にしていきたいと思いますので、皆さん、一緒に頑張っていきましょう。

内博行の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月11日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3時48分

令和 7 年第 3 回徳之島町議会定例会

第 3 日

令和 7 年 9 月 11 日

令和7年第3回徳之島町議会定例会会議録

令和7年9月11日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

植木 厚吉 議員

勇元 勝雄 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	内 博 行 君	2番	政 田 正 武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植 木 厚 吉 君
5番	竹 山 成 浩 君	6番	松 田 太 志 君
7番	富 田 良 一 君	8番	勇 元 勝 雄 君
9番	徳 田 進 君	10番	池 山 富 良 君
11番	是 枝 孝 太 郎 君	12番	広 田 勉 君
13番	木 原 良 治 君	14番	福 岡 兵 八 郎 君
15番	大 沢 章 宏 君	16番	行 沢 弘 栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事 務 局 長	清 原 美 保 子 君	主 査	中 野 愛 香 君
---------	-------------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 な おみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農 林 水 産 課 長	廣 智 和 君	耕 地 課 長	水 野 育 君
地 域 営 業 課 長	清 濱 博 之 君	農 委 事 務 局 長	白 坂 貴 仁 君
学 校 教 育 課 長	太 稔 君	社 会 教 育 課 長	安 田 誠 君
介 護 福 祉 課 長	福 田 博 文 君	健 康 増 進 課 長	吉 田 忍 君
お も て な し 観 光 課 長	吉 田 広 和 君	税 务 課 長	新 田 良 二 君
住 民 生 活 課 長	大 山 寛 樹 君	選 管 事 務 局 長	藤 康 裕 君
会 計 管 理 者・会 計 課 長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	奥 村 和 生 君

△ 開 議 午前10時01分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の内議員の質問に対して、廣農林水産課長より訂正があります。

○農林水産課長（廣 智和君）

おはようございます。

昨日の内議員のさとうきび振興についての質問内での夏植え用の堆肥の利用状況に対する答弁に誤りがありましたので、訂正答弁いたします。

夏植え用堆肥の利用状況については、ばら堆肥が428トン、袋詰め堆肥が125袋、ペレットが50袋です。

表の単位の読み違いにより、間違った答弁となりました。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○4番（植木厚吉君）

おはようございます。

朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じる季節となりましたが、日中はまだ残暑の厳しい日が続いております。

地域の課題、行政の課題、山積しておりますが、しっかりと向き合い、その解決に向けて尽力をしてまいりたい思います。

それでは、令和7年9月議会におきまして、議席番号4番、植木厚吉が通告に2項目について質問をさせていただきたいと思います。

近年、夫婦共働き世帯が増加し、従事する業種も医療や介護、サービス業など、多様化しております。

そのため、カレンダーどおりの休日が取りにくい方も多く、家庭においては、家族間の休みのタイミングを合わせることが難しくなり、親子や家族で過ごす時間が減少しているのが現状です。

そのような時代背景の下、自主学習活動の一環として、家庭で平日に体験活動や自主活動を行うことができるラーニング制度というものが全国的に導入され始めています。

learning（学ぶ）とvacation（休暇）を掛け合わせた造語であり、観光産業の盛んな地域などを中心に導入などが進んでおります。

本町においても観光産業の中心に寄与する有効な制度と考えるところであります。

まず、この制度の概要について伺いたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

ラーニングとは、学習（learning）と休暇（vacation）を組み合せた造語です。

平日に家庭や保護者と一緒に校外学習を行うこと。それを目的とし、休みを取得できる制度として令和5年9月から愛知県で導入されました。

愛知県初の新しい学び方、休み方であり、学校外での体験や学びの活動を子供が保護者等と一緒に計画し、平日に実行できる日としてラーニングの日を設けています。

ラーニングの日は、校外での自主学習活動であるため、子供は学校に登校しなくても欠席とはならず、出席停止、忌引等と同じ扱いになります。

保護者等の休暇に併せて、年に3日までラーニングの日を取得でき、この期間中、子供が保護者等とともに校外で体験や研究の学び、活動を自ら考え、企画し、実行する校外学習活動を行います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この制度について概要の説明いただきましたけども、親子の時間を増やすための制度ということで、愛知県等々で導入されているらしいですけども。例えば、これを本町で導入していくだけるとなれば、どのようなメリットが考えられるか、お聞かせ願えますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

休日に保護者等が休みを取れず、子供と過ごす時間がなくて子供だけで遊ぶとか、そういうときに、学校のある日、ラーニング制度を活用して子供と一緒に過ごす時間、例えば、子供と一緒に屋外活動したり、その他いろいろなことを話し合ったりとか、親子で過ごす時間ができると思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

現在、全国的にでも休み方改革とか、休日の分散化という言葉が取り沙汰されておりますけども、やはり、その地域地域の現状に応じた、その自治体独自の制度というものは必要性があるのではないかと思うんですけども、町長が進める親子体験の大しさとか、そういう辯を深

めるという言葉をよく口にされますけども、町長が考えるところのこの親子での体験とか、親子の時間の大切さ、行政としての在り方みたいなものの見解があれば少しお聞かせ願えませんか。

○町長（高岡秀規君）

この質問を受けて、沖縄の座間味村がこの制度を取り入れているっていうことで、村長のほうに顔見知りだったのでお聞きしました。

それ聞きますと、相當ないい制度で、子供たち、そしてまた各家庭が喜んで利用しているようです。

年間に大体3日から5日程度想定しているらしいんですけども、今後、そのラーニングによって、ちょっとしたデメリットを解決するためには、欠席の管理等にはラーニングという区分を設けたり、あと出席簿や給食等がワンクリックで連動する仕組みであったり、あと一番は、学習フォローの標準化ですね。e ラーニングや共通システムを利用するとか、ちゃんとフォローしてあげるということが必要だらうと思います。

また、保護者の責任の明確化というのも必要だらうと、安全性とか、そういうたのも必要だらうと。

また、家庭によってはできない家庭があったときに、子供たちが平等性を失ってはいけないので、それを解決するためには、地域の連携で標準化メニューですね、子供たちがラーニングを利用するためには、保護者が仮にいなくても、地域の人たちでそういったことができるとか、そういうたフォローも必要だらうというふうに思いますし、今後は、今、座間味村とそしてまた顔見知りの首長さんに聞きますと、非常にいいから全国的に広がるのではないかなということもございますので、しっかりと精査をしながら、教育委員会と連携を図ってどのように進めるか等々は検討していきたいというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

私もこの制度を知り、いろいろ調べていくうちに、かなりこういった地域には、先ほども話しましたけども、現在では共働きが当たり前の御時世ですので、なかなか家族の時間が合わせづらい、取りづらいっていうのは、非常に危惧するところでありますし、それを解決していくかなきやいけないというところをまた制度的に推進するっていう、すごいいい制度だと思うところがありました。

いい側面ばかりでもなく、もちろんデメリットもあるかと思いますので、この制度について仮に導入した場合のデメリット等が考えられるものがあれば、どのようなものがあるでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

デメリットといったしましては、学校では教育課程で、児童生徒の発達に応じて系統的、計画的に授業を行っております。

また、校内校外でも授業を行っております。

友達や先生と学ぶことで、多様な考え方につれて自分の考えを広げて、学校ならではのよさをできると思います。

また、授業を休むことで、家庭学習や個人で勉強したとしても、授業で得られるはずの学び得られることが少し難しくなるんじゃないかなと思います。

また、いろいろな事情、制度を活用できない児童生徒もいらっしゃいますので、それに関する公平性とかは問題ではないかと思われます。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

昨日でしたかね、報道のほうでも出ていましたけども、来年度から土曜授業の削減というのも出ていましたけど、その辺の兼ね合いも含めて、土曜授業がまた元に戻るというか、削減になった経緯といいますか、教育現場から見た意見等があれば、ちょっと教育長、何かございませんか。

○教育長（福 宏人君）

議員の質問にお答えします。

昨日の南日本新聞報道の中で、鹿児島県の教育委員会が進めています土曜授業の在り方について、来年度か、報道では3回程度ということで、今後は具体的なことについては決めていくという方向性が出されております。

今、学校現場の中で、一つ大きくは、働き方改革の中で、全国土日週休日、基本的には学校は休みなんですね。

全国的に見てなかなか土曜授業をしている地域も少ないということで、今回、県教育委員会が見直しをすると、その前に県の市町村の局長会議の中でも話題が出て、この土曜授業の在り方についてはどうするのかということを検討してまいりました。

今後、具体的には学校の教育課程も含めて、いろいろと話を進めながら、年間3回というふうな形で大本に出ていますので、それをするのか、土曜授業をしないのが、そういったことについては各市町村、それから各学校の教育課程編成は、学校長のほうが責任を持っていて、また話を進めたいというふうに考えています。

併せて、このラーニングのことなんですが、愛知県の中でも、特に中心部の名古屋市は導入しないという方向性を実は示しております。ちょっと現在、今調べていないので分かりませんが、愛知県全体ではこれを導入すると、一部名古屋市はこれを導入しないという大きな理由の中に、子供たちのいわゆる体験格差のことがありますね。いわゆる、したくてもできない

子供たちの状況を考えて、貧困のそういったことであるとか、なかなかやりたいけど連れていけない家庭もあるというのも事実なんですよね。なので、子供たちの中でそういったような体験格差が生じたときには、どういうふうな対応をするのかというようなことで、名古屋市は、すぐすぐには取り組んでいないのが現状ですね。

ですので、すごくこの、先ほど町長が話をしたとおりメリットもあります。

今、年間365日一年そうなんですけど、大体子供たちが学校に行くのが大体今年で207日。残りは休みに実はなっていますね。大体160前後は一応土日とか休日とか休みなんですね。

その中で、特にこの離島、へき地においても様々な体験経験もしていますが、昔の子供に比べて、これは実数に調査したことはないんですが、やっぱり自然体験とか、このすばらしいその中の体験なかなかできないんですね。

今回、今、教育委員会としては、例えば徳之島学ということで、歴史文化そういったものを超えて新たに学校で勉強すると。そのためには、地域の方々のこういったような知見も借りながら、地域ならではのそういったようなものを学ぼうということを今始めています。

それから、もう一つは、われんきやポイントで、親子で体験することによって、それを認めて、さらに応援しようということを今進んでおりますので、本町でもそういったような子供たちの体験を重視した今、取組を始めています。

さらには、町長も座間味でしたかね……そこでいろいろと研究をしていますので、私どももこれから子供たちの学び方主体的な学び方とか子供たち自らも学ぶということでいろいろな学び方があります。

実は、きのうも遠隔のこういう授業で、防災の教育について関係者が後ろのほうにも傍聴に来ていますが、全国の北海道から鹿児島までの800人ぐらいの子供たちと広域を遠隔で結んで、それぞれの防災とは何かというようなことを勉強しました。

ですので、今後、学校現場ももちろんそうですが、様々な学習の方法もありますので、そこはまた、やっぱり第一義的には家庭とともに学ぶという家庭学習も非常に大きな割合を占めていますので、そこはまたいろいろと検討しながら、常に島われんきやのそういった勉強のためにはどうあればいいのか、また検討していきたいというふうに考えています。ありがとうございます。

○4番（植木厚吉君）

徳之島で沖縄のラジオが入るので、この間聞いたところなんんですけども、沖縄は旧盆式でお盆をするんですけども、ウンケーとウークイというのかな、迎え盆と送り盆とか、その辺に関しては、企業、学校とかも公の休みとして扱うところもある。それだけ地域の行事ごとといいますか、地域の伝統というものにしっかりと対応しているっていいですか、地域性を出しているというのを感じたところでした。

また、冒頭でもありましたけども、今どの家庭においても本当に共働きが当たり前ですし、家庭の在り様っていうのも様々な事情があります。

その中で、我々の幼少期と比べてもいろいろな環境が違いますし、なかなかこの親子の時間っていうのが取りづらい環境にあるのかなっていうのは感じるところでありますので、この制度の件を上げたんですけども、やはり、今後は、こういう制度もありつつ、また企業でありますとか、学校現場から発祥して、また企業のほうにもそのような休み方の改革でありますとか、そのようなふうに後々発生していければいいのかなと思うところでありますけども、改めまして、今後、導入についての見解といいますか、前向きなのか後ろ向きなのか、町長の言葉を頂きたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

これは、やる方法であるとか、あと内容であるとか、その保護者に対してそれを理解していくことが重要かなと。

あくまでもラーニングなんですよね。ただの遊びではないということが理解できるかどうか。

当然、家族で学ぶっていうことが本来ならこの目的であるわけですよ。そこをしっかりと保護者が理解していただけるかっていうことが今後の課題だろうというふうに思いますし、事務的な教職員の負担も、例えば給食等のキャンセルなどとか、学習面のフォローとか、不公平公平制度が保てるのかっていうのがあるんですが、これは解決できると私は思っています。やり方によっては。

それが本当に保護者の明確化な責任であるとか、そういったものがちゃんと担保できるのかどうかを今後は検討しながら、子供たちの目線で子供たちが生きる力、家族の絆等々を学んでいくためにはどうしたらいいか等含めて、総合的に判断していきたいなというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

なかなか早急な決断というのはおっしゃるとおり難しいところでありますけども、やはりすごいいい制度ですので、ぜひいろいろな事例等々もこちらも調べますし、やりながらぜひ前向きに検討していただければと思うところであります。

それでは、次にいきたいと思います。

徳之島町の町内墓地の事情について伺いたいと思います。

昨今、各集落等の墓地において、管理者不明の墓地に雑木などが繁茂し、墓地の荒廃化が問題になっております。

今後も管理不足の墓地の増加が懸念されますけども、現状での課題等を伺いたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

植木議員の御質問にお答えします。

現状で各地区にある管理不足、荒廃化した墓地につきましては、個人または各地区などで管

理しているため、所有者や相続人を把握できていないことなどが課題となっています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

これ以前にも取り上げた問題なんですけども、また改めて出してきたのは、先日、委員会のほうでも鹿児島市の合葬墓のほうを研修させていただきましたけども、やはりいろいろな自治体において、この墓地の問題、問題になっているなというのが肌感覚で思うところありました。

課長の答弁にありましたとおり、この墓地というそのものがかなり古い施設でありますし、明治前とか相当地域においても古い施設であるし、登記であったり権限的なものが曖昧ではっきりしていないというのがその墓地の特殊性だと思うんですね。

その特殊性がゆえに、なかなか権限を持って誰かが管理をするとか、手を入れるとか、なかなか集落でも二の足を踏むところもあるし、なかなか予算も捻出するところがないというところで来ているんですけども、近隣の方々がついでに管理をしたりとか、今までできた側面もあるんですけども、現在の墓地の管理者も高齢化してなかなか自分の区画をするので精いっぱいというのが現状であります。

そういう中で、やはり今後、この問題は顕著化してくるものと思って改めて出させていたいんですけども、今現在、町営墓地は亀津のほうにありましたよね。大体区画ではどのぐらいあるんでしたっけ。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

町営墓地は、亀津南ヶ丘墓地70区画、亀津大名当墓地14区画、計84区画が町営墓地となっています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この84区画ですか、きちんとその権利者といいますか、使用者はしっかりと把握できておられますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

町営墓地につきましては、所有者は全区画把握しています。

○4番（植木厚吉君）

これはごく本当亀津の一部の区画で80足らずですので、なかなか全体的な墓地の数からしたら、かなり少ない数かと思います。

この墓地に対して募集者といいますか、結構ありますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

民間の方から墓地の空き墓地がないかとの問合せはあります。

実際、今町営墓地に対しては、区画みんな埋まっているため、民間の葬儀屋さんなどを紹介しているところであります。

○4番（植木厚吉君）

やはり、この町の規模で80足らず、本当に少ないかと思うんですね。

これは後の質問にもつながりますけども、やはり、今後は、そのようなところも考えていかなきやいけないところでありますし、80区画の今現在の管理者がいまして、その方が仮に管理されている方がなくなると、そうなるとその後はどうなるんですか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

管理者の方が亡くなられた場合は、直系の親族の方に引き継いでもらうような形になります。

○4番（植木厚吉君）

ということは、なかなかその80区画が空きが出るというのは、なかなか考えづらいという現状であるという認識でよろしいでしょうか。

また、この町営墓地とは別に、各集落に墓地もありますけども、現況を把握といいますか、管理者であったり、区画の所有者とか使用者等々の情報等は町にはありますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

町営墓地以外に対しては、民間の墓地とか共同墓地についてはデータがない状態です。

○4番（植木厚吉君）

やはり、今、我々集落においてもあそこ誰が管理しているのかなあと、正直、放置状態で草木がある墓地がちらほら目立つようになってきて、やはり集落単位ではなかなか手が回らないというか、その中でこの情報をまず得るというのは非常に大事じゃないかなと思うんですけども、今後、そのような墓地、台帳的なものといいますかのヒアリング調査とか、その辺をするようなことは検討できませんか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

民間の墓地等については、現在のところ計画はありません。

○4番（植木厚吉君）

ぜひこれも検討していただいて、なかなか予算が絡むことなので、返答しづらいのは非常に分かりますけども、やはり情報の一つとして、区長さんとかと連携をして、あらかたの情報を

持つというのは有効ではないかなと思うところであります。

ぜひ、今後、検討していただければと思うところであります。

次に、相続人の不明や管理者の高齢化と様々な要因で手入れの行き届かない墓地が増加してきております。そのようなことを踏まえて、各管理集落に環境整備等の助成ができるか伺いたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

集落内の共同墓地などは、町営墓地とは違い、明確な管理者がいないため、環境整備等の助成は難しいと考えています。

共同墓地などの整備につきましては、関係者や集落等での対応をいただきますようお願いいいたします。

○4番（植木厚吉君）

多分、皆様のお手元に資料が配られているかと思いますけども、奄美の永田墓地の実情といいますか、資料がありましたので取ってきましたけども、大島のほうでも、大島に限らずですけども、やはりこのような問題が非常に顕著化して、行政として対応すべきというところで、これは市営墓地ですので、こちらとはニュアンスが違うんですけども、やはり、今後を踏まえた管理といいますか、情報共有、またその後の在り様っていうのは非常に大切だからこそ奄美のほうも取り組んだ事例かと思います。

先ほど、なかなか予算化というのは難しいというところもありましたけども、墓の中でも通路でありますとか、水道とか、共用の部分もたくさんありますし、なかなか本当に集落もお金が出せない。個人的に負担もできない。そのままでいいのかなというのが実際現状でありますから、ぜひいろいろ検討されてください。

ちなみに、集落とか整備要望とかは出ませんか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

盆前とかに荒廃しているお墓の草などを刈ってもらえないかという相談は数件あります。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

これは先だってですけど、宮之原議員と亀津の墓地のほうで、地域住民からのお願いがありまして、現状を見てきましたけども、なかなか集落でもできないし、個人的にもできないし、本当どうしていいものやらというのが本当に現状でありました。

これは本当に行政が今後も踏まえて主体的となって進めていくべき案件かと思うところであります。

次に移りますけども、現在、徳之島もUターン希望者、Iターン希望者、大変増えております。

その中で、やはり御高齢の方もおられますし、またそのような方の中には、こんな住みやすい徳之島で人生を最後まで全うしたいって希望されている方も多数おられるのも話を聞いております。

また、逆に地域においても子供さんが都会にいるので、島を離れて、お墓等処分して墓じまいして都会に引き上げるという方も現状で出てきております。

このような背景からも、今後、この墓地というものの公営化、また先日の研修で見ましたが、合葬墓とかも検討すべき案件ではないかと思うところであるんですけども、今後、整備検討委員会等設置して、設置に向けた検討ができるのか伺いたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

墓地や合葬墓等につきましては、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、後継者問題やお墓を持てない方に対応するため、整備が必要な施設だと考えています。

町単独または広域での整備ができないか、整備検討委員会等の設置の必要性も含めて関係機関で協議したいです。

○4番（植木厚吉君）

徳之島町で今、一生懸命U・Iターン者を募るわけですけども、やはりこの御高齢の方の懸案の中で、先ほどもお話しましたけど、こういう墓地の問題というのは、切って切り離せないところであります。

高齢者対策じゃないんですけども、このような合葬墓とか、ほかの件に関して町長、何か御見解があれば一つ頂いていいですか。

○町長（高岡秀規君）

墓地の問題につきましては、全国的に今問題となっておりまして、墓を見る世代がだんだんいなくなってきたり、そして、また希薄になってきたりいうことがございますが、その希薄になったことありますとか、先祖の敬う気持ちっていうのは町がしっかりと守らなければいけない理念もありますので、今後、どういう施策が一番いいのか等も含めて、各関係課とそしてまた関係者と話をしっかりと意見交換しながら、方法を今後、検討するというところもあり得るかなあというふうには思いますが、現在のところは、このままで推移すると思いますし、今現在、お墓が手入れ等々はできない場合は、今ふるさと納税でも墓の掃除とかを今、出しているところでありますし、今後そういうことの需要に応えながら決めていきたいかなあというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

私も嫁が亀津なので、毎年、送り盆は亀津の墓地で送り盆するんですけども、本当に親族が集まってその墓でっていう風習、家族にないもんですから、すごく最初は衝撃的だったんですけど、すごいいい風習だなと思うんですね。やはり残しておくべきものであるし、先ほどのラーケーションの件もそうですけど、なかなか最近、昨今では家族の絆を改めて再確認する場っていうのがなかなか少ないのでかなと思うところで、このような墓地の件も出したんですけども、基本あのような家族で集い、先祖を敬うという心を永代に続けていければなと思う中での質問でしたので、また課長もいろいろ御検討いただきまして、前向きに取り組んでいただければと思います。

以上を表簿として質問を終わらさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

皆さん、おはようございます。

9月10日の新聞で公金着服があったということで報道されました。このような不祥事が出たのは町長だけに責任があるわけではありません。我々議会もチェック機能が発揮されていなかったと私は思っています。我々議会はもっと町政に対してチェック機能をしなければいけないと思っています。今、タブレットのほうに出てると思いますけど、12年前に勇退した議員が述べた言葉があります。一応、読んでみます。

「町議員は町長擁護派と目されてきた1人だが、最後の4年間は米軍基地問題や町購入の土地問題などいろいろあった。高岡町長には事業を進めるための議会への丁寧な説明、リサーチが足りなかつたと冒頭で指摘、派閥の領袖的な仲間や数々の疑惑を追求し続けてきた同僚議員を啞然とさせた。指摘は①議会に示された当初案がヅツリと消えて居酒屋になり、アンテナショップとして開業されました。土地利用計画は二転三転の末の植物工場、開発商品販売が4月からどうなるか分からず、指定管理者も手を上げない加工センター美農里館、どのような管理委託になっているか分からない植物工場といった疑惑や矛盾を列挙して批判した。その上で町長も悪いが議会はもっと悪い。議案最後に反論するのは我々議会だと自省、そして、議会基本条例が制定できなかつたのは非常に残念だ。次の選挙には現在16の議員定数を削減する必要がある。外部の論議に委ねるべきだ。お友達でお互いの傷口を舐め合っていては進歩がない」と。

きっぱり議場内は静まり返ったまま、同日の本会議は閉じられました。

12年前にこういう立派な先輩がいたことを私は徳之島町の議員として誇りに思います。現在はどのような状態になっているか、それは各議員で分かると思います。町長、議員、職員は町民の奉仕者であるべき、そのことを肝に銘じ、町民目線の政治を目指す。8番勇元が以下の8項目について質問いたします。

短く簡潔に的確な答弁をお願いします。

まず、1番目に、12年間質問してまいりました子ども医療について。私は子ども医療費の無償化を3期12年間要望し続けてきた。全国的に97から98%以上、県下では実施していないのは徳之島町だけ全市町村単位で実施している。薬の耐性ができるとか、医療費が上がるという答弁はどうかなと思う。私はどう考えても、私の質問に対して町長は意地になって実施をしないのではないかと思っています。賢明な町長がそういうことはないと思います。前回の答弁で保育料、医療費、給食費無償化については、以前から全国町村会において要望している。首都圏が無償化してしまうと首都圏への人口流入が懸念されることから、全国一律の制度が必要であると考えると、という答弁だが、どのようなことかお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

まず、最初にお答えいたします。

意地になっているわけではありません。そして、また薬の耐性等々については以前お答えしたとおりであります。そして、全国町村会においては、保育料、給食費、医療費等々の要望をしているところであります。そして、少しずつ保育料にしても給食にしても今、議論をしているだろうというふうに思いますので、全国一律の政策ということで、無料化についてはするべきだと今でも思っておりますので、要望を続けていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

実際、全国的に見ても97%、98%、恐らく現在は99%近くの市町村が実施していると思います。県下では徳之島町だけが医療費の無償化をしていない、薬の耐性ができるとか、そういうことはどのような場合に薬の耐性ができるのかちょっとお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

もし、無料化によっての薬の耐性については以前から研究をされて、今データが出ているところであります。必要な乏しい抗菌薬の処方の増加によって、その薬が効かなくなる菌が増えてくるということでありまして、薬の開発のいたちごっこであるということが懸念されるということであります。それが結果的に薬が効かない病気になったりする懸念があるということで、薬の薬剤に対する耐性が問題となっているところであります。

○8番（勇元勝雄君）

その薬は長いこと使ったから耐性が出るとか、短期的に使っても耐性というものは出るわけで

しょうか。

○町長（高岡秀規君）

簡単に申し上げれば、仮に風邪をひきました。菌が発生して抗菌剤を打ちます。熱が下がったら薬をやめます。つまりは、細菌が全て死ぬ以前に薬をやめてしまうということに問題があるようになります。それがしっかりと薬の処方をするときには、熱が下がったとしても医者の指示に従って熱が下がったとしても、しっかりと菌が壊滅するぐらいの処方というものが必要だろうというふうに思いますが、それがなかなか厳しいという現状と、細菌が全て失うということの判断が難しいというところから薬の耐性等が懸念されるということあります。

○8番（勇元勝雄君）

そういう事例はあるんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

現在、ありますので様々な薬が開発されているところであります。

○8番（勇元勝雄君）

その耐性以前の問題に、やっぱり子ども医療費、全国的に見ても全部実施しているわけですね。全国、大体97から98%ということは、恐らく千七百何市町村の中でも恐らく1,500市町村は実施しているわけですよね。そういう点も踏まえて薬の耐性、全部が全部耐性ができるわけではないですから、病院行ったら必ず薬をあげます。それは途中でやめる人もいると思いますけど、そこを乗り越えて結局、今現在、全国ほとんどの市町村が医療費の無償化をしているわけです。

2番目の、7年の3月議会、無償化により受診率は1.5倍になる。さらに、薬についても不必要的抗菌薬の処方がデータとしてあります。それにより、薬剤耐性菌等の問題が懸念される医療費については、国や保健者が政策としてすべきと答えています。これはどのようなことでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

無料化については、我々は国の施策でやるべきだと思っております。無料化で予算を使うのではなくて、仮に子供たちが健康づくりであるとか、精神的な人間力につけるための予算というものはどんどん市町村の特性を出していいのではないかというふうに思っております。そしてまた、薬の耐性については今話をしたところであります。そして、今、未就学児については今、徳之島町も無料になっているところでございます。そして、ゼロ価格効果ということが研究結果が出ておりまして、私どもは将来の子供たちにとって何をしたらいいかということどんどん推進するための予算というのは作るべきだろうというふうに思っておりますし、どんどんいわゆる病院に通いなさいとか、そういった施策ではないわけですね。そしてゼロ価格効果というのは御存じだと思うんですが、自己負担を100円でも200円でも課せることで、医療費

というものは削減できるという結果が出ております。安からうが高からうがそれは関係ないということの結果です。

それで、無償化になつてしまふと医療費が7%から8.9%ぐらいに医療費が上がつてしまふということです。将来の子供たちが何倍もの公費負担をする可能性が出てきているなというふうに思いますし、今現在人口減少であるんですが、実際にはその医療制度というものは立ち行かなくなつていいだろと私は予想しております。よつて、保険料の水準統一加速化プランにおいて、令和12年度をめどに保険税を一元化しましようという国の施策がありますから、しっかりとその令和12年度を見据えて同じ医療サービスでないと保険税は一元化できないということが私は思つておりますので、しっかりとその辺については国へ訴えてまいりたいというふうに思ひます。

○8番（勇元勝雄君）

県のほうも今年から未就学児は無償化にしていますよね。未就学児は無償化していますか。

○町長（高岡秀規君）

実は、私もそう思つていたんですけれども3,000円の負担があるんですが、それについては町のほうで未就学児については負担をしているということです。

○8番（勇元勝雄君）

担当課長どうですか。

○介護福祉課長（福田博文君）

鹿児島県による子ども医療費制度の改正の内容はニュースや報道でもありましたとおり、未就学児の課税世帯を対象として2点見直しがありました。

1点目は、これまでの自動償還払い方式から現物給付方式への見直し、これは医療機関での窓口払いがゼロになるということです。

2点目は、所得制限が撤廃されております。これに合わせて町では自己負担ゼロ、所得制限を撤廃することとしております。これは令和7年4月1日からスタートしております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

これは、未就学児は自己負担なしということですかね。

○介護福祉課長（福田博文君）

そのとおりであります。6歳児まで。

○8番（勇元勝雄君）

町長も今聞いたとおり、未就学児は自己負担なし。

○町長（高岡秀規君）

3,000円については町が負担しているということですよ。それで無償化ですよ。

○ 8番（勇元勝雄君）

町が3,000円負担しても未就学児まで、今まで3歳まででしたよね。それを町長が言う耐菌性が出るとか、そういうことを懸念するんだったら、県がそれを実施するからといって町がそれをついでいするというのは、その体制下に対してはどういうのを考えますか。

○町長（高岡秀規君）

だから、答弁しているように町がやるのではなくて、国がしっかりと無償化についてはするべきだということを言っているわけです。

○ 8番（勇元勝雄君）

しかし、町民の皆様はほかの市町村は全部無償化で、徳之島町だけが耐菌性が出るとかいろいろ問題があるようですが、それでしないということ自体が私はおかしいと思うんですよ。耐菌性が出る、それは町のほうでも広報でも出して薬を使用されたらその期間は飲んでくださいとか、いろいろ広報を出して町民の皆さんに知らしめるべきであって、各市町村の首長もそういうことを、町長が言ったようなことを勘案してでも無償化にしたほうがいいということを実施していると思うんですよ。

3番目の、厚生労働省によると、無償化は医療費の増大、抗菌薬の処方増加により、薬が効かなくなるという悪影響が懸念されるとある。子育て支援はわれんきやポイントや給食費の地域振興券への返還等で対応するとなっていますが。

○町長（高岡秀規君）

まず、医療費の無料化ということでの効果というのは負担軽減が一番大きな事実だろうと思います。その負担軽減をどういう形で町として支援するかということでわれんきやポイント、家族の絆を大事にし健康づくりに対してお金を出すことによっての支援策が私は有効ではないかというふうに考えております。そして、無料化による負担軽減というものはしっかりと国のほうで見てください。なぜならば、医療制度というものは県・国がしっかりと補助金を出しながら、負担を出しながら運営するものですから、保険税の在り方ということを今後は国の方が考えていくことだろうというふうに思いますし、今、子供にとってのより良い医療というものはどうなのかということが、最近になって厚生労働省が研究しております。病気によって現物給付をするものと、そして高額医療が必要なものというものをすみ分けをして医療費の積算をしたらどうかとか、様々な研究がなされており、それを鑑みながら保険税統一化に向けてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○ 8番（勇元勝雄君）

医療費は、病気になってから病院に行くわけですよね。われんきやポイント事業、そして給食費の地域振興券ですか。そのわれんきやポイントに対しては、今現在どれぐらいの加入でしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

われんきやポイントは8月31日現在、対象者数981名、登録者数614名で62.58%です。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

62.5%、あと3割ぐらいはまだ登録していないわけですね。登録したくてもできないという状態の方もいると思うんですよ。これも非常に不公平だなと思います。そして、この間のあれでは、景気対策で2,000円のポイントをあげるという、広報ですか、なんかありました。それはちょっと違うのではないかと思うんですよね。そういう景気対策という広報かなんかで見た覚えがあるんですが、そういうことを出したことがあるんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

令和7年度に対しまして、ポイントの加入率促進、そういったことも含めまして、また景気対策ということでポイント2,000円分のポイントを付与している政策を取っております。また、勇元議員がおっしゃられた不公平ということがございましたけれども、現在加入していない方に関しましてははがき等でぜひ加入してくださいということです。また、PTA総会とかそういったことで割引ポイントをPRしていくまして、このような事業で100%を目指しております。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

補足しますが、不平等ではないということだけは御理解いただきたい。誰もが入れるわけですよ。ある一部は入れないというわけではないんですね。誰もが入れるシステムになっているということを御理解いただきたいと思います。そして、また町の施策としては、1点を見つめるのではなくてトータル的にどうしたらいいかなんですね。無償化によってどこかでお金を使われるよりは、しっかりと費用対効果が出るように、しっかりと徳之島の中でお金を回す施策で、所得が少しでも上がるような雰囲気がつくれないかとか、地産地消ですね。そういう経済も考えながら子育て支援もしっかりと取り組んでいくということが、1点ではなくて面で考えていくことが重要だろうというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

私も面で考えると思っています。無償化した場合、そのお金が消費に回る率が多いと思うんですね。貯蓄に回るより消費に回る、そして、そのポイント事業自体の趣旨が親子でボランティアをするとか、いろいろ項目がありますけど、そういう趣旨のために我々議会はその予算を通したわけですね。だけど、そういう物価高対策、景気対策のためにポイントを20ポイント、2,000円あげる。そういう文言が出てくること自体が私は疑問に思うんですよ。普通は、

議会でこういう事業に使いますよということで議会を通っている訳ですから、今後、そういうことがないように気をつけてください。

続きまして……。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、しばらく休憩します。11時20分より再開いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元議員。

○8番（勇元勝雄君）

議長の許可を得まして質問の順番を変更いたします。

8番目を2番目に持ってきて、あとは順次繰り下げる質問いたします。

昨日の新聞報道でありました120万円の公金着服があったということで、大々的に新聞・テレビでも報道されています。こういうことは町の恥、そして我々議会もチェック機能を果たせなかつたということで、議会にも一端の責任はあると思っています。昨日の新聞報道の内容についてちょっと質問いたします。

発覚するまでの時系列の説明をお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

まずは、今回の事件において町民の皆様、議会の皆様に深くおわびを申し上げます。

答弁につきましては、総務課長のほうからいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

私のほうからも、このたびの職員の不祥事により町民の皆様、また議会の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

町といたしましては、服務規律の徹底が不十分であったことを重く受け止めており、再発防止に向け職員研修や管理職による指導体制の強化を進め、町民の信頼回復に全力で努めてまいります。

ただいま勇元議員のほうから御質問がありました公金につきまして時系列、新聞のとおりではございますが答弁いたします。

公金の取扱いにつきましては、本町職員が公金120万円を自宅へ持ち帰るという事案が発生いたしました。持ち帰ったことが確認できた6月4日に町の規定に基づき、懲戒処分としたところでございます。公金につきましては、町の補助金として各団体へ配付される現金でござい

ました。このたび、公金の取扱いにつきまして職員に対する指導管理が十分でなかったことを改めておわび申し上げます。今後は、職員への研修やチェック体制の強化などを徹底し再発防止に万全を期してまいります。

○8番（勇元勝雄君）

報道の中で、私物の金庫があったということはどうなことでしょうか。役場に私物の金庫を持っている職員がいるということでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

自分の机の中に入るぐらいの金庫でございます。施錠のできる机の中に、さらに自分で持つてきているその金庫を鍵を閉めてなおしていたということでございます。

○8番（勇元勝雄君）

公金というのは、その日扱った分は必ず最終的には会計の金庫に預けなければいけないわけですよね。それぐらいのことでも分からぬ職員がいるというの自体がおかしいと思うんですよ。普段の指導が徹底されていないとしか言いようがないと思うんですよね。そして、その5月にして6月4日発覚して、6月4日に処分をした。そのお金は全然使われていなかつたんでしょうか。それともそのままあつたのか。そういう内容を調べてあるんですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

6月4日に持ち帰ったということを本人がお話ししました。何に使つたのか、また全額使つていたのかというところははっきりとはしておりませんが、一部生活費に充てたということではございます。

○8番（勇元勝雄君）

6月4日に持ち帰ったと今答弁しましたけど。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

発覚したのではなく、持ち帰ったことを本人に確認ができたのが6月4日でございます。

○8番（勇元勝雄君）

6月4日に発覚して6月4日に懲罰委員会を開いて停職6か月という判断を下しているみたいで、懲罰委員会で実際に懲罰をするんだったらその使い道とか、そういうのをピシッと確認して、一部それに対しても非常に疑問に思うんですよ。その懲罰委員会のメンバーは誰でしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

懲罰委員会の委員は総務課長、私ですが、総務課長と企画課長、そして総務課長補佐、そして町長がその都度任命できるとなっておりますので、以前の総務課長補佐を充てております。

○ 8番（勇元勝雄君）

町長は懲罰委員会に入っていないんですか。

○ 総務課長（村上和代君）

町長は懲罰委員会には入りません。

○ 8番（勇元勝雄君）

どのような基準で6か月という停職期間を設けたのか。

○ 総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

懲戒処分の規定に基づきまして6か月といたしました。

○ 8番（勇元勝雄君）

新聞報道では、基準の策定を検討していきたいとなっていますよ。こういう基準がない。

○ 総務課長（村上和代君）

公表基準がないということでございます。

○ 8番（勇元勝雄君）

県内で公表基準を決めているのはどれぐらいの市町村があるのでしょうか。

○ 総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

公表基準を決めているのがどの市町村かということは、今のところ私は分かりません。

○ 8番（勇元勝雄君）

これから、基準の策定をしたいということでしたので、6月こういうことが発覚して、7、8、最低2か月ですよね。ほかの市町村に問合せてどのような基準を設けているかということをこの新聞報道が出る前に策定すべきであって、新聞報道が出ても基準がありませんでは、どのような仕事をしているんですか。

○ 総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

ほかの市町村の事例も踏まえまして、現在中身を精査しているところでございます。

○ 8番（勇元勝雄君）

では、後でそのほかの市町村のあれを見せてもらいたいと思います。事務局のほうにも聞いてもらいましたけど、まだ返事はもらっていないんですけど、最低、天城町は設けているようです。掲示板に告示をすると、そういう事例があった場合、そういうことも天城町のほうでは言っていました。

何年か前にもこういう事例がありましたけど、何でもないあれで収めている、そういう体質が現在の状況を生み出したと私は思っています。

9月9日全議員の全協の場で発表したのはどのようなことで発表したのでしょうか。

全協、議員が集まっている場で発表しましたよね、課長と課長補佐来て、それはどのようなことでその場で発表したのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

新聞の記事に載るということで、事前に議員の皆様にも公表はないのですが、議員の皆様にお伝えする義務があるのかなと思って御説明したところでございます。

○8番（勇元勝雄君）

新聞の記事に載るということは新聞社のほうから電話が来たわけですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

はい、いち新聞社のほうからお電話いただきました。

○8番（勇元勝雄君）

もし、新聞社からそういう問合せがなかつたら公表しなかったのでしょうかね。

○町長（高岡秀規君）

今、あの段階では積極的な公表はしなかつただろうと思います。

○8番（勇元勝雄君）

一般質問も出ていましたよね。そういううわさがあるけどどうですかという質問が。新聞社から問合せがあったから公表する、最低限、そういうことが分かったときはある程度、我々議員にも報告すべきとは思わないんですけど、知らせる術があったと思うんですよ。こうして、新聞社から問合せがあって初めて公表する。そういう体質がおかしいと思うんですよね。どつちみち一般質問が出て、こういううわさがありますけどどうですかという話を聞いた場合、「ありません」ということは言えないわけですよ。現にあったわけですから。6月4日の時点で。そういう事案があったわけですよね。もっと町政はオープンすべきであって、天城町がそういう事例があった場合は掲示板で告示をする。それぐらいやっているわけですよ。隠そうとするその姿勢が一番問題なんですよね。今後、気をつけてもらいたい。ここにいる課長も、恐らく分かっている課長は何名かいると思います。実際、その投書を見て、私はこれは告発文だなと思いました。内部告発。ということは、職員は全部見ているわけですよ。一対一のことだったらそれを隠せます。だけど役場に二百何名かの職員がいるわけですから、絶対隠し通せるわけはないと思うんですよ。実際、そういううわさは新聞社に投書される前からうわさは聞いていました。もっと公務員としての自覚を持たなければいけないと思うんですよ。この中で何

名かはその投書を見ていますけど、そして、この新聞報道のコメント、新聞報道の対処に対して町長も同席していたのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

新聞記者の取材につきましては、個々に受けておりますけれども、特段少し誤解を解きたいなと思いますが、実は秘密にしているわけではなくて、あくまでも新聞に公表での公表ではなくて、新聞社の問い合わせに対してしっかりと答えたというその結果が載ったということです。それは公表とは少し意味合いが違うかなというふうに思います。そしてまた、今後の積極的な公表についてはしっかりと今後検討していきたいなど、抑止力になるだろうというふうに思います。そして、新聞報道等々についてはしっかりと答え、課長会のほうでも秘密にしているわけではなくて、もしかしたらそういったうわさ話が来たときにはしっかりと答えなさいと、今の事実を答えなさいという話はしてございますので、決して秘密にしようと思ったわけではなくて、公表という規定がなかったので、あくまでも個人情報ですので、しっかりと規定に則った公表の仕方が妥当だろうということで、今検討をしているところであります。

○8番（勇元勝雄君）

告発文書と普通の怪文書とは違います。そして、告発者を守るために町のほうでも努力をしてもらいたい。今後、こういうことが起こる可能性はあります。そして、一番疑問に思うのは、本人だけを処分してあとの人にはなぜ処分されないのか。お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

私と担当課長も処分がありました。

○8番（勇元勝雄君）

そういうのも公表すべきだと思うんですよ。普通、新聞とテレビでも出ていますよね。警察でも職員でも県の職員でもいろいろ問題があって、そういうふうに事件に対して全部責任者が責任を取っています。こういう問題を町民のためにも、そういう行為はすべきだと思います。何で本人だけ処分して何で上司は処分されないのか。そういうことも言われています。現在の状況ではそう思われても仕方がない状況です。

今度の問題、我々議会のほうにも報告をすべきか、するべきではないか、どう考えますか。事前に。

○町長（高岡秀規君）

しっかりと本人の調査、事実確認ができた上で個人情報等々も精査しながら報告というものは今後はやっていくべきだろうというふうに今考えております。

○8番（勇元勝雄君）

全国とは言えないんですけど、せめて鹿児島県内においてもその処分の規定、しっかりと作

って、今後こういうことはないように努力してもらいたい。また、するべきだと思いますので、次の質問に移ります。

その質問の前に町長の決意を。一応、一言。

○町長（高岡秀規君）

今、課長会のほうでも話したんですけども、それぞれの職員としての仲間、コミュニケーションの中で疑いを持って人間関係はつくるのはいかがなものかなと、お互い信頼関係を持つて仕事をすることが一番ベストだろうというふうに思います。しかしながら、今回のような事件が起こり得るわけですから、この信頼関係の中で不正を防ぐためにどうしたらいいかということを今後少し検討していきたいというふうに思いますし、通帳の在り方、現金の保管の在り方等を個人がやるのではなくて、団体としてしっかりと見極める必要があるかなというふうに思います。これは決して個人を疑っているわけではなくて、信頼関係の中からそういったシステムがあるということをまず職員の皆様に分かっていただいて、普段の仕事については信頼関係で仕事はしてもらいたいなというふうに思っております。今後は再発防止とその抑止力については公表ということを前提に進めていきたいなというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

一番大事なことです。町民の信頼を得るということを目標として、今後の町政頑張ってもらいたいと思います。

3番目かな、前回の答弁で副町長については二人三脚できる人材が必要であり、いかなる場合でも揺るがない信頼関係を築けることが必要であり、今後、議会の理解が得られるような人材の登用を考えているという答弁でしたが、そういう人材は見つかったのかお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

現在のところ検討をしているところでございまして、今、確固たる人材を絞られているわけではありません。

○8番（勇元勝雄君）

もうすぐ、1年半か、6か月になりますけど、これが原因とは言えませんけど、副町長がいないということも1つの原因だと私は思います。現在、総務課長が副町長の仕事も兼務しているような状態で、町長の出張、町村会の会長としての出張を考えたら多大なる負担を今現在、総務課長に負担をかけていると私は思います。恐らく、家庭を犠牲にして総務課長、副町長の仕事をしていると思います。早急に副町長の専任をすべきであって、1年何か月も副町長の専任ができない、私はそれだけの人材がいないとは思いません。前の議会でも言ったと思いますけど、現在の総務課長、副町長の仕事もこなし、総務課長の仕事もこなしている。こういう人でもいいのではないかと私は思います。またほかにもいろいろ人材はいると思います。なるべく早く副町長の専任をお願いしたい。また、お願いすべきであると私は思っています。年間、

百何十日の出張、その間、いろいろこういう問題が、これは突発的に議会中ではなくて町長が不在のときは総務課長が全部対応しなければいけない状態ですので、副町長はもっと早く、次の議会には副町長の専任案件が出るような状態にしてもらいたい。

後の質問は、去年も恐らく去年と同じぐらいの日数の出張があったと思いますけど、割愛いたしまして、3番目の町政に対しての支障はないという答弁でしたが、本当に支障はないのかお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

その、私が事務のものをするわけではございませんので、事務的な等々義務的な仕事については支障はないものだというふうに思います。かえって私がいなければできないという体制こそが改めるべきではないかなというふうに考えております。そしてまた、様々な政策の判断となりますと、しっかりと情報の共有をしながら総務課長ないし担当課長と電話連絡であったり、メールであったり、私が出張の際はしているところで、私が出張から帰った後に面会等々で対応しているところですので、もう100%支障はないというわけではありませんが、支障を極力最小限に抑えるという努力はしているつもりでございます。

○8番（勇元勝雄君）

それは町長の考え方であって、一般町民はそういう考え方ではないわけですから、副町長がもし現在のような状態で副町長がいなくても仕事ができるのだったら、町村会の会長を辞めて町長を専任するのだったら副町長を置く必要はないと思うんですよね。私は副町長を置くべきだと思います。事務的なことではないんですね、町としての対応、町民との対応、いろいろありますから。

3番目の入札についてお伺いいたします。

指名は公正に行われているのか、各課の課長にお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

指名の選定基準につきまして有資格者であること、業務委託場所の地域性、業務についての技術的な適性を有しているか、不誠実な行為の有無がないか、経営状況信用度、安全管理状況、手持ち事業量及び指名回数等の機会均等等を総合的に勘案いたしまして指名をしているところでございます。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

各課長に簡潔な答弁をお願いします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

建設課では、事業内容を確認の上、工種、実績、経験、手持ち工事、工事場所等を考慮し指名業者の選定案を作成したものを指名委員会に諮って決定しており、公平に行われております。

○耕地課長（水野 賀君）

耕地課といたしましても、公正公平に選考しております。

以上です。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。農林水産課としましても、指名は公正公平に行っております。

以上です。

○水道課長（奥村和生君）

水道課といたしましても、入札の指名については公正公平を心がけております。

以上です。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

社会教育課といたしましても、指名については公正公平で行っております。

○学校教育課長（太 稔君）

学校教育課では、指名に関しては有資格者であること、場所等の地域性、過去の実績等を総合的に勘案して行っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

前と比べたらある程度良くなっていると思います。学校教育、東中の校庭はまだ草ボウボウで運動会は母間港のほうでやるということですけど、プールより校庭のほうが発注は先のほうが良かったのではないでしょうかとは思いますけどどうでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

プールに関しては既に発注済みでございますけれども、校庭に関しましては今建設課のほうと調整いたしまして、でき次第すぐ指名委員会を行って入札を計画しております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

夜間照明の方も発注しているわけですよね。プールは恐らくもう来年からしか使えない、校庭はもっと発注を早くして、せめて運動会ぐらいは東中のほうでできるような状態に持つてもらいたかったです。

それと、電気工事、何社ぐらい指名しているんでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

電気工事関係は5社指名しています。

○8番（勇元勝雄君）

ほかに指名願いを出している業者はいないでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

電気工事の建設業許可業種電気工事を持っていらっしゃる業者さんは6社あります。

○8番（勇元勝雄君）

なぜ1社は指名を入れないんでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

1社の入札の指名に入っていない方は空調工事があるときには指名に入っています。

○8番（勇元勝雄君）

電気関係も許可をもらっているわけですからね。ほかにも電気工事、空調関係、指名に入っている業者もいるわけですから、そうしたらその5社の指名業者の中に年商何千億、3,000億、4,000億の会社も入れていますよね。せめて町の小さい工事ぐらいはその業者も指名に入れてやるべきだと思うんですよ。実際、その年商2,000億円、3,000億円の、恐らくもう今3,000億円、4,000億円近く受注していると思うんですよね。そういう業者を入れるより地元業者を入れてやったほうが私は地元のためになると思うんですよ。実際、その指名業者5社の中でも、これも入るあれも入るという業者がいますけど、私は非常に疑問に思っています。同じような許可をもらっているなら何でこの業者は入れないのか、そういう点も踏まえて、これから指名に対してはもっと公平な指名をしてもらいたい。

3番目の土木関係指名願いを出している業者、全部指名しているのかお伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

土木工事関係の令和6年度の指名につきましては、指名願い提出の32社のうち、指名競争入札に指名されていない業者が3社あります。

○8番（勇元勝雄君）

この3社は、なぜ指名を入れないのかお伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

指名に入っていない3社につきましては、実績経験、建設業許可業種別の資格、生コン納入採用などの理由で指名回数がゼロとなっております。

○8番（勇元勝雄君）

指名願いを出すということは、役場のほうに指名をしてくださいとお願いしているわけです

よね。実際、亀津の業者が2社、東天城地区が1社、生コン対応とかそういう問題ではないと思うんですよ。指名願いを出すということは指名してくださいとお願いしているわけだから、ほかの業者は指名してこの3社だけを抜くというのはおかしいと思うんですよ。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今、建設課の課長が答弁したとおりでありますと、それぞれの役割等々もございますので、皆さんが正当な、いわゆる経営ができるような施策、そしてまた技術面とか地域性それぞれを総合して指名を入れておりますので、今の課長の答弁でいいというふうに感じています。

○8番（勇元勝雄君）

では、この3社をこれからも指名入れないということでよろしいですか。

○建設課長（作城なおみ君）

これから入れないという発言はできません。

○8番（勇元勝雄君）

指名を入れるんですか。

○町長（高岡秀規君）

総合的に判断をしてしまったから、するとかしないとかという意見には課長として答えられないと思います。その辺は御理解いただきたいなと思います。

○8番（勇元勝雄君）

総合的な判断とはどういうことでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

指名のほうは工種、実績、経験、手持工事、工事場所等を考慮しての総合的判断です。

○8番（勇元勝雄君）

そういうことを言ったら、技術力は全部あるわけですよ。建設業の登録をもらうために全部県の許可を受けているわけですから、それだけの実績があつて総合力、そういう業者はそれだけの実績があつて結局指名願いを出しているわけですね。

総合力とかそういうのを考えたり、この業者はこれだけの仕事をする総合力があるかと思う業者もいるわけです。そういう点も踏まえて指名願いを出している業者、最低限指名を入れるべきだと私は思うんですよ。指名委員長はどう考えますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、建設課長が申しましたとおり、今後も総合的に勘案いたしまして、指名を入れていきたいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

その総合的な勘案というのが分かりません。どのような総合的ですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先ほど建設課長のほうからもありましたが、業務委託場所の地域性でありますとか技術的な適正、また、信用度、安全管理状況、手持ち事業量等でございます。

○8番（勇元勝雄君）

今、指名に入っている業者も全部それだけの能力がある業者ですよ。役場の判断基準は一般的の判断基準とは違う、なぜ指名に入れないのであるか。ただ入れるか入れないかだけの話なんですね。総合力とはどのような経済力があるとか、従業員が何名いるとか、手持ち工事、なぜ指名に入れないのであるか、それが不思議でならないんですよ。実際、こうして入っていない業者を見ても県のB級の業者もいます。手持ち工事を考えたら県のA級、B級の業者は県の工事でも手持ち工事いっぱい持っています。そういう手持ち工事とか技術力、経済力、全部それだけの技術力があるんですよ。経済力もあるわけですよ。なぜ、その3社だけ指名に入れないのであるか。入れたら都合が悪いのか非常に疑問に思うんですよ。

時間も迫っていますので、また次の機会に引き続き質問したいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元議員。

○8番（勇元勝雄君）

行財政改革大綱について。

行財政改革大綱はつくってあるのかお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

行財政改革大綱につきましては、現在つくっておりません。行財政改革大綱につきましては必ず策定しなければならないと定めた法律や条例は存在しておりませんが、中期的な行財政改革の基本方針を定めることが望ましいと考え、今年度中に協議に入りたいと考えております。

○8番（勇元勝雄君）

役場としては、絶対につくるべきだと私は思っています。

2番目の質問ですけど、これちょっと行財政改革大綱どうなっていますか。これは質問書で

は行政改革大綱ということで質問しています。いつ改定されたのかお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

行政改革大綱は最後に改定したのは平成28年度でございます。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

ここに行政改革大綱ということでもらった資料があります。28年に出された行政改革大綱は28年から4年度となっています。そして、その後にもらった資料では28年度から令和7年、3年間延びていますけど、これはどのようなことで、委員会でもつくって改定したんでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

委員会で決められたことではございませんでしたが、ある程度内容が達成されたということから、平成28年度以降は年度のみの更新としておりました。

○8番（勇元勝雄君）

これは何年度に期限が来ると分かっているわけですから、委員会をつくって作成すべきであって、中身が全部一緒なんですよ。今後、こういう資料をつくる場合は、委員会でも作ってやるべきであって、ただ年度だけ延ばして、これで行政改革大綱です。そういう処理の仕方はおかしいと思いますので、今後は大綱をつくる場合はある程度、何でも書類はそうですけど委員会をつくって、委員会でもんでやらなければいけないと思いますので、今後気をつけてもらいたいです。

職員の定数は、前260何名でしたかね。そうなっていましたけど、現在はどのような状況でしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

徳之島町職員定数条例につきましては以前のままでございます。改定はしておりません。行政改革大綱策定後にこの人数についても検討をしたいと考えております。

○8番（勇元勝雄君）

定数条例は課が廃止になったらその都度条例を変えなければいけないと思うんですよ。実際、徳寿園がなくなり汐路がなくなり、そういう状態ですから現状に合った定数を定めてなければ、定数が260何名あるから何名入れていいということになりかねないんですよね。そういうことはないと思いますけど、その都度、都度、職員の数に見合った条例を制定してもらいたい。早急に定数条例は改正してもらいたいと思います。

みのり館について、現在の運営状況をお伺いします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

勇元議員の質問にお答えします。

みのり館の運営状況についてのお尋ねでした。昨年12月に道の駅徳之島のオープンに伴い、みのり館店舗は10月末で閉店したことにより、現在、店舗の運営はございません。現在は、工場のみの運営となっております。従来どおり豚の角煮カレー、各種ジェラート、各種ジャム、島みかんドリンクの製造・販売・卸業を行っているところです。

現在、またマンゴーやタンカン、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、シークニンの果汁やピューレ等の卸し販売も令和3年度より行っているところでございます。それと、ほかに現在、株式会社ぐるなびと協定を結んでいることから、会員のシェフによる瓶詰めの冷凍デザートとドレッシングを開発していただきました。材料につきましてはタンカンの果肉を中心にドラゴンフルーツやグラノーラ等で構成されているデザートでございます。現在は賞味期限の設定やパッケージ等のデザインを検討中でございます。販売に関しては今のところ未定ですが、ふるさと納税を中心に販売を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

過去5年間の経営状況、そして各年度の決算をお伺いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

勇元議員の質問にお答えします。

経営状況につきましては大変厳しい状況ではあります。昨今の物価高騰により経費のほうも令和3年度と令和6年度で比較すると約2,000万円ほど高騰しております。人件費につきましては、国の制度改正により会計年度任用職員となり、人件費も高い水準で移行しております。このようなことから、経営状況は厳しい状況ですが、みのり館本来の役目として農家所得の向上及び雇用の確保と徳之島産の農産物のPRを島内外に展開し、徳之島の知名度を上げることが徳之島の収益に今後はつながっていくというふうに考えております。

それと、この9月議会で予算が可決されましたら、各種イベントや物販、商談会等に参加し徳之島のいろんな物産をPRしていきたいというふうに考えております。

それと、各年度の決算状況ですが、令和2年度から申し上げます。令和2年度売上げが3,015万1,941円、経費が8,411万8,459円、差額で5,396万6,518円、マイナスです。令和3年度売上げが3,276万8,746円、経費としまして7,206万3,690円、差額でマイナス3,929万4,944円です。令和4年度売上げが4,359万4,789円、経費が8,663万3,066円、差額でマイナス4,303万8,277円、令和5年度売上げが5,356万8,535円、経費が9,690万7,495円、差額でマイナス4,333万8,960円、令和6年度売上げが4,651万2,066円、経費としまして9,744万3,088円、差額でマ

イナス5,093万1,022円となっております。

以上です。

○ 8番（勇元勝雄君）

こうして毎年多額の赤字とは言わないんですけど、収入と差額は出ています。農家があるおかげで助かるというぐらいの仕入れの金額だったらいいんですけどね。農家から仕入れているのは恐らく最高で500万円、600万円、現在の状況では農家のためにはそれほどの効果にはなっていないわけですから、その差額を縮めるためにはどうしたらいいか、それを考えて経営努力親方日の丸ではいけないと思うんですよ。町長も一番分かっていると思います。自分で会社を経営しているわけですから。経営努力をして、その差額を幾らかでも減らすような体制に持つていってもらいたいと思います。あちこち出張行ったりいろいろ難儀をしていますけど、地域営業課で仕事をしている身としてはつらいと思いますけど、町民のため、なるべく収入と歳出の差額を減らすように頑張ってもらいたいと思います。

次に、水道行政についてお伺いいたします。

大原の水源は間伐時には十分な水量あるのかお伺いいたします。

○ 水道課長（奥村和生君）

大原の水源については平常時には十分な水量を確保できていますが、長期の間伐が続けば他の水源と同じように供給に影響が出る可能性もあります。今年の間伐に関しては間伐の間、約1か月間、毎日水源地を確認しておりましたが、水量の変化は見られず、水量を確保できている状態でした。大原の水源につきましては、今後も慎重に観察していきたいと思っております。

以上です。

○ 8番（勇元勝雄君）

前、課長と一緒に水源行きました。そのときたまたま大原の浄水場のポンプが動いて、その水源地の水がどれぐらい減るかということを見て確認したわけですよ。そのとき、大原の水源がどれぐらいの水が必要かということも分かりませんけど、5分から6分で取水ができないような状態になるような状態でした。それが、亀津の浄水場が完成して同時に動いた場合、恐らく大原と亀津の浄水場の取水量は違いますから、水源の取水ができない状態になる可能性があるわけです。結局、水がないところに前の大原の浄水場が、水が少ないとということで水源を下のほうに移したわけですよ。だから十何億も金をかけるわけですから、絶対量のあるところで浄水場を作らなければ。亀津の池田線の上の尾母旭ヶ丘轟木線との交差している地点とか、あそこはダムからの川の水も取れる、現在の大原の水源の下流ですから両方から取れるような状態なんですよ。だから、その計画時点で結局もう、私は場所の選定が間違っていたと思うんです。水が足りる、足りないはそのときになってみないと分かりませんけど、十何億もかけて、水が間伐になって水が足りませんじゃ済まないわけですよね。町長、もし間伐になって水が足

りなくなったらどのような対応をする予定でしょうか。

○町長（高岡秀規君）

水源につきましては、以前、課長とも工事等々で議会から質問を受けたときにしっかりと水量は確保できるかということを意見交換しました。そのときには確保できるということでしたので、当然、間伐の状況にもよりますけれども、ここが間伐になれば徳之島全体でも水の不足が考えられますので、今後、亀津・亀徳の住宅の状況を考えますと、新たな水源の確保というものが必要になる可能性があるなというふうには考えております。

○8番（勇元勝雄君）

だから、水源というのは一番大事なんですよ。水に対しては。今まででも水源が、水が足りないということで、私も過去水道課にいる時分はだいぶ苦労しました。そういう点を踏まえて、いつでも水が取れるような状態のところに浄水場をつくるべき、つくってしまっているから、どうのこうの言っても始まりませんけど。

2番目の尾母へ行く県道沿いの宅地造成の現在の状況をお伺いいたします。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

尾母へ行く県道沿いの宅地造成地については、現在もなお水圧の問題が解決できていない状況となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

この問題も、造成地の上に町の単独でタンクを6,000万円、7,000万円かけて作りました。そして、尾母のほうから水を引っ張ってきてやっていますけど、まだ水が足りない。また、個人の住宅にタンクの設置をしなければいけないような状態。これ、どういうふうな設計をして役場のほうが要望して、どのような設計をしたのかお伺いいたします。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

勇元議員がおっしゃったとおり、南部浄水場から尾母の配水場、そこから造成地のタンクに水を送って、そこから造成地に水を送る計画となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

だから役場が、職員が現場を把握していないということなんですよ。あまりにも水道課の職員の異動が激しい。実際、水道を分かっている職員がいないんですよね。結局、今のタンクと一番高いところの家との落差がそんなにないんですよ。水圧がないのが当たり前なんです。それは全部夜中だったらそのまま水圧でいけますけど、下のほうで水を抜かれるわけですから、

今現在そういうような状態でその設計屋も設計屋だと思うんですよね。ただ、タンクに水を入れたらそれで水圧が上がる、そういう点も踏まえて、ある程度、役場の職員が現場を把握して設計屋と打ち合わせをしなければ、設計屋任せではこういうことは解消できないんですよ。現在、造成地には消火設備はあるのでしょうか。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

造成地内の消火設備については確認したところありませんでした。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

あの土地を恐らく役場、水道課も現場を見て引き受けたと思います。また、消防も現場を見て引き受けたと思います。消防はそういうことを把握しているんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、消防署のほうで把握できているかどうかについては、まだちょっとお尋ねしていないので、後ほどよろしいですかね。

○8番（勇元勝雄君）

ああいう所引き受ける場合は、配管図とかそういうの確認してどういう配管になっているか、消防設備はどうかということを把握して引き受けなければ、現在の状況では私が見たところでも消火栓は1つもありません。それを今後取り付けなければいけないと思いますけど、それはまた町のお金でやらなければならない。町の財産ですから。引き受ける場合はそういうのを確認しなければ、税金が無駄金になるんですよね。業者のためにそういうのを設置しなければいけない。実際、藏越の場合、ちょうど水道課にいまして、引き取ってくれということで話が来たんですけど、設計書でタンクを作つて加圧ポンプをつけるということで、それをつけたら引き受けますよということにして、今現在、加圧ポンプとタンクを作つてもらいました。最終的に町のお金を持ち出さなければいけないようなことをしたら、職員自体がお金を出すわけではないから、それはそれで簡単なことだと思いますけど、今後はそういうことがないように気をつけてもらいたい。

一番大事なことは、今後どのような対応を造成地の水の問題をどういうふうに対処していくのかお伺いいたします。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

尾母配水池から造成地へ配水する計画を立ておりましたが、空気弁の故障など不具合等が見つかり、計画どおりに進まず、住民の方々には大変御迷惑をおかけしております。今年度中には調整・点検・作業等を完了し、水圧が改善できるようにしたいと思っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

空気弁修理したら水圧が上がるとか、そういう問題ではないんですね。タンクから、タンクに加圧弁をつけて、下のほうと現在のポンプのほうと配管をバルブでもつけて切り離して加圧ポンプをつけなければ、恐らく現在のタンクの位置と住宅地の位置と考えたら、恐らくそういう状態にならない。また、中の配管自体も恐らく小さいと思うんですよ。だから、あそこの造成地に対しては業者と協議してどのようなことができるか、私は恐らく加圧ポンプをつけなければ水圧は上がらないと思います。多大な金を使って仕事をしているわけだから、尾母からあそこまでの配管でまた何億、1億、恐らく1億円ぐらいかかると思うんですよね。そういう点も踏まえて、今年度中には水圧の問題を解消してもらいたいと思います。町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

この予算についても、各課と協議しながら、財務とも協議しながら、適切な時期に迅速な対応をしていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

住んでいる人は過去何年間電気代も払わなければいけない、タンクの設置の費用もかかっているわけですね。同じ料金を払いながら片一方はタンクを設置してポンプをつけなければいけない。そういう状態を今まで見逃してきたというのも水道行政の怠慢です。

最後の。町長交際費について。

町長としての交際の支出。町村会長としての交際の支出をどのような状態になっているでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

過去3年間の町長としての町長交際費でございます。

令和4年度180万2,582円、令和5年度165万8,531円、令和6年度198万2,424円、このうちのほとんどが町長としての交際費でございます。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

金額を伺っています。その会長としての交際費。

○町長（高岡秀規君）

基本的に会長としてのものなのか、町長としてのものかというのは仕分けがしづらいです。当然、出張旅費というのはほとんどが会長職というのが多いんですけども、その中の一次会の懇親会でのものについては町村会が負担をしたりします。しかしながら、その空いている

時間、必ず私は時間を無駄にしないように国交省でありますとか各省庁の飲み会、そしてまた民間での地方の振興に係るそういった方たちとの懇親をしているわけでございますのでそのへんが、出張は会長としての旅費は出るんですが、交際費としてはほとんどが町長の交際費というふうに御理解いただければありがたいなと思います。

○ 8番（勇元勝雄君）

交際費の公開、今現在奄美市がやっていますよね。大和村も10月頃をめどにして公開することですけど、徳之島町は公開の予定はないんでしょうか。

○ 総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先日、郡の総務課長会がございました。その中でこの交際費のことにつきましても皆さんで議論したわけですが、奄美市と今おっしゃっていただいた大和村のほうが先だって公開に関する規定を設けるということありましたので、ほかの市町村と並んで徳之島町のほうも今後策定していきたいと考えております。

○ 8番（勇元勝雄君）

実際、交際費、会長職つくまでは90万円台でずっと推移しています。単純に計算したら後の方は会長職の交際費かなと考えるわけですが、総務課長の答弁で公開に向けて協議しているということですから、今後、公開するような体制を持っていってもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○ 議長（行沢弘栄君）

次に、松田太志議員の一般質問を許可します。

○ 6番（松田太志君）

皆様、こんにちは。

令和7年第3回定例会において、トリの松田太志が、3項目について質問をいたします。

去る9月1日は防災の日でした。日頃から備えることの重要性を訴え、6番松田太志が通告の3項目について質問いたします。

2025年7月に大規模な災害が発生すると予言がされ、テレビやSNS上では話題になり、日本へ訪れる観光客がキャンセルするなどのニュースがあったのは皆さん御承知のことかと思います。ある小学校では、生徒たちが図書室で防災の本を借り、それぞれの自宅で防災グッズの確認や食料の数、保護者の方々との会話を残ったとの話がありました。

8月31日南日本新聞の記事によると、地域防災計画の見直しが39%が見直し、見直す予定があるとのことでした。徳之島町の防災会議から地域防災計画があるかと思いますが、現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

まず1項目めに、南海トラフ等での津波の際、避難時間がない場合、頑丈な鉄筋コンクリー

トのビルに避難することが1つの例としてはあります。そのときの状況判断が最優先ではあります、町として協力をいただいている民間ビル等のほうがあるのか確認をしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

津波避難ビルにつきましては、災害の危険性が切迫した場合、住民の安全を確保するため、その危険から緊急的に逃れるための場所として民間のビル所有者の御協力をいただき、現在3か所を指定しております。

○6番（松田太志君）

総務課長のほうから、ただいま民間ビルを3か所協力をいただいているというようなことでした。昨日、木原議員のほうからも病院のほうの関係の一般質問等もあったかと思うんですが、今後、病院のほうも新しく建替えられて、この病院も高台のほうに移転するというふうな方向性であるようです。その中で、ほかの民間ビルであるわけですが、この民間ビルとは行政として協力体制などを結んでいるわけでしょうか。そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、本町が指定している民間の避難ビルは、今議員のおっしゃっていただいた徳洲会病院、それとホテルグラウンドオーシャン、それとホテル・レクストンの3か所となっております。この3か所につきましては、一定の耐久性で収容力を備えたビルとして緊急避難ビルとして指定させていただいております。

○6番（松田太志君）

総務課長、緊急避難ビルとして指定していただいているということは経営者の方々と行政とがしっかりと連携を図れているというふうな捉えでいいわけですよね。大丈夫ですね。よろしいですか。そこら辺の答弁を。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

3か所の避難ビルと町とでは契約をしてはおりますが、現在、課題といたしまして維持管理状況の確認であったりとか、その避難訓練の実施などが実際はできていないのが実際でございます。

○6番（松田太志君）

民間の会社とホテルと協力をいただいているというようなことで、地域防災計画が令和4年2月頃に策定されたかと思うんですが、南日本新聞の記事によりますと、今後の計画の見直し等こういったことも挙げられているようです。私もネット等で見ますと、人口の人数であつたりがなかなか変動していない中で、地域の実情も変わってきてる様子であります。ここら辺

について総務課長の中でこの徳之島町における地域防災計画の今後の見直しが、大変多くの計画等がある中でそろそろ見直すべきではないかというふうな認識がございますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

地域防災計画につきましては中身を変更しないといけない箇所が幾つかございます。それで今、担当のほうで精査をしながら、今後、会議を進めていく予定にしております。

○6番（松田太志君）

ぜひ、徳之島町の防災会議でこの計画がなされたと思しますので、担当者レベルとやはり地域の方々も一緒にこの計画のほうを、もう一度変更見直しというようなことで対応いただきたいと思います。その中で、徳之島町といたしまして緊急避難の際に高台のほうにトイレを作るというようなことで町のほうも動き出しております。一般質問、項目には挙げていないんですが、答える範囲で尾母地区であるとか、どういったトイレの課題等が上がっているというようなことが簡単に答弁がいただけたら助かるんですが、高台のほうですね。南区から尾母にかけて、こちら辺の確認が取れるものがあれば答弁をお願いできますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

尾母地区につきましては、現在、尾母の公民館のほう、尾母保育所ですが、そこの改修を今後する予定となっております。

○6番（松田太志君）

公民館ですと地域の方々、管理される方がいる中で、南区であるとか土地の低い方たちが避難された場合に使うような形になるかと思うんですが、こちら辺も一応考慮した上で公民館の改修というような考えでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今後の地域防災計画につきましては見直していくというふうなことで、2項目めについてなんですが、役場での備蓄品の保管状況についてちょっとお伺いしたいと思います。

以前、私も一般質問のほうで取り上げました。各自のものはそれぞれ準備することが望ましいというふうなことあります。徳之島町としては、備蓄されているものがどういう状況でどれぐらいの日数を要しているのかを確認したいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

備蓄品につきましては、以前にも御答弁いたしましたが簡易ベッドが100個、簡易テントが100張り、マットが70枚、ブルーシートが6枚、要支援者用ラップポントイレ2基、ダンボールトイレが10個、簡易トイレが9基。非常食といたしまして備蓄食料900セット、飲料水500ミリリットルが480本、レスキューゴ飯が1,200個、赤ちゃん用備品セットが20セット、配備状況

につきましては台風時の開設する避難所にベッドとテント、またマットを配備しており、その他の備蓄品や備蓄食料につきましては備蓄倉庫のほうに保管しております。

以上です。

○ 6番（松田太志君）

総務課長のほうからございましたマット等、私も地域の備蓄品等を確認させていただいたときに電池が劣化している状況等がございまして、スピーカーがあるんですが、そのスピーカーが実際には単三電池を10個程度入れないと機能しないわけですね。そういうた必要な物品に対して、これを足さないと使えないというような現状も少しあったものですから、そこら辺をまず確認していただきたいというものと、高岡町長、徳之島町では出生率が伸びているというふうに認識しております。赤ちゃん用の用品が20セットというようなことで、今後こういったポイント的なものを今後備蓄品として増やしていく、または女性用の必要な生理用品であるとか、そういうたものも必要だというふうに感じますが、高岡町長なりの見解を一言お願ひいたします。

○町長（高岡秀規君）

その備蓄品につきましては、今議員がおっしゃるように、私は個人的に気づかなかつたことありますし、よく考えてみると商店街でありますとか、そういうた備品関係が全部海に、水に浸かるとか、もしかしたら在庫手持ちがないかもしれませんね。その点についての備蓄といふものは今後需要に応じて、また役場の職員等々と意見交換しながら、ぜひ必要であればしっかりと対策しなければいけないかなというふうに今思いました。

○ 6番（松田太志君）

ぜひ、徳之島町の防災会議のほうでもそういうた女性の方々の意見であつたり、小さい子供さんをお持ちの家庭の意見も聞き出していただきたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。

パーキング・パーミット制度についてお伺いをしたいと思います。

徳之島町役場や学習センター駐車場でスペースを確保しているパーキング・パーミット制度について、駐車場面には車椅子マークがありますがベビーカー利用にも配慮した駐車場環境整備ができるかについてお伺いをしたいと思います。

前もって皆様のほうに資料を2枚提出をしておりますが、白黒の面とカラーの面があるかと思います。これは、インターネットのほうで引き出しまして、それに関する会社のほうにも議会のほうでちょっと使わせていただきたいというふうなことで承認を、御理解をいただいています。インターネットを御覧の方々もパーキング・パーミット制度の本来、駐車スペースのほうには車椅子の方が、車椅子に乗っているふうな絵が描かれているのですが、この制度はそのスペースを妊婦さんであつたり車椅子に乗られている、ケガをされている方であつたり、心臓

にちょっと持病がある方であったり、2枚目のほうに行きますとカラーのほうになるのですが、もう少し分かりやすいかと思います。妊婦さんであったり、もみじマークであったりケガをされている方、ベビーカーを押されている方の絵になっています。車椅子マークのみですとなかなかこういった子育て関係の方が使いにくいというような環境がありまして、鹿児島県のほうでも県のほうでホームページ等でパーキング・パー米ット制度がありまして、こういった点を挙げさせていただきました。ベビーカーを利用するときは、左右は後ろの車との間隔が狭く、安全かつ快適に車からベビーカーの積み下ろし等ができるようなスペースの確保であったり、高岡町長、「子育てをするなら徳之島町」というふうな私も議会で何度か訴えかけているのですが、例えば公共施設の駐車場における配慮策であったり、ベビーカー利用を対象としたパーキング・パー米ット制度や県の制度との連携による対象拡大ができないか、民間事業者への要請と補助制度等の検討ができるないかというふうなことをお伺いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今現在、郡島内ではもしかしたら奄美市の空港であったり奄美パーク、そしてまた海浜公園等々で、もしかしたら色分けであるかなというふうに今思っているのですけれども、もし必要とあれば、身体障害者のみならず妊婦さんであるとか、そういった共有施設としての駐車場の配備というのは可能かなというふうに思っております。今でも障害者用のは義務的なものもございまして設けているんですが、なかなか使う方がいるのかどうかということが乳母車で、そういう意見もありますが、ゼロではないだろうと使う方が、ということで共用範囲に障害者についてもそうだし、乳母車とかほかの制度に乗つかかるような方たちの駐車場としては確保してもいいかなというふうに今思います。

○6番（松田太志君）

前向きな答弁ありがとうございます。

ラインを引く方からすると違う色を使うのでなかなか厳しいかもしれません、駐車場を使う方からすると一目で、一目瞭然として「使っていいのか」というふうな形になってくると思いますので、行政のほうから民間であったりいろんな方向性へ、こういった制度が波及されるようにお願いいたします。

最後の質問になりますが、議長、そのままでよろしいでしょうか。

3項目めの質問にいきたいと思います。

病害虫について質問をしたいと思います。

ヨコバイ科というガのような虫になるんですが、7月上旬に町内の小学校においてヨコバイ科とみられる虫がアカギのほうについているのが発見されたようです。その際の対応について答弁を求めます。

○農林水産課長（廣智和君）

お答えいたします。

この件に関しましては、学校教育課より農林水産課の林務係へ相談がありました。そこで、担当者より県の林務係のほうへ相談したところ、緑の基金事業の中にこういった調査事業というのがありましたので、農林水産課の担当のほうで調査のための事業申請をしております。事業の決定についてはまだその事業の募集期間中であるということですので、募集締め切り後、9月末と聞いておりますが、その後に調査がされるということになっております。ですので、今後の対応については調査の結果次第でというふうに考えております。

以上です。

○ 6番（松田太志君）

学校教育課から農林水産課のほうに情報提供があり、農林水産課のほうで対応していただいたということで、これは学校教育課と農林水産課がしっかりと情報共有ができる対応ができたというふうなことだと理解しております。

一円玉より小さい米粒のようなガの幼虫のような白い虫になるんですが、私もこれを見たときにすごい気持ち悪いような感じになってしままして、なかなか奄美群島内で梅雨時期に雨が降らない中で、虫も発生しやすいような環境だったかと思われるんですね。根っこから木の上のほうにかけてその小さい虫について、近くに車を止めると車にもびっしりとついているような現状でした。特殊病害虫に当たるかどうかというのまでは私は把握をしていないんですが、今後、こういった害虫が発生したときに早期対応が求められるかと思います。高岡町長、こういった病害中の対応を今後すぐさま各関係課に伝えて対応していただけるように、町長の認識なり答弁なりをお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

ヨコバイ科ですかね、これは白い幼虫なのかどうか分かりませんけど、植物の汁を吸う害虫だったような気がいたしますし、それにはウイルスであるとかファイトプラズマとかという細菌を媒体する病害中であろうというふうに思っています。もし仮にその被害が広がるようであれば、病害中として特殊は除けても対策を打たなければいけないかなというふうに思いますので、今幼虫なのか成虫なのかというのはちょっと僕も分からんんですけども、見ていないんでね。そこはしっかりと調査して対応はしていきたいというふうに思います。

○ 6番（松田太志君）

7月上旬に発生しまして、途中ですごい大雨がありました。雷が鳴って、その後ぐらいから虫が洗い流されたような状況で、木のほうも大分回復はしてきている状況があるんですね。ただ、やはりこのまだ猛暑が続く中で、いつ何時同じような虫が発生するか分かりませんので、今後、私も注視して各関係機関とも情報共有しながら、こういった病害中が広がらないようにしていかなければと思います。

以上、3項目について質問をいたしました。

私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月12日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時21分

令和 7 年第 3 回徳之島町議会定例会

第 4 日

令和 7 年 9 月 12 日

令和7年第3回徳之島町議会定例会会議録

令和7年9月12日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第36号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 日程第 2 議案第37号 徳之島町下水道条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 日程第 3 議案第38号 物品購入契約の締結について (公立学校情報機器整備事業) (町長提出)
- 日程第 4 議案第39号 物品購入契約の締結について (給食配送車購入事業) (町長提出)
- 日程第 5 議案第40号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）について (町長提出)
- 日程第 6 議案第41号 令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について (町長提出)
- 日程第 7 議案第42号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について (町長提出)
- 日程第 8 議案第43号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について (町長提出)
- 日程第 9 議案第44号 令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）について (町長提出)
- 日程第10 議案第45号 令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）について (町長提出)
- 日程第11 議案第46号 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第12 議案第47号 令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第13 議案第48号 令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第14 議案第49号 令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第15 議案第50号 令和6年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につ

- いて (町長提出)
- 日程第 16 議案第 51 号 令和 6 年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 17 報告第 4 号 令和 6 年度健全化判断比率について (町長提出)
- 日程第 18 報告第 5 号 令和 6 年度資金不足比率について (町長提出)
- 日程第 19 報告第 6 号 継続費精算報告書について (町長提出)
- 日程第 20 諒問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	内 博 行 君	2番	政 田 正 武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植 木 厚 吉 君
5番	竹 山 成 浩 君	6番	松 田 太 志 君
7番	富 田 良 一 君	8番	勇 元 勝 雄 君
10番	池 山 富 良 君	11番	是 枝 孝 太 郎 君
12番	広 田 勉 君	13番	木 原 良 治 君
14番	福 岡 兵 八 郎 君	15番	大 沢 章 宏 君
16番	行 沢 弘 宗 君		

1. 欠席議員（1名）

9番 徳 田 進 君

1. 出席事務局職員

事 務 局 長 清 原 美 保 子 君 主 査 中 野 愛 香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 な おみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農 林 水 産 課 長	廣 智 和 君	耕 地 課 長	水 野 育 君
地 域 営 業 課 長	清 潑 博 之 君	農 委 事 務 局 長	白 坂 貴 仁 君
学 校 教 育 課 長	太 稔 君	社 会 教 育 課 長	安 田 誠 君
介 護 福 祉 課 長	福 田 博 文 君	健 康 増 進 課 長	吉 田 忍 君
お も て な し 観 光 課 長	吉 田 広 和 君	税 务 課 長	新 田 良 二 君
住 民 生 活 課 長	大 山 寛 樹 君	選 管 事 務 局 長	藤 康 裕 君
会 計 管 理 者・会 計 課 長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	奥 村 和 生 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第36号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第36号、徳之島町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第36号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地方税法の一部改正に伴う改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号、徳之島町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第37号 徳之島町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、議案第37号、徳之島町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第37号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町下水道条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、標準下水道条例の一部改正に伴い、改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号、徳之島町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第38号 物品購入契約の締結について（公立学校情報機器整備事業）

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第38号、物品購入契約の締結について（公立学校情報機器整備事業）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第38号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る8月12日に随意契約した公立学校情報機器更新整備事業に物品購入契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の第2期に基づき、令和2年度に整備

した児童生徒用端末の更新を図るものであります。契約金額は7,253万6,017円、契約の相手方、鹿児島県鹿児島市大黒町1番1号、株式会社エム・エム・シー代表取締役塘正光であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

随意契約にした理由を。前のタブレットの契約はどことしたんでしょうか。前、タブレット入れていますよね。更新ということで、前入れた会社はどこの会社でしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

まず、随意契約をした理由ですけれども、これに関しましては、鹿児島県のほうにより、鹿児島県立公立学校情報機器等整備事業補助金に係る共同提案協議を行っております。その中で企業が決定いたしました。それに伴いまして、地方自治法施行令167の2号第1項第2号の規定により随意契約しております。

先ほど、前回の企業につきましては、資料を持ってきておりませんので、後ほど報告したいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

どこかで協議したということですけど、その協議した会議ですよね、それはどのような権限を持っているところでしょうか。また、メンバーはどのようなものなのか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

これに関しましては、鹿児島県のほうで共同調達ということで企業を選定しております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

そのときも、このエム・エム・シーという会社、ほかにはその会合の中ではほかの会社も名前出てきているでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

これに関しましては、私たちのほうでは結果表のみ頂いておりますので、私たちで今回導入するのはiPadで、Wi-Fiモデルということです。それに伴いまして、リコージャパンを代表とする会社で、その中の一部として株式会社エム・エム・シーがございます。よって、そこと契約となります。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号、物品購入契約の締結について（公立学校情報機器整備事業）を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は可決されました。

△ 日程第4 議案第39号 物品購入契約の締結について（給食配送車購入事業）

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第39号、物品購入契約の締結について（給食配送車購入事業）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第39号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る8月22日に指名競争入札いたしました給食配送車購入契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、給食配送車を1台購入するものであります。契約金額は1,083万5,000円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津126番地の1、有限会社亀津カーシティー代表取締役幸秀行であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、有限会社亀津カーシティー、有限会社三宝モータース、徳之島総合陸運株式会社、株式会社モリ、有限会社安田板金整備工場の5社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号、物品購入契約の締結について（給食配達車購入事業）を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決されました。

△ 日程第5 議案第40号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第40号、令和7年度一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第40号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度一般会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,453万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億452万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税6億567万円、国庫支出金1億8,815万8,000円、寄附金1億円、繰入金9,515万7,000円などの増額、繰入金4億3,224万円、使用料及び手数料1万2,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、民生費2億3,508万4,000円、総務費1億4,602万3,000円、消防費8,530万7,000円、教育費5,219万3,000円などの増額、商工費84万1,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

質疑の前に、11日に各会計補正予算事前説明を行っております。その辺をお含みいただきながら、これから質疑を行います。

○ 3番（宮之原剛君）

2点ちょっとお伺いします。事項別明細書、歳出の11ページ、1点目が。款項目節は、2、1、15の18、地域公共交通事業者支援事業補助金600万です。これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であります。タクシーの初乗り運賃の助成であります。一般質問と、また、昨日の補正の説明でも少し聞いておりますけれども、対象者は75歳以上高齢者、障害者、交通弱者で、600円のチケットを5枚セットで3,000円分ということであります。検討中のところもあると思いますが、なるべく詳しく教えてほしいと思いますが、3点です。

1点目が申請期間、いつからいつまでなのか。それから利用期間、いつまで利用できるのか。それから2点目が、代理申請も可能なのか。高齢者はこっちまで来るのが大変ですので、代理申請が可能なのか。それから3点目が、窓口はどこになるのかということでお伺いしたいと思います。

それからもう一点目が、事項別明細書の30ページ、30ページの款項目が10、2、2の18、これは学校教育のふるさと納税を活用、ふるさと思いやり基金を活用した亀津小学校の吹奏楽部備品購入の300万でありますが、新しい楽器で子供たちも非常に練習が楽しくできるんじやないかと、そしてまた、レベルアップにもつながっていくんじやないかと思います。ありがとうございます。内容を、どういう楽器を、主なもので結構ですから、幾つ、そして主な楽器はどういうものなのかなと。もう一点は、亀津中学校のほうはどうなのかということで、大丈夫なのかと。また、今後の予定等があればお伺いしたいと思います。

以上です。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

地域公共交通事業者支援事業補助金についてですが、申請期間、利用期間については、この予算を可決いただきましたら、早急に申請書、準備いたしまして、実施を進めていきたいと思います。その実施の時期でございますが、分かりやすいチラシを作成して、10月の広報紙に折り込みたいと考えております。その10月の広報で町民の方に周知して、それから随時受付で、1月末までをある程度申請のめどといたしまして、利用期間としては2月末を終了ということで進めてまいりたいと思います。

窓口についてなんですが、今、議員の言われたとおり、対象者は75歳以上の高齢者、障害のある方、交通弱者、買物弱者とか、そういったことが対象となりますので、敬老バスのチケットの手続のような形で進めていけたらなと思っているところですが、介護福祉課、支所と企画課と連携して、窓口についても広報で皆さんに周知できるように準備していきます。よろしくお願いします。

代理申請についても、敬老バスの手続等も参考にしながら、そのチラシに掲載して、基本的

に申請者の親族、その親族と分かる証明できるものがあれば代理申請は可能と考えておりますので、その点についてもチラシに掲載するようにいたします。

以上です。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

亀津小学校の楽器購入ですけれども、ふるさと納税を活用いたしまして、クラウドファンディングで計画しております。

主なものにつきましては、トランペットです。トランペットは大体17万2,000円程度、フルート、これが21万4,000円程度、ペダルティンパニ1セットで150万程度となっております。合計いたしまして11台を購入予定となっております。

そしてまた、亀津中学校ですけれども、亀津中学校は以前、里様から頂いた寄附で数台購入しております。今度、亀津中学校のほうから要望がございましたらまた検討してまいります。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。これは要望になると思うんですが、企画のほうの先ほどのタクシーの初乗りの分ですけれども、大変いい政策であると思いますので、公金を使っての事業なので、今回限りになるのかなと思いますけれども、敬老バスチケットのように今後もまた継続的にこれができればいいのかなと思います。また検討していただければと思いますが、高齢者は特にバスが通っていない亀津の上のほうの南区とか、北区、中区、東区とか、上のほうに高齢者も住んでおられますので、そこら辺はまた以前質問しました亀津・亀徳の市街地を周遊するワゴンバス等のことも含めて、また今後、そこら辺は事業者等に委託になるかと思いますけれども、そこら辺の検討をまたしていただければ助かりますと思いますので、これは要望です。よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（是枝孝太郎君）

歳出23ページ、款の商工費、項の商工費、6の世界自然遺産保全活用事業費、節の12、委託料160万、ミリ波レーダーシステム構築業務委託料、世界自然遺産のことですので、町長の肝煎りだと思いますけれども、どういう考え方でこの予算を設定したのか。どういうふうな、具体的な内容について伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

議員の皆さん、御存じのように、新聞等ではクロウサギのロードキルが増加傾向にあります。この増加傾向をどうやって歯止めをかけるかということの説明をしっかりとIUCNかな、

等々にも説明できるようにしないといけないということから、この案を提出いたしました。

まずは、ガードレールであるとか、そういった看板でも効果はあるようですが、ゼロにはならないということから、このミリ波レーダーは、このミリ波というのは、車の速度を測るもので、車と受信する側の距離と時間によって速度を測定すると。そして、60キロ以上だと赤、そして30キロではブルーであるとか、そういった速度の制限をかけるのが一つ、これがミリ波レーダーです。

そしてまた、今後のアマミノクロウサギを特定するのは、以前、数年前から環境省には話をしていましたが、なかなか相手にされておりませんでした。それはなぜかといいますと、暗い中でのカメラですので、赤外線を感知してカメラで画像にすると。よって、道路が熱いとかそういうといったものにも反応するので特定できないということから、非常に難しいという話でございましたが、私が東京の出張の折、専門家のほうにいろんな意見交換を求めたところ、現在の技術ではそれは可能かもしれないということから、赤外線の中の近赤外線によれば、固定の形を特定できるのではないかということから、モデル事業としてやれるということがございましたので、まずは徳之島町からクロウサギを特定することによって、車の速度をしっかりと制限をかけるというのをモデル的にやりたいと思います。この技術が恐らく農産物とかそういうた畑等々にも活用できるのではないかということから、期待をしています。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（勇元勝雄君）

歳入の4ページ、昨日聞いたらよかったですけど、ちょっと聞きそびれたものですから。

14の2、1の7、訓練交付金、これはどのような基準でその交付金は出てくるんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

これにつきましては、令和6年度に日米共同統合演習が行われた際の交付金でございますが、基準につきましては、訓練の内容でしたりその辺が基準になっているかとは思います。例えば、どのような訓練をしたか、その訓練の内容、また、使った箇所、飛行機が着陸したかどうか、その辺を全部踏まえた上で額の決定だと思います。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号、令和7年度一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第41号 令和7年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議案第41号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第41号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,360万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金813万円、国庫支出金113万3,000円などの増額、繰入金850万2,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費90万7,000円、保険事業費14万8,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第42号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第42号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第42号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,417万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,057万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金2,772万円、諸収入351万3,000円、支払基金交付金140万4,000円などの増額、繰入金41万円の減額であります。

歳出の内容は、諸支出金2,897万6,000円、保険給付費520万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第43号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第43号、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第43号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,742万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金199万4,000円、国庫支出金52万8,000円の増額、諸収入10万円の減額であります。

歳出の内容は、予備費199万4,000円、総務費52万8,000円の増額、諸支出金10万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第44号 令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第44号、令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第44号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益1,711万1,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用1,711万1,000円の増額であります。

また、資本的収入におきまして、国庫補助金1億4,100万円、企業債1,550万円の増額であります。

資本的支出におきまして、建設改良費1,550万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第45号 令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第45号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第45号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、下水道事業営業外収益213万5,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、下水道事業営業費用213万5,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第11 議案第46号 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第12 議案第47号 令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第13 議案第48号 令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第14 議案第49号 令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第15 議案第50号 令和6年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第16 議案第51号 令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第46号、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第51号、令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

令和6年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会にお願いするに当たり、各議案の提案理由を御説明申し上げます。

一般会計、議案第46号、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和6年度一般会計歳入総額は106億3,891万259円、歳出総額は103億1,692万3,382円、歳入歳出の差引き額は3億2,198万6,877円であります。翌年度へ繰り越すべき財源が6,682万9,500円のため、実質収支額は2億5,515万7,377円であります。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、1億3,000万円は財政調整基金へ繰り入れ、1億2,515万7,377円を翌年度へ繰り越すべく処置いたしました。

それでは、各項目の内容について御説明申し上げます。

本町の歳入の74.9%に当たる79億6,040万6,056円が地方交付税国庫支出金、県支出金、町債などの依存財源であります。その中で最も高い比率を占めているのが地方交付税の37.0%で39

億3,851万4,000円、続いて、国庫支出金の17.9%で19億408万443円、町債の8.3%で8億8,154万5,000円、県支出金の7.7%で8億2,045万6,613円などとなっております。

自主財源は、歳入総額の25.1%に当たる26億7,850万4,203円で、町税は9.3%で9億9,093万9,364円となっております。

町税の徴収実績は、現年度分が98.7%、滞納分が15.1%、全体で95.1%となっております。

歳出につきましては、民生費が最も多く21.3%で22億79万223円、続いて、教育費が20.2%で20億8,253万8,940円、総務費の14.9%で15億3,895万2,652円、農林水産業費10.2%で10億4,974万7,548円、土木費の9.7%で9億9,734万4,786円、衛生費の9.0%で9億2,806万8,293円、公債費の8.0%で8億2,390万9,318円などとなっております。

続きまして、議案第47号、令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は14億4,849万7,220円、歳出総額は14億4,036万5,240円、歳入歳出の差引き額は813万1,980円となっております。

歳入の主な内容は、県支出金10億1,234万2,996円、繰入金2億4,997万3,927円、国民健康保険税1億6,796万6,810円などであります。

自主財源であります国民健康保険税の徴収実績は、現年度分が94.3%、滞納分が18.9%、全体で82.7%となっております。

歳出の内容は、保険給付費9億8,172万1,777円、国民健康保険事業給付金3億4,373万1,986円、総務費8,714万4,960円、諸支出金1,419万3,552円、保健事業費1,357万2,965円であります。

次に、議案第48号、令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は11億4,171万3,870円、歳出総額は11億1,199万2,694円、歳入歳出の差引き額は2,972万1,176円であります。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、200万円は基金へ繰り入れ、2,772万1,176円を翌年度へ繰り越すべく処置いたしました。

歳入の主な内容は、国庫支出金3億1,610万452円、支払基金交付金2億8,045万4,000円、保険料1億6,590万300円、繰入金1億5,184万4,500円、県支出金1億4,957万4,587円などであります。

歳出の内容は、保険給付費9億9,680万5,236円、諸支出金6,124万6,622円、地域支援事業費3,419万9,725円、総務費1,974万1,111円であります。

次に、議案第49号、令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は1億5,143万315円、歳出総額は1億4,943万4,425円、歳入歳出の差引き額は199

万5,890円となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料8,535万9,400円、繰入金5,623万1,000円、諸収入830万8,414円などであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合給付金1億3,636万2,700円、保健事業費883万1,204円、総務費405万7,621円、諸支出金18万2,900円であります。

次に、議案第50号、令和6年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

収益的収入総額は4億8,973万9,974円であります、一般会計から2億2,931万5,000円を繰り入れております。

収益的支出総額は4億4,519万6,389円であります。

資本的収入総額は1億7,480万5,000円であります。

資本的支出総額は5億3,037万60円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,556万5,060円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金3億2,590万7,466円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,965万7,594万円で補填いたしました。

次に、議案第51号、令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

収益的収入総額は2億9,142万1,635円であります、一般会計から1億6,509万7,000円を繰り入れております。

収益的支出総額は2億9,405万5,937円であります。

資本的収入総額は1億7,574万6,000円であります。

資本的支出総額は2億505万9,906円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,931万3,906円は、当年度分損益勘定留保資金2,931万3,906円で補填いたしました。

以上、各会計の歳入歳出決算について御説明申し上げましたが、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、認定していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本決算案6件については、議長と監査委員を除く14人の委員をもって構成す

る令和6年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、本決算6件については、議長と監査委員を除く14人の委員をもって構成する令和6年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長、副委員長は、委員会において互選することになっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しました。

御報告いたします。委員長に総務文教厚生常任委員会委員長の植木厚吉議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の松田太志議員が決定しました。

△ 日程第17 報告第4号 令和6年度健全化判断比率について

○議長（行沢弘栄君）

日程第17、報告第4号、令和6年度健全化判断比率について、報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

それでは報告いたします。

報告第4号、財政健全化法における令和6年度健全化判断比率について申し上げます。

実質赤字、連結実質赤字等はございません。

実質公債費比率7.6%、将来負担比率37.7%となっております。

以上でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号については終わります。

△ 日程第18 報告第5号 令和6年度資金不足比率について

○議長（行沢弘栄君）

日程第18、報告第5号、令和6年度資金不足比率について、報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

それでは報告いたします。

報告第5号、令和6年度資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率はございません。

以上でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号については終わります。

△ 日程第19 報告第6号 継続費精算報告書について

○議長（行沢弘栄君）

日程第19、報告第6号、継続費精算報告書について、報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第6号、継続費精算報告書について御報告いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費精算報告書を調整いたしましたので、別紙のとおり、議会に報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和6年度継続費精算報告書のとおりでございます。

一般会計、教育費、中学校費、東天城中学校建設事業、事業費全体計画額14億4,585万円に対し、実績額13億8,949万7,128円でございます。

以上、一般会計1件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号については終わります。

[退席する者あり]

△ 日程第20 諸問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（行沢弘栄君）

日程第20、諸問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

諸問第3号の提案理由を御説明申し上げます。

本諸問は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。

内容は、徳之島町亀津491番地の4、宮之原順子氏を推薦するものであります。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、諸問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は適任であると答申することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、諸問第3号は適任であると答申することに決定しました。

[着席する者あり]

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月19日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時51分

令和 7 年第 3 回徳之島町議会定例会

第 5 日

令和 7 年 9 月 19 日

令和7年第3回徳之島町議会定例会会議録

令和7年9月19日（金曜日）午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）

○開 議

- 日程第 1 議案第46号 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について
..... (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第47号 令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第48号 令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第49号 令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第50号 令和6年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第51号 令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定に
ついて (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
..... (議会運営委員長)

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	内 博 行 君	2番	政 田 正 武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植 木 厚 吉 君
5番	竹 山 成 浩 君	6番	松 田 太 志 君
7番	富 田 良 一 君	8番	勇 元 勝 雄 君
9番	徳 田 進 君	10番	池 山 富 良 君
11番	是 枝 孝 太 郎 君	12番	広 田 勉 君
14番	福 岡 兵 八 郎 君	15番	大 沢 章 宏 君
16番	行 沢 弘 栄 君		

1. 欠席議員（1名）

13番 木 原 良 治 君

1. 出席事務局職員

事 務 局 長 清 原 美 保 子 君 主 査 中 野 愛 香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 な おみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農 林 水 産 課 長	廣 智 和 君	耕 地 課 長	水 野 育 君
地 域 営 業 課 長	清 潑 博 之 君	農 委 事 務 局 長	白 坂 貴 仁 君
学 校 教 育 課 長	太 稔 君	社 会 教 育 課 長	安 田 誠 君
介 護 福 祉 課 長	福 田 博 文 君	健 康 増 進 課 長	吉 田 忍 君
お も て な し 観 光 課 長	吉 田 広 和 君	税 务 課 長	新 田 良 二 君
住 民 生 活 課 長	大 山 寛 樹 君	選 管 事 務 局 長	藤 康 裕 君
会 計 管 理 者・会 計 課 長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	奥 村 和 生 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第46号 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第2 議案第47号 令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第3 議案第48号 令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第4 議案第49号 令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第5 議案第50号 令和6年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第6 議案第51号 令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第46号、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第6、議案第51号、令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（植木厚吉君）

おはようございます。

それでは、令和6年度歳入歳出決算審査特別委員会に付託されました一般会計並びに特別会計決算書の審査の経過と結果についてを御報告申し上げます。

去る9月16日、17日の2日間にわたり、町長をはじめ、総務課長及び財政主幹、各担当課長、担当職員の出席を求め、各会計歳入歳出事項別明細書等に基づき、審査を行いました。

審査の過程では、令和6年度の決算に係る事業の成果、課題または今後の方策等について質疑や要望等がなされました。

主な要望についてを御報告いたします。

各課における備品の管理については、備品の取得・移管・廃棄を適正に管理し、備品台帳との整合性を図るため、責任の明確化と職員への周知、教育に努めること。

住宅使用料や水道料金など、各種税金の未納が続く悪質な滞納者に対しては、納税者との不公平が決して生じないよう強制退去や給水停止をはじめとした厳しい措置を迅速かつ確実に講じ、未収金回収に最大限の努力を払い、今後も関係部署と連携し、滞納の未然防止及びに厳格な対応に努めること。

なお、質疑については、皆様御周知のとおりでございますので、省略をさせていただきます。
それでは、結果を御報告申し上げます。

議案第46号、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号、令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号、令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号、令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号、令和6年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号、令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上6件については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第46号、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は認定することに決定しました。

これから、議案第47号、令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号、令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は認定することに決定しました。

これから、議案第48号、令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号、令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は認定することに決定しました。

これから、議案第49号、令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号、令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は認定することに決定しました。

これから、議案第50号、令和6年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

○8番（勇元勝雄君）

この間の決算審査特別委員会が終わって、友達何人かと飲んで、こういう話をしたら、委員

会は賛成でしたけど、この上水道会計に対して私は反対いたします。

その理由としては、現在6,500万円の滞納額があり、また毎年300万円以上を不納欠損で落としている。その徴収の努力をしているかといったら、私には努力している姿が見えないわけです。給水停止が年間で19件、こういう状態で努力をしているとは私はとても思えません。そして、事業に対しても、この間、現場を回っていろいろ問題がありました。2億円以上の金を毎年繰り入れしながら、企業努力というのが見えないんですよね。水道料というのは、使った分だけもらうわけですから、実際固定資産とか、ああいうものは、何で借金して、また固定資産税を払わなければいけないとか、そういう気持ちもありますけど、水道だけは、自分が使った分を徴収するですから、もっと企業努力をして、もっと給水停止をしなければ、現在のような状況で毎年300万円から500万円の間を不納欠損で落としている。こういう予算に対して、私は反対いたします。

○議長（行沢弘栄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、令和6年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（行沢弘栄君）

起立多数です。したがって、議案第50号は認定することに決定しました。

これから、議案第51号、令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号、令和6年度下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は認定することに決定しました。

△ 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午前10時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行沢弘栄

徳之島町議会議員 富田良一

徳之島町議会議員 大沢章宏